

民數紀略

モイゼの第四書は民數紀略と稱ばれる。その始に民の數が記してあるからである。ヘブレオ人等は之をその冒頭の語からヴァイエダッベル (VAIEDABBER) と稱している。内容はイスラエル人等エジプト脱出後の第二年第二月から第四十年第十一月始までの經過、即ち殆ど三十九年間の歴史である。

第一章

イスラエルの子等の人口調査—レヴァイ族聖幕屋への奉仕に當る。

一 エジプトを出でしより二年目の第二月一日、シナイの荒野¹⁾において契約の幕屋の中にて、主またモイゼに告げて曰いけるは、ニイスラエルの子孫の全會衆の總數を、その族により家によりて計え、あらん限りの男性各々の名を擧げよ、²⁾ 三即ち、すべてのイスラエル人の中、二十歳以上にして戦争に堪うる者³⁾ に就き、然なすべし。しかして汝とア—ロンと隊に従いて、⁴⁾ 彼等を數うべし。 四 また族の長、

第一章 1) ヘブレオ人等はここへ來て(出一九・二以下)、一年近く滯留し、十誡などを授かつた。以下は荒野出發直前に起つた事である。—2) 出三〇・一二。3) 女子供はかぞえられなかつた。4) 五十人隊、百人隊にはそれぞれ隊長があつた。出一八・二五参照。

五 及び一門いもんにおける家々いえいの長おさを、汝等なんぢらと共にともあらしむべし、^五その名なは
 六 次の如ごとし、⁶⁾ルベンよりは、セデウルの子こエリスル。^六シメオンよりは
 七 スリサツダイの子こサラミエル。^七ユダよりは、アミナダブの子こナハツ
 九八 ソン。^八ハイツサカルよりは、スアルの子こナタナエル。^九ザブロンよりは
 一〇 ヘロンの子こエリアブ。^{一〇}またヨゼフの子等こらに就つきては、エフライムよ
 二一 りは、アミウドの子こエリサマ、マナツセよりは、ファダツスルの子こガ
 二二 マリエル。^二ベンヤミンよりは、ゲデオンの子こアビダン。^三ダンより
 二三 は、アミサツダイの子こアヒエゼル。^三アセルよりは、オクランの子こフ
 一四 エギエル。^四ガドよりは、ドウエルの子こエリアサフ。^五ネフタリより
 一六 は、エナンの子こアヒラ。^六これらは民草たみくさの中うち、族やからと家系いえすじとによる
 一七 最も名なある長おさにして、イスラエル軍勢ぐんせいの頭目かしらなり、^七これらを、モ
 一八 イゼとアーロン、全民衆ぜんみんしゆうと共にとも召めし、^八第二月だいにがつ一日いつにちに彼等かれらを集め、二
 十歳さいじゅう以上の者ものを各々おのづか、血統ちすじにより、家いえにより、家族やからにより、頭數あたまかずによ

⁵⁾ヤコブの主要な妻リアとラケルとの子孫が始に、バラとゼルフアとの子孫が終に記してある。一〇のここにはレヴィ族が除かれて、これは別に算えられたのである。その代りヨゼフの子孫たる二族が入つていて十二族になつてゐる。一〇のそれでは人々は平和の時には士師であり、戦争の時には軍將であつた。

一九 各々の名によりて數えたり。一九 主のモイゼに命じ給える如し。かくて彼等シナイの
 二〇 荒野において數えられたり。二〇 凡てイスラエルの長男ルベンより出でし、二十歳以上の
 二一 男性にして、戦争に出るに堪うる者はすべて、その代々の系圖と、宗族と、家と、各自
 二二 の名とに従えば、二四 萬六千五百人なりき。二三 凡てシメオンの子等より出でし、二十歳
 二三 以上の男性にして、戦争に出るに堪うる者は、その代々の系圖と宗族とその一門の家々
 二四 とに従い、各々の名と頭數とによりて之を數えしに、三五 五萬九千三百人なりき。二四 ガド
 二五 の子等より出で、二十歳以上にして、すべて戦争に出るに堪うる者は、その代々の系圖
 二六 と宗族とその一門の家々とに従い、各々の名によりて之を數えしに、二五 四萬五千六百五
 二七 十人なりき。二六 ユダの子等より出で、二十歳以上にして、すべて戦争に出るに堪うる者
 二八 は、代々の系圖と宗族と一門の家々とに従い、各々の名によりて、二七 之を數えしに、七
 二九 萬四千六百人なりき。二八 イッサカルの子等より出で、二十歳以上にして、すべて戦争に
 三〇 出るに堪うる者は、その代々の系圖と宗族とその一門の家々とに従い、各々の名により
 三〇 之を數えしに五萬四千四百人なりき。三〇 ザブロンの子等より出で、二十歳以上に

して、すべて戦争に出るに堪うる者は、その代々の系圖と宗族とその一門の家々とに従い、各人の名によりて數えしに、^{三二}五萬七千四百人なりき。^{三三}ヨゼフの子等の中、エフライムの子等より出で、二十歳以上にして、凡て戦争に出るに堪うる者は、その代々の系圖と宗族とその一門の家々とに従い、各人の名によりて之を數えしに、^{三四}四萬五百人なりき。^{三五}更にマナッセの子等より出で、二十歳以上にして、凡て戦争に出るに堪うる者は、その代々の系圖と宗族とその一門の家々とに従い、各人の名によりて之を數えしに、^{三六}ベンヤミンの子等より出で、二十歳以上にして、凡て戦争に出るに堪うる者は、その代々の系圖と宗族とその一門の家々とに従い、各人の名によりて之を數えしに、^{三七}ダンの子等より出で、二十歳以上にして、凡て戦争に出るに堪うる者は、その代々の系圖と宗族と、その一門の家々とに従い、各人の名によりて之を數えしに、^{三八}六萬二千七百人なりき。^{三九}アセルの子等より出で、二十歳以上にして、凡て戦争に出るに堪うる者は、その代々の系圖と宗族とその一門の家々とに従い、各人の名によりて之を數えしに、^{四一}四萬一千五百人なりき。

四二 ネフタリの子等より出で、二十歳以上にして、凡て戦争に出るに堪うる者は、その代々の系圖と宗族と一門の家々とに従い、各人の名によりて之を數えしに、^{四三}五萬三千四百人なりき。^{四四}これらはモイゼとアーロンとイスラエルの十二の長とが、各人その一門の家々に従い數えたる者なり。^{四五}かくてイスラエルの子孫の中、二十歳以上にして、戦争に出るに堪うる者の、家と族とによる總數は、^{四六}六十萬三千五百五十人なりき。^{四七}されど、レヴィ人は、その族と家とによりて、^{四八}彼等と共に數えられざりき。^{四九}主またモイゼに告げて、曰いけるは、^{五〇}レヴィの支族を數うるなかれまた、汝、^{五一}彼等をイスラエルの子孫と合せ計うべからず、^{五〇}之を立てて、^{五一}證詞の幕屋とその諸々の器具と禮式に關するすべての物とを掌らしむべし。^{五二}彼等は幕屋とその諸々の用具を運び、勤行をなし、幕屋の周圍に陣を張るべし。^{五二}出發たんとする時は、レヴィ人幕屋を取崩すべく、陣を張らんとする時は、^{五二}彼等之を組立つべし。他の者、之に近づくあらば、何人にもあ

8) 總括すれば二十歳以上の男子全部で六十萬三千五百五十人。この統計の人數から推定すれば當時へブレオ民族は約二百萬人から成つていたと思われ。レヴィ族は契約の幕屋と司祭等とに奉仕することになつていた。

五二 殺さるべし。五三 イスラエルの子孫は、各人その軍の團、及び隊に従いて陣を張るべし。
 五三 されど、レヰイ人は幕屋の周圍にその天幕を張るべし、これ、イスラエルの子孫の民
 草の上に、神怒の降らざらん爲なり。しかして彼等は警戒して、證詞の幕屋を護るべし。
 五四 よりてイスラエルの子孫は、すべて主のモイゼに命じ給える所に従いて爲しぬ。

第二章

陣營における十二族の順序。

二一 主またモイゼとアーロンとに告げて、曰いけるは、イスラエルの子
 孫はすべて、その隊毎に、その旗と印との下に、一門の家々に従いて、
 契約の幕屋の周圍に陣を張るべし。三 東には、ユダその軍隊によりて、
 その天幕を張るべく、¹⁾ その子等の首は、アミナダブの子、ナハツソン
 たるべし。四 しかしてその裔なる戦士の總數は、七萬四千六百人。五 五
 の次には、イツサカルの支族の者陣を張るべし。その首はスアルの子、
 ナタナエルなり。六 しかしてその戦士の總數は、五萬四千四百人。七 七

第二章 1) 最も
 人數の多い隊が
 前衛になつた、
 天主に先鋒とし
 て示されたユダ
 族がそれである
 次に數多き隊は
 後衛になつた。

八 ブロンの支族における首は、ヘロンの子エリアブなり。ハしかしてその裔
 九 なる戰士の總勢は、五萬七千四百人。ユダの陣營において數えられたる
 者^もは、すべて十八萬六千四百人²⁾。しかしてこれらの者、先頭に立ちてそ
 一〇 の隊毎に進むべし。一〇南の方、ルベンの子等の陣營においては、セデウル
 二 の子エリスル首たるべし。二しかしてその數えられたる戰士の總勢は、四
 三 萬六千五百人。三その傍には、シメオンの支族の者陣を張りたり、その首
 四 はスリサツダイの子サラミエルなりき。三しかしてその數えられたる戰士
 一四 の總勢は、五萬九千三百人。一四ガドの支族における首は、ドウエルの子エ
 一五 リアサフなりき。一五しかしてその數えられたる戰士の總勢は、四萬五千六
 一六 百五十人。一六ルベンの陣營において數えられたる者は、その隊々に従い
 一七 すべて十五萬一千四百五十人³⁾。これらの者は二番目に進むべし。一七しか
 して證詞の幕屋は、レヴィ人その職務として、その隊に従い、之を運ぶべ
 し。また、之を組立つる如く、取崩すべし⁴⁾。各々その地位と階級とに従

2) これら三族の戰士の總數(十八萬六千四百人)とそ
 の進軍の順序
 これが最も重
 要な部隊であ
 つた。
 3) 第二部隊を
 成す戰士の總
 數(十五萬一
 千四百五十
 人)と、その
 進軍の順序。
 4) 組立てた順
 序の反對に、
 取崩すべし。

一八 いて進むべきなり。^{一八}西の方には、エフライムの子等の陣營あるべし。その首はアミウドの子エリサマなり。^{一九}その數えられたる戰士の總勢は、四萬五百人。^{二〇}彼等と共に、マナツセの子等の支族あり、その首はフアダツスルの子ガマリエルなり。^{二一}しかしてその數えられたる戰士の總勢は、三萬二千二百人。^{二二}ベンヤミンの子等の支族における首は、ゲデオンの子アビダンなり。^{二三}しかしてその數えられたる戰士の總勢は、三萬五千四百人。^{二四}エフライムの陣營において數えられたる者は、その隊々に従い、すべて十萬八千一百人。これらの者は三番目に進むべし。^{二五}北の方には、ダンの子等陣を張りたり。その首はアミサツダイの子アヒエゼルなりき。^{二六}その數えられたる戰士の總勢は、六萬二千七百人。^{二七}その傍にはアセルの支族の者陣を張りたり。その首はオクランの子フエギエルなりき。^{二八}その數えられたる戰士の總勢は、四萬一千五百人。^{二九}ネフタリの子等の支族の首は、エナンの

りもつと明らかに云えばカト族が主要な聖物に附添つてゐる。ゲルソンの子孫とメラリの子孫とは、一〇、一七、二一によれば、既に主要部隊（ユダ）に續いて出發してゐる筈である。一^六の第三部隊を成す戰士の總數（十萬八千百人）とその進軍の順序幕屋及びレヴァイ族のすぐあとに續く

三〇 子アヒラなりき。三〇その戦士の總勢は、五萬三千四百人。三一ダンの陣營
 において數えられたる者は、すべて十五萬七千六百人にして、これらの
 者は最後に進むべし。三二イスラエルの子孫の、代々の家及びその隊に
 従いて分たれし軍勢の人數は次の如し、即ち六十萬二千五百五十人なり。
 三三 しかしてレヴィ人はイスラエルの子孫の中に數えられざりき、主かく
 三三 モイゼに命じ給いたればなり。三四イスラエルの子孫は、すべて主の命じ
 給える所に従いて爲しぬ。彼等はその隊毎に陣を張り、またその宗族と
 父祖の家とによりて進めり。8)

第 三 章

レヴィ族の人數調査とその職務―彼等はイスラエルの子孫の初生兒の代り。

一 主がシナイ山にて、モイゼに語り給える日における、アーロンとモイ
 二 ゼとの子孫は次の如し。二即ちアーロンの子等の名はかくの如し、その
 三 初兒はナダブ、次にアビウ、エレアザル、及びイタマル。1) これらはア

の第四部隊を成
 す戦士の總數、
 (十五萬七千六
 百人)とその進
 軍の順序。これ
 は後衛である。
 8) 天主をあらゆ
 る思考行動の中
 心として。

第三章 1) 出六・

二三。

四

五

六

七

八

九

一〇

一一

一、ロンの子等の、油を注がれて司祭の職務を行わん爲にその手を充滿され聖別
 められたる司祭等の名なり。四さて、ナダブとアビウとは、シナイの荒野にお
 いて、主の尊前に異火を献げたる時に、子なくして死せり。しかしてエレアザ
 ルとイタマルとは、その父アローンの面前にて司祭の職務を行えり。五主また
 モイゼに告げて、曰いけるは、六レヴィの族を連れ來り、司祭なるアローンの
 眼前に立たしめ、彼に事えしめよ。且、彼等をして警戒せしめ、七證詞の幕屋
 の前において、會衆の禮拜に關するすべての事を行わしめよ。八また彼等をし
 て、幕屋の器具を保管せしめ、その職務を果さしめよ。九しかして汝、レヴィ
 人を贈物として、一〇アローンとその子等とに與うべし。即ち彼等はイスラエル
 の子孫によりこの人々に付されたるなり。さて、汝はアローンとその子等とを
 立てて、司祭の職務に當らしむべし。他の者、近づきてその務を行わんとせば
 死すべし。三主またモイゼに告げて、曰いけるは、二我は、イスラエルの
 子孫の中にて始めて胎内より出でしすべての初生兒に代えて、レヴィ人を取り

2) 利一

〇・一、

二。代

上二四

・二。

3) 天主

の罰し

給う御

手によ

つて。

利一〇

章参照

一三 たり。さればレヴィ人はわがものたるべし。⁴⁾ 一三そは、初生兒は
 すべて、わがものなればなり。我はエジプトの國にて初出を撃ち
 し時より、⁵⁾ イスラエルにて最初に生れたるものは、人も畜もす
 べてわが爲に聖別したり。これらはわが有なり。我こそは主な
 れ。⁶⁾ 一四 主またシナイの荒野において、モイゼに告げて、曰いけ
 るは、一五「レヴィの子等を、その父祖の家と宗族とによりて數え
 一箇月以上の⁷⁾ 男子を悉く數えよ。」一六モイゼ、主の命じ給える
 如くに、之を數えたり。一七さて、レヴィの子等と認められたる者
 の名は次の如し、⁸⁾ ゲルソン、カト、メラリ。⁸⁾ 一八ゲルソンの子
 等は、レブニ、セメイ。一九カトの子等は、アムラム、イエサー
 二〇 ル、ヘブロン、オジエル。二〇メラリの子等は、モホリ、ムシ。
 二一 ゲルソンよりは、レブニ族とセメイ族と、二二つの宗族出でたり。
 二三 その中一箇月以上の男性の民を數えたるに、七千五百人なりき。

4) 天主が何故他族でな
 くこの族を選び給うた
 かは、出三二・二七以
 下に記してある。

5) 天主はエジプト人の
 初兒と共にイスラエル
 人の初兒を撃ち殺し給
 わず、その代りにこれ
 を御自分のものとし給
 うた。一⁸⁾出二三・二一。
 本八・一六。一⁷⁾カ
 月以上たてば母は潔く
 なるし、レヴィ人に代
 りをして貰う初兒等も
 この時には贖い戻され
 ているからである。
 8) 出六・一六。

三三 これらの者は幕屋の背後、西の方に陣を張るべし。三四その首として戴くは、ラエルの
 二二五 子エリアサフなり。二五しかしてその契約の幕屋において警護るべきは、二六幕屋とその覆
 幕、契約の幕屋の門口の前に引かれたる帷と庭の幕、また幕屋の庭の入口に掛けられた
 二七 る帷と、祭壇の勤行に要するあらゆる物、幕屋の紐とその諸々の用具なり。二七カートの
 二八 一門には、アムラム族、イエサール族、ヘブロン族、オジエル族の諸族あるべし。是等
 二〇九 はその名によりて數えたる、カート人の族なり。二八一箇月以上の男性は總べて八千六百
 三一 人。これらの者は、聖所を警護るべく、二九南の方に陣を張るべし。三〇しかしてその首は
 三一 オジエルの子エリサフアンなるべし。三二彼等の守るべきは、櫃、卓、燭臺、祭壇、聖務
 三二 に用うる聖所の器具、幕、及び凡てかゝる類の調度なり。三三さてレヴィ人の首等の首は
 三三 司祭アーロンの子エレアザルにして、聖所を警め守る者の上に立つべし。三三またメラリ
 三四 よりは、モホリ人、ムシ人の族出でたり、之をその名によりて數えたるに、三四一箇月以
 三五 上の男性はすべて六千二百人。三五その首はアビエルの子スリエル。彼等は北の方に
 三六 陣を張るべし。三六その管理の下にあるべきは、幕屋の板と横木、柱とその臺座、及びか

三七

三八

三九

四〇

四一

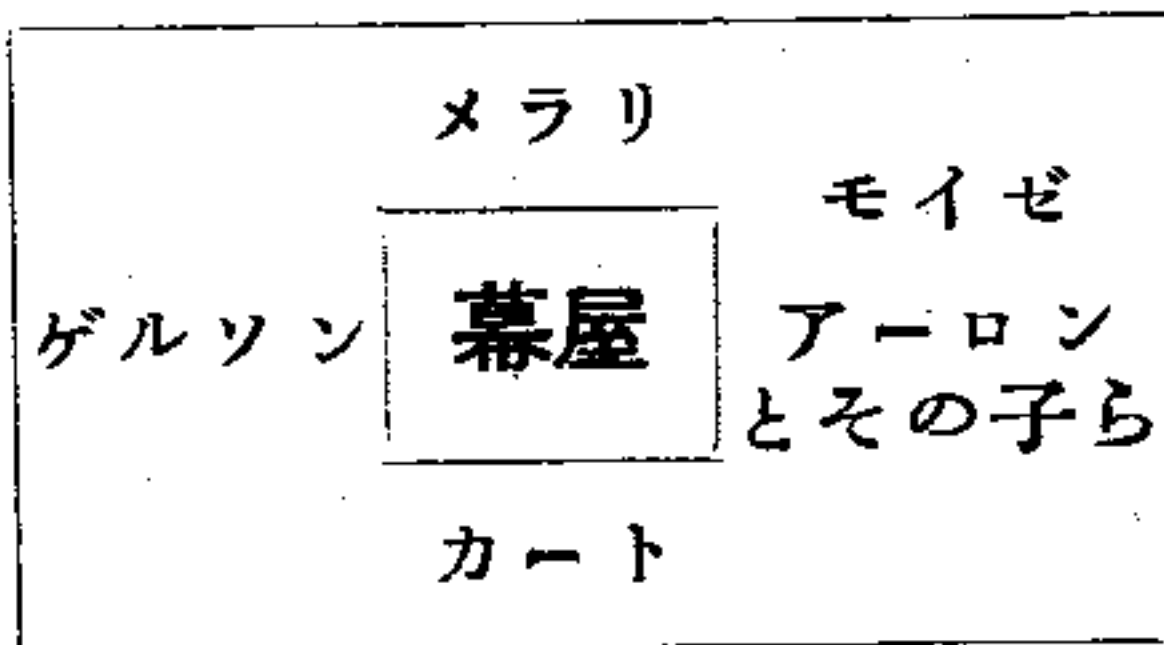
かる祭祀の用に供すべきすべての物、三七なら
 びに庭の周囲の柱とその臺座、杭とその紐な
 り。三八 契約の幕屋の前、即ち東の方には、モ
 イゼ及びアーロンとその子等、陣を張り、イ
 スラエルの子孫の中にて、聖所を守るべし。
 他の者の之に近づくあらば、何人にもあれ、
 死すべし。九) 三九 モイゼとアーロンと、主の命
 に従い、一箇月以上の男性のレヴィ人を悉く
 その宗族によりて數えたるに、二萬二千人な
 りき。10) 四〇 主またモイゼに曰いけるは、「イ
 スラエルの子孫の中、男性の初生兒の一箇月
 以上なるを數え、汝、その統計を取るべし。
 四一 しかして汝、わが爲にイスラエルの子孫に

北

9)

アセル。ダン。ネフタリ。

マナッセ。
 西 エフライム。
 ベンヤミン。



イッサカル
 ユダ。東
 ザブロン。

シメオン。ルベン。ガド。

南

10) レヴィ族の人数は他族に較べると非常に少い。多分實際にこの族に屬する者だけが、聖所で奉仕するに足ると考えられたため、計算に入れられたのである。

代えてレヴィ人を取るべし。我は主なり。またイスラエルの子孫の家畜のすべての初仔に代えて、彼等の家畜を取るべし。」^{四二}モイゼ、主の命じ給える如く、イスラエルの子孫の初生を數えたり。^{四三}然るに一箇月以上なる男子は、その名に依れば、二萬二千二百七十三人なりき。^{四四}主またモイゼに告げて、曰いけるは、^{四五}「イスラエルの子孫の初生に代えてレヴィ人を取り、彼等の家畜に代えてレヴィ人の家畜を取れ。かくてレヴィ人はわが有となるべし。」^{四六}我は主なり。^{四六}されどイスラエルの子孫の初生は、レヴィ人の數を超過ゆるること二百七十三人なれば、その身代金として、^{四七}汝、頭數一人毎に、聖所の秤量に準いて、五シクルを取るべし。一シクルは二十オボルなり。^{四八}しかして汝、その金を、剩餘れる者の身代金として、アーロンとその子等とに付すべし。」^{四九}よりてモイゼ、剩餘れる者にして、人々がレヴィ人より贖いたる者の金を取りぬ、^{五〇}そは、イスラ

11) イスラエルの献物たるレヴィ人たちに今いる初兒らの代りをさせるのである。過剰の初兒や今後の初兒は、五シクルで贖い戻さなければならぬ。——¹²⁾本三・四三によれば、五シクルで贖い戻された初兒の數はレヴィ人の定數よりも、二百七十三人だけ餘計であつた。——出三〇・一三。利二七・二五。本一八・一六。結四五・一二。

五二 エルの子孫の初生の身の代にして、聖所の秤量に準い、一千三百六十五シクルなりき。
五三 しかして主の彼に命じ給える御言に従い、之をアーロンとその子等とに付せり。

第四章

レヴィ人の年齢及び勤行―その聖務と擔うべき物。

- 一 主またモイゼとアーロンとに告げて、曰いけるは、
二 三レヴィ人の中よりカートの子等を、その家と宗族とによりて合せ計えよ、
三 三十歳以上五十歳までにして、契約の幕屋に入り、立ちて勤行をなす者を悉く算うるなり。
四 カートの子等の勤務は次の如し、即ち契約の幕屋と、至聖き物とに關するものにして、
五 陣を進むる時には、アーロンとその子等、入りて入口の前にかかれる幕を取下し、
六 之に證詞の櫃を包み、
六 大なお之を藍色

第四章 1) 最も貴い務はカートの一族に委ねられた。それは「至聖なる物」すなわち最も聖なる物を搬ぶ仕事である。後に契約の櫃の運搬は司祭たちの仕事とせられた。(申三一・九。)
2) 聖物はいずれも皆、運搬の前に包んだ。契約の櫃と卓とは三枚の覆いで(七節以下参照)、その他は青色の布と同色の皮革との二枚で。たゞ契約の櫃だけは、外から見てもそれとわかるように、藍色の覆いで外を包んだ。そのほかの時にはただ内部の覆布だけ(七、九、一一、一二各節)。燔祭壇は赤紫色の覆布で包んだ。

の皮革の蔽いもて蔽い、その上に總て青き布をかけて、棒を差し入るべし。

七 また供麩の卓をも青き布に包み、それと共に、香爐、乳鉢、神酒を注ぐ

八 爵と碗とを置くべし。パンは常にその上にあらしむべし。3) 八しかしてその

上に紅の布をかけ、更に藍色の皮革の覆いもて之を覆い、棒をそれに差し入

九 るべし。九また藍色の布を取りて、燭臺とその燈、盞と火挾みと、燭剪と

一〇 燈を調うるに要する諸々の油の器具を覆い、一〇すべてのの上に藍色の皮革の

覆いをかけて、之に棒を差し入るべし。二 二なおまた黄金の祭壇をも青き布に

三 包み、之に藍色の皮革の被覆をかけて、棒を差し入るべし。三 聖所にて勤行

四 に用うる器具は、すべて青き布にて包み、その上に藍色の皮革の被覆をかけ

五 て、棒を差し入るべし。三 三また祭壇の灰を除き去り、紫の布に包み、四 之

六 をその勤行に用うる諸々の器具、即ち火皿、肉叉、焼串、鉤、十能と共に置

七 くべし。祭壇の器具はすべて共に之を藍色の皮革の被覆もて覆い、棒を差し

八 入るべし。一五 陣を移すに當りて、ア—ロンとその子等、聖所とその諸々の

九

3) この文

は供えの

パンの象

徴が重要

なことを

示す。そ

れは片時

も卓から

除いては

ならなか

つた、た

とい運搬

中でも。

4) 燔祭壇

器具とを包み終えたらば、カートの子等、入りて、包まれたる物を運ぶべし。

素祭
(穀祭)

されど聖所の器具に觸るべからず、そは死なざらんためなり。これ、契約の幕屋における、カートの子等の擔うべき物なり。一六しかして彼等の上には、司祭

アロンの子、エレアザル立つべく、燈火を調うる爲の油と、調合せたる香と

常に獻げらるる供物と、注油と、すべて幕屋の祭祀に關する物と、聖所に

ある諸々の用具とは、彼の管掌る所とす。一七主またモイゼとアロンとに告

げて、曰いけるは、一八カートの民族を、レヴィ人の中より減ぶるに至らしむ

るなかれ。一九彼等が至聖き物に觸るる時、生くるを得て死することなからん爲

に、之に對してかく爲せ。即ち、アロンとその子等と入りて、各々の人にそ

の仕事を定め、荷を分配ちて各々の人に運ばしむべし。二〇他の人々は好奇の心

より、聖所にある物を、その包まれざる内に見るべからず。然らずば死せん。」

二三主またモイゼに告げて、曰いけるは、二二ゲルソンの子等の總數をも亦、その

家と族と縁とによりて調べよ、二三三十歳以上五十歳までなり。契約の幕屋に入

二四

りて、奉事をなす者を悉く數えよ。二四ゲルソン人の族の務は次の如し。二五幕屋

二六

の幕と契約の天幕、他の蓋幕、及びこれらすべてを覆う藍色の蓋皮、契約の幕

二七

屋の入口に掛かれる帷、二六庭の幕、並に幕屋の前なる帷を運ぶこと。祭壇の

二八

屬する一切の物、紐と奉事の器具も、二七ゲルソンの子等、アロンとその子等

二九

との命によりて運ぶべし。しかして各人、己が擔うべき荷の何たるかを知るべ

三〇

し。二八これ、契約の幕屋における、ゲルソン人の族の任務にして、彼等は司祭

三一

アロンの子イタマルの手下なるべし。二九汝、メラリの子等をも亦、その宗族

三二

と父祖の家とによりて算うべし。三〇三十歳以上五十歳までのにして、入りてそ

三三

の職務、並に證詞の契約の勤行に當る者を悉く數うるなり。三一彼等の擔うべき

三四

物は次の如し。即ち、その運ぶべきは、幕屋の板とその横木、柱とその臺座、

三五

また庭の周圍の柱及びその臺座と杭と紐なり。彼等はすべての器具と調度と

三六

を數えて受取り、かくの如くにして之を運ぶべし。三三これ、メラリ人の族の役

三七

目、契約の幕屋におけるその務にして、彼等は司祭アロンの子イタマルの手

三八

の燔祭

壇。

の運搬

という

重労働

には、

ただ三

十歳か

ら五十

歳まで

の人が

適して

いた。

| | |
|----|---|
| 三四 | 下なるべし。」 ^{三四} 三〇 |
| 三五 | 族とその父祖の家とによりて算え、 ^{三五} 三十歳以上五十歳までにして、入りて契約の幕屋 |
| 三六 | の奉事に當る者を悉く數えたるに、 ^{三六} 三千七百五十人なること知られたり。三七 |
| 三七 | これ |
| 三八 | カート <small>の</small> 民族の中契約の幕屋に入る者の數にして、これらの者は、モイゼとアーロンと |
| 三九 | が、モイゼの手による主の御言に従いて數えたるなり。三八 |
| 四〇 | またゲルソンの子等をも宗族 |
| 四一 | とその父祖の家とによりて數え、 ^{三九} 三十歳以上五十歳までにして、入りて契約の幕屋に |
| 四二 | おいて勤務をなす者を悉く數えたるに、 ^{四〇} 三千六百三十人なること知られたり。 |
| 四三 | これ、ゲルソン人の民族にして、モイゼとアーロンとが、主の御言に従い、數えたる |
| 四四 | ものなり。 ^{四二} また、メラリの子等をも、宗族とその父祖の家とによりて數え、 ^{四三} 三十歳 |
| 四五 | 以上五十歳までにして、入りて契約の幕屋の祭式を行う者を悉く數えたるに、 ^{四四} 三千 |
| 四六 | 二百人なること知られたり。 ^{四五} これ、メラリの子等にして、モイゼとアーロンとがモ |
| | イゼの手による主の命に従いて數えたる者の數なり。 ^{四六} すべてレヴィ人にして、モイゼ |
| | とアーロンとイスラエルの首長等とが、名により、宗族とその父祖の家とに従いて算え |

四七 たる、三十歳以上五十歳までの、入りて幕屋の勤務をなし、荷を運ぶ者は、^{四八} 八千五百八十人なりき。^{四九} モイゼ、主の御言に従いて彼等を數え、主の彼に命じ給える如く、各人にその職掌と擔うものとを定めたり。

第五章

不淨なる者の陣外隔離—罪の告白及び償い—初穂—姦淫の疑惑。

二 一 主またモイゼに告げて、曰いけるは、イスラエルの子孫に命じて癩病者と、精の漏出ある者と、死者に穢されたる者とを、總べて陣の外に逐い出せ。^一 三 その男たると女たるとを問はず、汝等之を陣の外に逐い出せ。これ、我が汝等と共に住む時、彼等が陣を穢すことなからん爲なり。^四 四 よりてイスラエルの子孫かく爲して、主のモイゼに告げ給える如く、彼等を陣の外に逐い出しぬ。^五 主またモイゼに告げて、曰いけるは、^六 イスラエルの子孫に云え、男、もしくは女、人の常に犯す諸々の罪の^一 ^二 を犯したらん時、及び不注意より主の誠命に背

第五章 1) 癩病者に ついては、利一三、四六を見よ。陣外に留まつているのは、ただこれに該當する病氣や不淨のある間だけであつた。—2) 原文には單に「人のすべての罪」とある。

七 きて愆を得たらん時は、七 彼等その罪を告白し、元の物の價の五分の一を添えて、それを己が罪を犯したる相手に返還すべし。八 されど、もしそれを受くべき者あらざる時は、之を主に奉るべく、それは司祭の有となるべし。但し、贖罪の犠牲として償いの爲に献げらるる牡羊は然らず。九 また、イスラエルの子孫の献ぐる、すべての初物も司祭に歸し。一〇 凡そ個人が聖所に献げ、司祭の手に付す物は、皆その所有となるべし。一 二 主またモイゼに告げて、曰いけるは、一 三 イスラエルの子孫に告げて、汝之に云うべし、一 四 人の妻、迷いてその夫を蔑ろにし、一 五 他の男と臥したれど、その夫之を見顯すことを得ず、彼女その汚行の現場を發見せられざるが故に、その姦淫人に知られず、證人によりて立證し得ざる時、一 六 夫もしその妻に對し猜疑の念を起さば、そのまこと身を穢したるにもせよ、邪推をかけられたるにもせよ、一 七 之を司祭の許に連れ行きて、その爲に、大麥の粉一斛の十分の一を献物として差出すべし。司祭はその上に油を注ぐべし。

3) その時々には職務を行ふ司祭のものになる。一 四) ヘブレオ語聖書では「不貞をなし」。一 五) 證人がその場にいなか、あるいは兩人が現場を發見された場合には、利二〇・一〇に該當した。六) 大麥は小麥の半分ほどの價値しかなかつた。

一六 探り出さん爲の献物なればなり。二六次いで司祭はその女を進ませ、主の
 一七 尊前に立たしめ、一七土器に聖き水⁷⁾を取りて、之に幕屋の地上の土を少量
 一八 放つべし。一八しかして女が主の御眼前に立つ時には、その頭を露さしめ、
 一九 其手に思い出さしむる献物、猜疑の供物を載せ、自身は呪詛と憎悪とを
 二〇 罩めたる、いとも苦き⁹⁾水を持ち、一九女に誓わしめて、云うべし。もし
 二一 他の人、汝と共に臥したることなく、汝おのが夫の臥床を捨てて身を穢し
 二二 たることなくば、わが呪詛を罩めたるこのいと苦き水も、汝を害せざるべ
 二三 し。二〇されど汝もし汝の夫に背きて身を穢し、他の男と臥したることあら
 二四 ば、二二この呪詛は汝の上に降らん。願わくは、主、汝に呪詛をかけ、その
 二五 民の中にて汝を總べての人の懲戒となし給わんことを。汝の腿を腐らせ、
 二六 汝の腹を脹らせ、之を張裂けしめ給わんことを。二三呪詛の水汝の腹に入り
 二七 て、汝の胎は脹れ、汝の腿は腐れかし。と。しかして女は「アーメン、

7) 司祭たちが身を洗う青銅の洗盤から取つて。一八) 天主が現存し給うので、聖化された地上の土を一つまみ取つて入れる。9) この水はその恐ろしい結果から、今やかく(へ)ブレオ語「苦味の水」と稱ばれる。

二三 アーメン¹⁰⁾ “と答うべし。 三三 次いで司祭はこれらの呪詛を書に

二四 録し、呪詛を罩めたるいと苦き¹¹⁾ 水もてそれを洗い落し、 二四 之

二五 を女に與えて飲ましむべし。 女それを飲み乾すや、 二五 司祭はその

手より猜疑の供物を取り、之を主の尊前にて擧げ、祭壇の上に置

二六 くべし。 然れども先ず、 二六 献げらるる供物の中より一掴みを取り

之を祭壇の上にて焚き、¹²⁾ 然る後そのいと苦き水を、女に與えて

二七 飲ましむべし。 二七 さて女それを飲みたる時、もしその身を穢し、

夫を蔑ろにして姦淫の罪を犯したることあらば、呪詛の水その

身體中に浸徹りて、その腹は脹れ、その腿は腐るべし。かくてそ

二八 の女は呪われたる者となり、總べての人民の懲戒とならん。 二八 さ

れどその身を穢したることなくば、害を受けずして、子を産ま

二九 ん。¹³⁾ 二九 これ即ち猜疑の掟なり。 女、迷いてその夫に背き、身を

三〇 穢し、¹³⁾ 夫、猜疑の念に驅られて之を主の御眼前に連れ來り、司

10) この語が出てくるのはこれが始めて。後に

は頻繁に使用されている。その意味は「然あ

れかし」。11) 罪ある場

合には、女に苦き痛心

を與うべき。12) この

献げで天主を動かし、

真相を明らかにしてい

ただこうといふのであ

る。13) さればこれは

子を産むことができな

くなる罰であつた。1

天主の御裁斷を願ひ求

めてから、夫婦は和解

して、餘事は一切天主

祭彼女に對し、録されたる事を悉く行ふ時は、

三一 夫は罪なく、女その不義を負うべし。14) //

第 六 章

ナザレ人の掟—司祭が民を祝する方式。

二 主またモイゼに告げて、曰いけるは、
「イスラ

エルの子孫に告げて、汝之に云うべし、
「男もしく

は女、聖ならんとの誓願を立てて、
主にその身を

三 献げん」と欲する時は、
三 葡萄酒及び人を酔わし

むる力ある物を悉く斷つべし。
彼等は葡萄酒その

他の飲物の酢となれるを飲むべからず、
また葡萄酒

を搾りたる物を飲むべからず。
また生葡萄酒をも乾

四 葡萄酒をも食うべからず。
四 彼等は誓願に依りて主

に身を献聖げおる日の間、
葡萄酒園より出する物は

14) 女にもし罪があるなら。聖書全巻を通じて、天主がこの罰をお降しになつたという例は一つも見られない。

第六章 1) ヘブレオ語で、「ナザレ」は、「別にする」「聖にする」という意味で、特殊の宗教的献身を表す用語である。—ナザレ人の制度に關する嚴しい規定で、天主は御民全體に、主に身を献げた者がいかに敬虔な生活を送るべきかを示し、その結果また、かかる献身がいかに御意に適うかを、示そうとし給うたのである。カトリック教會における修道會組織を思ひ合わせよ。

五 乾葡萄酒より核に至るまで、何をも食うべからず。²⁾ 五その離れおる間に、主に身を献聖げおる日の満了るまで、剃刀をその頭に當つべからず。彼はその頭髪を伸しおりて聖なるべし。³⁾ 六その身を献げおる間、死者の許に入るべからず、七また、おのが父、母、兄弟姉妹の葬式と雖も之に臨みて身を穢すべからず、そは、その天主の聖別、彼の頭上にあればなり。八その離れおる日の間、彼は主に對して聖なる者たるべし。九されど何人か圖らずもその前にて死なば、彼の聖別の頭は穢さるべし。よりて彼は潔めのその日直に髪を剃るべく、七日目にも再び之を剃るべし。一〇しかして八日目に山鳩二羽、または家鳩の雛二羽⁴⁾を、證詞の幕屋の入口にて、司祭に献すべし。二ここにおいて司祭はその一羽を罪祭の爲に、他を燔祭の爲に献げ、彼の爲に祈るべし、そは、彼、死者によりて罪を得たればなり。しかしてその日に彼の頭を聖別むべし。三また、罪祭として當歳の羔を献げ、彼が離れおる日々を主

2) ナザレ人たる身分に對する規定。
 (一) 三、四兩節は葡萄酒及びその他の酒類の絶對禁止。(二) 五節はナザレ人たる全期間を通じて、鬚を蓄うべきこと。
 (三) 七、八兩節はすべて死者とは全くかかわらざるべきこと。(一) 3) 土一三・五。(一) 4) この献物はまた潔めの時に貧しい産婦も、更に貧しい癩病者も献げた。

一三 一の爲に聖ならしむべし、されど、前の日數は數うべからず、そは、彼の聖別漬されたればなり。二三 以下は即ち聖別のの掟なり。その誓願によりて定めし日數の滿了なば、彼を契約の幕屋の門口に連れ行き、^{一四}その供物を主に献ぐべし、即ち燔祭には當歳の玷なき牡の羔一頭を、罪祭には當歳の玷なき牡羊一頭を、和祭の犠牲には玷なき牡羊一頭を献げ、

一五 また油をかけたる無酵パン一籠、油を塗りたる酵なき煎餅、及びその各々に添えて神酒をも献ぐべし。^{一六}かくて、司祭はこれらの物を主の尊前に献げ、罪祭と燔祭とを執行うべし。^{一七}されど牡羊は、和祭の犠牲として主の爲に屠り、同時に無酵パンの籠、及び慣例により之に添うべき神酒をも献ぐべし。^{一八}次に契約の幕屋の門前において、身を献聖ぐるナザレ人の頭髪を剃り、その髪を取りて、和祭の犠牲の下なる火に投げ入

るべし。^{一九}さてその頭を剃りたる後、牡羊の煮えたる肩と、籠の中の酵なきパン一箇と、酵なき煎餅一箇とを取り、之をナザレ人の手に付す

5) ナザレ人たる期間滿了の際の犠祭。1) ユデア人の傳えによれば、ナザレ人たるの期間は普通三十日であつたことがわかる。7) 司祭が彼を。(一六節参照) 8) 聖として主に献げたものであるから焼かなければならなかつた。—徒二一・二四。

二〇 べし。9) 二〇しかして之を再彼より受取り、主の御眼前にて擧ぐべし。

さらばこれらは10) 聖となりて、分つべしと命ぜられたる胸、及び肩

の如く、司祭の有とならん。この後ナザレ人は葡萄酒を飲むことを

得るなり。二これ即ち、ナザレ人がその聖別の時に、誓願を立てて

主に供物を献ぐるに當りての掟なり。但し、この外にもその手の及

ぶ物を献ぐる時は、この限りにあらず。その聖別を全うせん爲に、

おのが心に誓いたる如くなすべし。三主またモイゼに告げて、曰

いけるは、二「アロンと、その子等とに云え、〃汝等、かくの如

くイスラエルの子孫を祝して、之に云うべし、11) 二四〇 主、汝を祝し、

汝を守り給え。12) 二五〇 主、その御顔を汝に示し、汝を憐み給え。二六〇 主、

その御顔を汝に向け、汝に平安を興え給え。13) と。〃 二七〇 しかして14)

彼等、わが名を呼びて、イスラエルの子孫の上に恵を求むべし。さ

らば我、彼等を祝せん。」

9) その天主への献物として。—10) その擧

搖によつて。—11) こ

の祝福は多分どの献

げの後にも興えられ

たのであるらう。(利

九・二二参照)—12) 集

三六・一九。—13) 教

父たち神學者らの中

には、これらの節を

以て、聖三位一體の

玄義を暗示している

ものとしている人も

ある。—14) ヘブレオ

語聖書「かくして」。

第七章

聖所への十二族の献物―天主贖罪所よりモイゼに告げ給う。

一 さて、モイゼ幕屋を造り終えて、之を建て、またそれとその諸々の器具と

祭壇とその諸々の器具とに、油を塗りて之を聖別したる日に當り、¹⁾ニイスラ

エルの首長等、即ち各々の支派の族長にして、數えられたる者共の司なる人

々、²⁾ ³⁾その献物を主の尊前に奉れり、蓋ある車六輛と、牛十二頭と、³⁾ 即

ち之なり。車は首長二人につき一輛を、牛は一人につき各々一頭を出し、之

を幕屋の前に引き來りぬ。⁴⁾その時主モイゼに曰わく、⁵⁾そを彼等より受取

りて、幕屋の祭祀に用い、汝之をレヴィ人に、その職務の係に従いて付すべ

し。⁶⁾よりてモイゼ車と牛とを受取りて、之をレヴィ人に付せり。⁷⁾即ち、

ゲルソンの子等には、その必要に應じて車二輛と牛四頭とを興え、⁸⁾メラリ

の子等には、その職と務とに應じて、他の車四輛と牛八頭とを興え、司祭ア

ーロンの子イタマルの配下におきたり。⁹⁾されど、カートの子等には、車も

第七章

1) 出四〇

・一〇。

2) 數えら

れなかつ

たレヴィ

人は別と

して。

(本一・

四七以下

参照)

3) 聖物運

搬用の車

と牛と。

牛も興えざりき。そは彼等が聖所に仕え、その荷をおのが肩にのせて
 運ぶが故なり。一〇かくて祭壇の奉獻の爲、之に油を塗る日に、首長等
 はその奉納物を祭壇の前に献げたり。二主またモイゼに曰いけるは、
 「首長等は毎日一人ずつ、祭壇奉獻の爲に、その献物を奉るべし。」⁴⁾
 二二一日目には、ユダの支族のアミナダブの子ナハツソン、その献物を
 献げしが、二三その献物は、聖所の秤量による目方百三十シクルの銀の
 皿一枚、及び七十シクルの銀の鉢一箇。之には共に素祭として油をか
 けたる麥粉を充滿したり。二四また、黄金十シクルの乳鉢に、香を充滿
 せるもの一箇、二五畜群より選りし牡牛一頭、牡羊一頭、當歳の羔一頭
 これらは燔祭に用う。二六また罪祭に用うる牡山羊一頭。二七また和祭の
 犠牲として、牡牛二頭、牡羊五頭、牡山羊五頭、當歳の羔五頭。これ
 即ちアミナダブの子ナハツソンの献物なりき。二八二日目にイツサカル
 の支族の首長、スアルの子ナクナエルが献げしは、二九聖所の秤量によ

4) 奉納物は一時に
 ではなくて、十二
 日間引續いて献げ
 られたのであつた
 そしてどの族長に
 も同じ物を同様に
 割當てられ、一部
 は聖幕屋で使う貴
 い器具、一部は三
 種の犠祭に用いる
 贅であつた。反復
 記述してあるのは
 大いに効果があつ
 て、イスラエル人
 の見た嚴かな行列
 を我々の眼前に髣
 髴たらしめる。

二〇

二二

二三

二四

二五

二六

二七

二八

二九

三〇

三一

る目方百三十シクルの銀の皿一枚、及び七十シクルの銀の鉢一箇、之には共に素祭として
 油をかけたる麥粉を充滿したり。二〇目方十シクルの黄金の乳鉢に、香を充滿せるもの一
 箇。二二畜群より選りし牡牛一頭、牡羊一頭、當歳の羔一頭、これらは燔祭に用う、二三
 た罪祭に用うる牡山羊一頭、二四また和祭の犠牲として、牡牛二頭、牡羊五頭、牡山羊五
 頭、當歳の羔五頭。これ即ちスアルの子ナタナエルの献物なりき。二五三日月にザブロン
 の子等の首長にして、ヘロンの子なるエリアブが、二六献げしは、聖所の秤量による、目
 方百三十シクルの銀の皿一枚、及び七十シクルの銀の鉢一箇、これには共に素祭として
 油をかけたる麥粉を充滿したり。二七目方十シクルの黄金の乳鉢に、香を充滿せるもの一
 箇、二八燔祭の爲、畜群より精選りし牡牛一頭、牡羊一頭、當歳の羔一頭、二九また罪祭に
 用うる牡山羊一頭、三〇また和祭の犠牲として、牡牛二頭、牡羊五頭、牡山羊五頭、當歳
 の羔五頭。これ即ちヘロンの子エリアブの献物なり。三一四日月にルベンの子等の首長に
 して、セデウルの子なるエリスルが、三二献げしは、聖所の秤量による、目方百三十シク
 ルの銀の皿一枚、及び七十シクルの銀の鉢一箇、之には兩方共素祭として油をかけたる

| | | | | | | | | | | | |
|---|-----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|
| 三三二 | 三三三 | 三四 | 三五 | 三六 | 三七 | 三三八 | 四〇 | 四一 | 四二 | 四三 | 四四 |
| 麥粉を充滿したり。三三目方十シクルの黄金の乳鉢に、香を充滿せるもの一箇、三三燔祭の爲、畜群より精選りし牡牛一頭、牡羊一頭、當歳の羔一頭、三三また罪祭に用うる牡山羊一頭、三五また和祭の犠牲として、牡牛二頭、牡羊五頭、牡山羊五頭、當歳の羔五頭。これ即ち、セデウルの子、エリスルの献物なりき。三六五目目に、シメオンの子等の首長にして、スリサツダイの子なるサラミエルが、三七献げしは、聖所の秤量による目方百三十シクルの銀の皿一枚、及び七十シクルの銀の鉢一箇、之には兩方共、素祭として油をかける。三九燔祭の爲、畜群より精選りし牡牛一頭、牡羊一頭、當歳の羔一頭、四〇また罪祭に用うる牡山羊一頭、四一また和祭の犠牲として、牡牛二頭、牡羊五頭、牡山羊五頭、當歳の羔五頭。これ即ち、スリサツダイの子サラミエルの献物なりき。四二六日目に、ガドの子等の首長にして、ドウエルの子なるエリアサフが、四三献げしは、聖所の秤量による、目方百三十シクルの銀の皿一枚、及び七十シクルの銀の鉢一箇、之には兩方共、素祭として油をかけた。四四 | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | |
|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 四六五 | 四七 | 四八 | 四九 | 五〇 | 五一 | 五二 | 五三 | 五四 | 五五 | 五六 | 五七 | 五八 |
|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|

燔祭の爲、畜群より精選りし牡牛一頭、牡羊一頭、當歳の羔一頭。またまた罪祭に用うる牡山羊一頭。また和祭の犠牲として、牡牛二頭、牡羊五頭、牡山羊五頭、當歳の羔五頭。これ即ち、ドウエルの子エリアサフの献物なりき。七日目に、エフライムの子等の首長にして、アミウドの子なるエリサマが、献げしは、聖所の秤量による、目方百三十シクルの銀の皿一枚、及び七十シクルの銀の鉢一箇、之には兩方共、素祭として油をかけたる麥粉を充滿したり。目方十シクルの黄金の乳鉢に、香を充滿せるもの一箇、燔祭の爲、畜群より精選りし牡牛一頭、牡羊一頭、當歳の羔一頭。またまた罪祭に用うる牡山羊一頭。また和祭の犠牲として、牡牛二頭、牡羊五頭、牡山羊五頭、當歳の羔五頭。これ即ち、アミウドの子エリサマの献物なりき。八日目にマナツセの子等の首長にして、ファダツスルの子なるガマリエルが、献げしは、聖所の秤量による、目方百三十シクルの銀の皿一枚、及び七十シクルの銀の鉢一箇、之には兩方共、素祭として油をかけたる麥粉を充滿したり。目方十シクルの黄金の乳鉢に、香を充滿せるもの一箇、燔祭の爲、畜群より精選りし牡牛一頭、牡羊一頭、當歳の羔一頭。

五九 た罪祭さいさいに用もちうる牡山羊おやぎ一頭とう。五九 また和祭わさいの犠牲いけにえとして、牡牛お牛二頭とう、牡羊お羊五頭とう、牡山羊おやぎ五頭とう。當歲とうさいの羔こひつじ五頭とう。これ即すなわち、フアダツスルの子こガマリエルの献物さしげものなりき。六〇 九日かめ目に
 六一 ペンヤミンの子等こらの首長かしらにして、ゲデオンの子こなるアビダンが、六二 献さしげしは、聖所せいじよの秤はかり
 六二 量りかによる、目方めかた百三十シクルの銀ぎんの皿さら一枚まい。及び七十シクルの銀ぎんの鉢はち一箇こ、之これには兩方ふたつ
 六三 共とも、素祭そさいとして油あぶらをかけたる麥粉むぎこを充満みしたり。六三 目方めかた十シクルの黄金こがねの乳鉢にゆうはちに、香こうを
 六四 充満みせるもの一箇こ。六三 燔祭はんさいの爲ため、畜群むれより精選すくりし牡牛お牛一頭とう、牡羊お羊一頭とう。當歲とうさいの羔こひつじ一頭とう。
 六五 また罪祭さいさいに用もちうる牡山羊おやぎ一頭とう。六五 また和祭わさいの犠牲いけにえとして、牡牛お牛二頭とう、牡羊お羊五頭とう、牡山
 六六 羊ま五頭とう。當歲とうさいの羔こひつじ五頭とう。これ即すなわち、ゲデオンの子こアビダンの献物さしげものなりき。六六 十日かめ目にダ
 六七 ンの子等こらの首長かしらにして、アミサツダイの子こなるアヒエゼルが、六七 献さしげしは、聖所せいじよの秤量はかりりか
 六八 による、目方めかた百三十シクルの銀ぎんの皿さら一枚まい、及び七十シクルの銀ぎんの鉢はち一箇こ、この兩者ふたつには
 六九 素祭そさいとして油あぶらをかけたる麥粉むぎこを充満みしたり。六八 目方めかた十シクルの黄金こがねの乳鉢にゆうはちに、香こうを充満み
 七〇 せるもの一箇こ、六九 燔祭はんさいの爲ため、畜群むれより精選すくりし牡牛お牛一頭とう、牡羊お羊一頭とう、當歲とうさいの羔こひつじ一頭とう。
 七〇 また罪祭さいさいに用もちうる牡山羊おやぎ一頭とう。七一 また和祭わさいの犠牲いけにえとして、牡牛お牛二頭とう、牡羊お羊五頭とう、牡山

七二 羊五頭、當歳の羔五頭。これ即ち、アミサツダイの子アヒエゼルの献物なりき。七三一

七三 日目に、アセルの子等の首長にして、オクランの子なるフエギエルが、七三三 献げしは、聖

七四 所の秤量による、目方百三十シクルの銀の皿一枚、及び七十シクルの銀の鉢一箇、この

七五 兩者には、素祭として油をかけたる麥粉を充滿したり。七四四 目方十シクルの黄金の乳鉢に

七六 香を充滿せるもの一箇。七四五 燔祭の爲、畜群より精選りし牡牛一頭、牡羊一頭、當歳の

七六 羔一頭。七六六 また罪祭に用うる牡山羊一頭。七七七 また和祭の犠牲として、牡牛二頭、牡羊

七九 五頭、牡山羊五頭、當歳の羔五頭。これ即ち、オクランの子フエギエルの献物なりき。

七八 十二日目に、ネフタリの子等の首長にして、エナンの子なるアヒラが、七九八 献げしは、

八〇 聖所の秤量による、目方百三十シクルの銀の皿一枚、及び七十シクルの銀の鉢一箇、こ

八一 の兩者には、素祭として油をかけたる麥粉を充滿したり。八〇 目方十シクルの黄金の乳鉢

八二 に、香を充滿せるもの一箇。八一 燔祭の爲、畜群より精選りし牡牛一頭、牡羊一頭、當歳

八三 の羔一頭。八二 また罪祭に用うる牡山羊一頭。八三 また和祭の犠牲として、牡牛二頭、牡羊

八四 五頭、牡山羊五頭、當歳の羔五頭。これ即ち、エナンの子アヒラの献物なりき。八四 され

八五 ば祭壇奉獻に當り、その聖別せらるる日に、イスラエルの首長等が奉りたる
獻物は次の如し、⁵⁾ 銀の皿十二枚、銀の鉢十二箇、黄金の乳鉢十二箇。八五 皿

八六 は各々銀百三十シクル、鉢は各々七十シクルなれば、すべての銀の器は、聖
所の秤量により、合せて二千四百シクルなり。八六 香を充滿せる黄金の乳鉢十

八七 二箇。その一箇の目方は聖所の秤量により、十シクルなれば、總べてにて黄
金百二十シクルなり。八七 燔祭の爲、畜群より精選りし牡牛十二頭、牡羊十二

八八 頭、當歳の羔十二頭、ならびにその灌祭の神酒。罪祭に用うる牡山羊十二頭。
八八 また和祭の犠牲として、牡牛二十四頭、牡羊六十頭、牡山羊六十頭、當歲

八九 の羔六十頭。祭壇の奉獻に當り、その油を注がれたる時には、これらの物が
獻げられしなり。八九 かくてモイゼ、神宣を伺わんとて、契約の幕屋に入りし

に、證詞の櫃の上において二位の智天使の間なる、贖罪所より己に語り給う
者の御聲を聞きぬ、即ち彼處より彼に語り給いしなり。

5) 奉納物の豊富なことを一層明瞭に示し、それによつてまた民が天主のために物惜しませぬことを示す
總括。

第八章

燭臺を置く場所の規定—レヴィ人の聖別とその職務。

二 主またモイゼに告げて、曰いけるは、三「ア—ロンに告げて、汝

之に云うべし、¹⁾「汝、七つの燈臺を置く時は、燭臺を南の方に

立つべし。されば、命じて燈火を北²⁾、即ち供のパンの卓の方に

向かわしめよ。そは、その部分に對し、即ち燭臺の向かえる方に

光を投ぐべきなり。³⁾」^三よりてア—ロンは然なし、主のモイゼ

に命じ給える如く、燭臺の上に燈臺を置きぬ。^四さて燭臺の作

法は次の如し。そは、中央の幹も、枝の兩側より出るすべてのも

のも、共に黄金を打ち伸べたるものなりき。^五主のモイゼに示し

給える模型に従いて、彼、燭臺を作りしなり。^五主またモイゼに告

げて曰いけるは、六「レヴィ人をイスラエルの子孫の中より取りて

汝、之を潔むべし、^七そは、この典禮に循う。彼等に潔めの水^四

第八章 1) 燭臺は聖所

の南側においてあつた

から、その光は北の方

に射す。2) 燭臺の製

作は出二五・三一—四

〇に命ぜられ、出三七・

一七—二四に述べてあ

る。それを置くべき場

所と、その置き方とは

ここで指定してある。

3) 出二五・三一以下參照。4) すなわち罪の赦免を象徴する水。

八 を濯ぎかけ、彼等をしてその身の毛を悉く剃らしめよ。かくて
 彼等その衣服を洗い、潔くなりたる時、^八畜群の中より牡牛一
 頭を取り、またその素祭の爲に、油をかけたる佳き麥粉を取る
 べし。また、罪祭の爲に、汝、畜群の中より更に一頭の牡牛を
 取るべし。^九かくて汝、レヴィ人等を、契約の幕屋の前に連れ
 來り、イスラエルの子孫の全會衆を召び集むべし。^{一〇}次いで
 レヴィ人等、主の御前に出るに及び、イスラエルの子孫はその
 手を彼等の上に按くべし。^一二しかしてアロン、レヴィ人等
 を、イスラエルの子孫よりの進物として、主の御前に獻ぐべ
 し。^三これ、彼等がその勤務を行ふを得ん爲なり。^二レヴィ人
 等もまた、その手を牡牛の頭に按くべく、汝はその一頭を罪祭
 として、他の一頭を燔祭として、主に獻げ、彼等の爲に祈るべ
 し。^三次いでレヴィ人等を、アロンとその子等との眼前に置

^一出席者たちは皆初見を
 獻げなければならなかつ
 たから、レヴィ人が初見
 の代りに獻げられる時に
 イスラエル人が立ち會う
 のは當然であつた。
^二主に初見を獻げる役目
 を、レヴィ人に委任する
 といふ云い方。一の聖幕
 屋に向かつて物を獻げる
 時には、それを擧げて彼
 方此方に振つた。レヴィ
 人を獻げるには、どら
 り風にしたかわからない
 多分彼らはアロンに連
 れられ、幕屋に向かつて
 往復したのである。

一四 き、この主に献げられたる者を聖別し、一四これをイスラエルの子孫の中
 一五 より分ちて、わが有たらしむべし。一五かくて後、彼等は我に仕えんと、
 契約の幕屋に入るべし。即ち、汝、かくの如く彼等を潔め、聖別して、
 主の献物となすべし。彼等はイスラエルの子孫より我に、進物として與
 一六 えられたればなり。一六我は彼等を取りて、イスラエルにおける初生兒、
 一七 即ち各母胎を始めて出たる者に代えたり。一七蓋し、イスラエルの子孫
 の初生は、人も畜も、悉くわが有なればなり。我はエジプトの地におい
 て、あらゆる初生を撃ち殺したる日より、彼等を聖ならしめてわが有と
 一八 なしぬ。一八しかして我はレヴィ人を取りて、イスラエルの子孫のすべて
 一九 の初生兒に代え、一九之を贈物として民の中よりアーロンとその子等とに
 付し、イスラエルの爲契約の幕屋において我に仕えしめ、彼等の爲に祈
 らしめんとしたり。九) これ、民の敢て聖所に近づく時、民の中に災厄あ
 二〇 らざらん爲なり。一〇) 二〇ここにおいてモイゼとアーロン、及びイスラエル

8) 出一三・二。
 本三・一三。路
 二・二三。
 9) ヘブレオ語聖
 書「イスラエル
 の子らのために
 贖罪をなさしめ
 ん。」一〇) 聖所は
 畏み懼るべきも
 のである。故に
 職權なき者が近
 づくことを、死
 の罰を以て禁じ
 たのである。レ
 ヴイ人は明文を
 以て聖所に入る
 ことを許されて
 いる。

の子孫の全會衆、レヴィ人に就きて、主のモイゼに命じ給える所をなしぬ。

三 即ち彼等、身を潔め、その衣服を洗いたれば、アロン彼等を主の御眼前に

献げ、これが爲に祈れり、三三それは彼等をして、潔められて契約の幕屋に入り、

アロンとその子等との前にてその勤務を行わしめん爲なり。レヴィ人に就き

て、主のモイゼに命じ給える如く然爲しぬ。三三主またモイゼに告げて、曰いけ

るは、二四レヴィ人等の掟は次の如し。二十五歳以上の者、1) 入りて契約の幕

屋において勤務をなすべく、二五その齡、滿五十歳に至らば、奉事を廢止むべし。

二六また彼等は契約の幕屋において、その兄弟等の下僕として、自己に託せられ

たる物を守るべし。されど祭祀そのものは行らるべからず。汝、レヴィ人等の任

務に就きて、かくの如く定むべし。」

第九章

過越祭再び命ぜらるる一雲の柱陣を導く。

一 彼等がエジプトの國を出でしより二年目の第一月に、シナイの荒野にて、主モイゼに

1) 幕屋

聖物運

搬のつ

らい仕

事には

三十歳

以上の

者を用

いた。

二 告げて曰いけるは、¹⁾「イスラエルの子孫をして、²⁾過越祭をその時期
 三 に行わしめよ。³⁾」⁴⁾即ち、そは、この月の十四日の晩に、その一切の禮
 四 式と定法とに従いて、之を行ふべきなり。⁵⁾」⁶⁾ここに於いて、モイゼ
 五 イスラエルの子孫に、⁷⁾過越祭を行ふべきことを命じたれば、⁸⁾彼等
 六 その時期、即ちその月の十四日の晩に、シナイ山にて之を行いたり。
 七 イスラエルの子孫、すべて主のモイゼに命じ給ふる所に従いて、之を
 八 爲しぬ。⁹⁾然るに、¹⁰⁾視よ、人の屍に身を穢して、その日に過越を行
 九 う能わざる人々、¹¹⁾モイゼとアロンとの許に來りて、¹²⁾之に云いける
 一〇 は、「我等は人の屍によりて穢れたり。何故我等禁止められて、イス
 一 一 ラエルの子孫の中ながら、その定期に主に供物を献ぐることを能わざる
 一 二 ぞ。」と。¹³⁾モイゼ、彼等に答えけるは、「待て、さらば我、主が汝等
 一 三 に就きて如何に命じ給うかを伺わん。」¹⁴⁾時に、主モイゼに告げて、曰
 一 四 いぬ、¹⁵⁾「イスラエルの子孫に云え、¹⁶⁾汝等の國民の中、屍に身を穢

第九章 1) 出二二・三。 2) この規定は荒野にいる間にも守るべきものとしてここに記してある。 3) 原文、super anima homi-
 1) すなわち人の魂(の体を去りし)によりて。
 2) 使者をよこして何となれば本五・二によると、かかる人々は殘餘の民と共にいることを許されなかつたから。

したる人も、また、遠き旅路にある人も、主に對して過越を行ふべし。

二 即ち、彼等は、第二月に至り、その月の十四日の晩に然なして、無酵

麪と苦菜と共に之を食うべきなり。三 朝まで之を些少も遺しおくべから

ず、またその骨を折るべからず、過越の儀禮を悉く守るべし。の 一三 され

ど、人もし潔くして、旅路にもあらざるに、過越を行わずば、その人の

は民の中より剪除かるべし。そは、その時期に及びても、主に供物を献

げざりしが故にして、彼はその罪を負うべきなり。一四 また寄寓者、及び

他國の人、もし汝等の中に在らば、彼等も主に對し、過越の祝祭をその

典禮と規定とに循いて行ふべし。他國の者にもあれ、自國の者にもあれ

汝等の中には同一の掟あるべきなり。の 一五 さて、幕屋を建てたる日に

當り、雲、之を覆いぬ。されど暮より朝にかけては、火の如く見ゆるも

の、幕屋の上にあるべき。の 一六 そは、常にかくの如くにして、晝は雲が、

夜は火の如く見ゆるものが、之を覆いたりしなり。一七 しかして、幕屋を

5) 出一二・四六。

約一九・三六。

6) 原語 *anima*

(魂) 一のしか

しその外國人は

豫め割禮を受け

モイゼの律法を

守る約束をして

いなければなら

なかつた。

8) 雲は天主のま

します外部的な

印(出一三・二

一以下参照)。

出四〇・三六。

本七・一。

一八 覆おほいたりし雲くもの離はなるる時ときは、イスラエルの子孫こいらたちの立退たちひき、雲くもの停とどまる所ところに陣じんを張はりぬ。一九 彼等かれらは主しゆの命めいのままに進すすみ、主しゆの命めいのままに幕屋まくやを張はり、幕屋まくやの上うえ

一九 一八 彼等かれらは主しゆの命めいのままに進すすみ、主しゆの命めいのままに幕屋まくやを張はり、幕屋まくやの上うえ

二〇 二〇 幾日いくにちなりとも、雲くもの

二 命めいのままに之これを取とりこぼちぬ。二三 雲くも、暮くれより朝あさまで留とどまり、夜明よあけに及およびて忽たちまち幕屋まくや

三 二 命めいのままに之これを取とりこぼちぬ。二三 雲くも、暮くれより朝あさまで留とどまり、夜明よあけに及およびて忽たちまち幕屋まくや

三 三 二 命めいのままに之これを取とりこぼちぬ。二三 雲くも、暮くれより朝あさまで留とどまり、夜明よあけに及およびて忽たちまち幕屋まくや

三 三 三 二 命めいのままに之これを取とりこぼちぬ。二三 雲くも、暮くれより朝あさまで留とどまり、夜明よあけに及およびて忽たちまち幕屋まくや

三 三 三 三 二 命めいのままに之これを取とりこぼちぬ。二三 雲くも、暮くれより朝あさまで留とどまり、夜明よあけに及およびて忽たちまち幕屋まくや

三 三 三 三 三 二 命めいのままに之これを取とりこぼちぬ。二三 雲くも、暮くれより朝あさまで留とどまり、夜明よあけに及およびて忽たちまち幕屋まくや

三 三 三 三 三 三 二 命めいのままに之これを取とりこぼちぬ。二三 雲くも、暮くれより朝あさまで留とどまり、夜明よあけに及およびて忽たちまち幕屋まくや

9) 哥前

一〇・

一。

第十 章

銀の喇叭とその用法—シナイを退去す。

二一 一主またモイゼに告げて、曰いけるは、三汝、銀を打延べて喇叭
 二本を作れ、四これ、陣を引拂うべき時に當り、汝が之を以て會
 衆を召集むるを得ん爲なり。五即ち汝この喇叭を吹鳴す時は、全
 會衆汝の許に集りて、契約の幕屋の門口に至るべし。六汝、た
 だ一度吹鳴す時は、イスラエルの會衆の族長と頭目と、汝の許に
 至るべし。七されど喇叭の音、長くして、切々なる時は、東の方
 八に在る者、先ず進むべし。九また、二度目に、前の喇叭の音の如
 一〇く吹鳴す時は、南の方に在る者、その天幕を取拂うべし。一〇
 一〇者も、出發の喇叭鳴る時は、かくの如くなすべし。一〇
 一〇を集むべき時の喇叭の音は、單調なるべし、切々に吹鳴らすべか
 一〇らず。一〇司祭ア—ロンの子等、この喇叭を吹鳴らすべし。一〇
 一〇これ

第十章 1) ヨゼフス・

フラグイウスによれば
 これは一クビト近い長
 さの、眞直な、細い管
 であつて、音の出る口
 は擴がつていたという
 チト皇帝の凱旋門には
 かく描いてある。
 2) 後に司祭の數が増加
 するにつれて、喇叭の
 數も殖えた。ヨズエの
 時代には七本(書六・
 四)、サロモンの時代
 には百二十本。

九 ぞ、汝等の代々に亘りていつまでも守るべき典憲なる。汝等、己と戦う敵に對いて、己が國より、軍に出征く時は、音高く喇叭を吹鳴らすべし、さらば、汝等がその敵の手より救わるるを得んために人々主汝等の天主の尊前に、汝等を憶い出でん。汝等、宴を張る時、汝等の祝日、及び月々の一日には、燔祭、ならびに和祭の犠牲を献ぐるに當り、この喇叭を吹鳴らすべし、これ、汝等の天主が汝等を憶い給わんためなり。我は主汝等の天主なり。二二年目の第二月に至り、その月の二十日に、雲、契約の幕屋を離れて昇りしかば、三イスラエルの裔等、その隊に順いシナイの荒野を出でて進みしが、雲はファランの荒野にて留まりぬ。一三さて、モイゼの手により主の命じ給える所に従い、眞先に進みしは、一四ユダの裔等にして、それくの隊に順い、その首長はアミナダブの子ナハツソンなりき。一五イツサカルの裔等の支族における首長は、スアルの

3) 残つてゐる人々が出征した者のために祈つてくれるだろう
 4) 喇叭の音は、いわば天主に、イスラエル人がその御民であることを思い出していただき、且祈のよりに天主の御祝福を彼らの上に招きくださるに役立つ。1)の彼らはシナイで殆ど満一年を過した。
 6) ファランの荒野は北はネゲブ、すなわちパレスチナの南まで横がつている。一出一九・一。

一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七

子ナタナエル、一六ザプロンの支族における首長は、ヘロンの子エリアブなりき。
 二七次いで幕屋を取毀ち、ゲルソンの裔等とメラリの裔等と、之を擔いて出でゆ
 きぬ。一八またルベンの裔等も、その隊と順とに従いて進みしが、その首長はセ
 デウルの子ヘリスルなりき。一九シメオンの支族における首長は、スリサツダイ
 の子サラミエルなりき。二〇ガドの支族における首長は、ドウエルの子エリアサ
 フなりき。二一次いでカート人等もまた、聖所を擔いて進みぬ。幕屋は、之を
 組立つべき處に到るまで、絶えず擔い行けり。二二エフライムの裔等も亦、その
 隊に順いて、その陣を引拂いしが、その軍勢における首長は、アミウドの子エ
 リサマなりき。二三またマナツセの裔等の支族における首長は、ファダツスルの
 子ガマリエルにして、二四ベンヤミンの支族における首長は、ゲデオンの子アビ
 ダン」なりき。二五總べての陣の殿りには、ダンの裔等その隊に順いて進みしが
 その軍勢における首長は、アミサツダイの子アヒエゼルなりき。二六またアセル
 の裔等の支族における首長は、オクランの子フェギエルにして、二七ネフタリの

のされ
 ばカー
 ト人が
 到着す
 る前に
 ゲルソ
 ン人と
 メラリ
 人とが
 幕屋を
 組立て
 ること
 ができ
 た。

二八 裔等の支族における首長は、エナンの子アヒラな
りき。二八これ即ち、イスラエルの裔等が出發つ時の
それ／＼の隊による陣營及び進軍の順序なり。

二九 時にモイゼ、その親戚なるマディアン人ラグエ
ルの子ホバブ⁸⁾に云いけるは、「我等は、主が我
等に賜わんとする處に行くなり。我等と共に來れ

三〇 さらば我等汝を幸福ならしめん、⁹⁾そは、主、イ
スラエルに幸を約し給いたればなり。」^{三〇}彼、之

三一 に答えけるは、「我は汝と共に行かじ、我はわが
生れたる國に歸らん。」^{三二}然るにモイゼは云いぬ

三三 「我等の許を去るなかれ。そは、汝、我等が荒野
にて何處に陣を張るべきかを知る故に、我等の案
内者となるべきを以てなり。」^{三三}しかして、汝も

8) ホバブは、職名をイエトロ (君にして司祭) と稱した (出二・一八参照) ラグエルの子で、モイゼの妻セフォラの兄弟であつた。ホバブの父は既に以前イスラエル人を訪問したことがあつた (出一八・一以下参照)。多分ホバブはその時連れてゆかれて、イスラエル人の所に遣されたのである。1) のヘブレオ語では「汝も我らと共にゆき、かくてヤイヴェの我らに賜わんとする豊かなる幸がすべて我等に與えられん時は、我らも汝に豊かに與えん。」10) 出一八・二七。11) 雲の柱はたゞおおよその宿營地を示すばかりであるが、マディアン人遊牧者たるホバブは荒野をよく知つていたので、適當な牧場や泉を探す時、殊に敵來襲の懼れある時など、相談相手として、斥候として、イスラエル人のためによく盡すことがで

三三 し我等と共に來らば、我等は、主の我等に賜う財物の中、最も佳きを汝に與えん。」^{三三}かくて彼等主の山を出でて、行くこと三日、主の契約の櫃は彼等に先だち行きて、その三日の間、宿營の地を定めたり。^{三四}彼等の進むに當り、晝は主の雲も亦、彼等の上^{うえ}にありき。^{三五}しかしてモイゼ、契約の櫃を擡ぐる時には、「主よ、起ち給え、願わくは汝の敵は打散らされ、汝を憎む者は汝の御面前より逃亡せんことを。」と云い、¹²⁾ ^{三六}また之を据うる時には、「主よ、イスラエルの萬軍に歸り給え。」¹³⁾と云えり。

第十一章

民眩きて火の罰を蒙る―天主長老七十人をモイゼの補佐役と定め給ら―民肉に飽き足りしが天罰を蒙りて即死せる者多し。

一 さるほどに、天主に對して、己が疲勞を啣つが如く、民の怨言起りぬ。然るに、主之を聞きて、怒り給いしかば、主の火燃えて彼等

きるから。―¹²⁾本節は、モイゼが契約の櫃の到着及び運搬出發の際に歌い出でた詩の冒頭の語であるらしい。―詩六七・二。―¹³⁾主よ、汝の民の許に、再び住まひ給え。

第十一章 1) 天主がかく聞き給うのは、

二 に向かい來り、²⁾ 陣のはすれを焼き滅せり。³⁾ 三 ところ
 において、民モイゼに向かいて叫びしにより、モイ
 ゼ主に祈りしに、⁴⁾ その火消えたり。三 されば、彼そ
 の場所の名を「燃え」と稱びぬ。これ、主の火燃
 えて彼等に向かい來りたればなり。民の中に混り
 て、之と共に上り來れる衆くの人々、⁵⁾ 欲望み焦れ
 て、坐して泣き、イスラエルの裔等もまた之に加わ
 り、⁷⁾ 云いけるは、「我等に肉を與えて食わしむるは
 誰ぞや。⁸⁾ 五 思い出すは、我等がエジプトにおいて、
 無料にて食ひし魚。心に浮かぶは、胡瓜、西瓜、韭、
 玉葱、大蒜なり。六 我等の氣力は衰え果てたり。
 我等の眼にはマンナ¹⁰⁾ の外何物も見えず。」と。
 七 さてマンナは胡荽の種子の如くにして、護謨樹脂

こゝ或は一四・二七以下の如く、罰し
 給うためか、もしくはは出二・二四など
 にある如く、窮境より救い給うため
 ある。一²⁾ 多分電光で、陣營の一部が
 滅びたのであらう。一³⁾ 詩七七・一九、
 二一。哥前一〇・一〇。一⁴⁾ モイゼは
 フアラオのため(出八・八など)や、
 イスラエルのため(出三二・三二など)
 に、代禱をした。一⁵⁾ ヘブレオ語聖書
 「タペラ」。一⁶⁾ これはエジプト脱出の
 際イスラエル人に付いて來たイスラエ
 ル人でない人々。一⁷⁾ イスラエルの子
 らが不平を鳴らすに至つたのは、前記
 異邦人に引かれたためもあつた。これ
 によつても悪しき事を愛好する者と交
 わる危険がわかるであらう。一⁸⁾ 哥前
 一〇・七。一⁹⁾ 原語 aniria (魂)。
 10) 原語「マン」

八 の色なり。11) 八民、行廻りて之を集め、石臼にて磨き、または臼にて搗き、釜に
 九 入れて煮、之を以て菓子を製りしが、そは油を混ぜたるパンの味あり。九夜に
 一〇 露の陣營におく時、マンナもまた共に降りぬ。一〇かくてモイゼ、民が家毎に各
 二 々その天幕の入口にて泣くを聞けり。ここにおいて主の御憤怒激しく燃え、ま
 二 したモイゼにもこの事堪え難く見えたり。二彼乃ち主に云いけるは、「何故汝は
 二 三 その下僕を苦しめ給うや。何すれぞ、我は汝の尊前に恩寵を得ざる。またいか
 二 三 ならば汝このすべての民の重荷を我に負わせ給いたるぞ。二三我、豈、この衆く
 二 三 の人々を悉く孕み、或は生みたらんや。さるを汝は我に、〃乳母の慣にその幼
 二 三 兒を抱くが如く、彼等を汝の懷に抱きて、我が彼等の父祖に誓いし地に之を
 二 三 携え行け。〃と曰うや。二三我、何處よりか肉を得て、かかる大群衆に食わしむ
 二 三 べき。彼等は我に對い、泣きて云う、〃我等に肉を與えて食わしめよ。〃と。
 二 四 我獨りにては、この民を悉く負う能わず、そは我にとりて重きに過ぐればな
 二 五 り。一五されど、汝もし然らずと思ひ給わば、願わくは我を殺し給い、我をして

11) 出 一
 六・一
 四。詩
 七七・
 二四。
 智一六
 二一〇。
 約六・
 三一。

御眼前に恩寵を得しめ給え、これ、我が大なる惱に苦しませざらんためな

り。一六時に、主モイゼに曰いけるは、「イスラエルの老人の中より、汝

がその、民の長老たり師表たることを知る者七十人を、わが許に集め、

汝、之を契約の幕屋の門口に連れ來りて、そこに汝と共に立たしむべし

一七さらば、我、降りて汝と語らん、また我、汝の靈を分ち取りて、彼等

に與えん。これ、彼等も汝と共に民の荷を負うを得て、汝獨り擔うこと

一八のなからん爲なり。12) 汝また民に云うべし、¹³⁾身を聖からしめよ、

明日は汝等肉を食うを得ん。そは我、汝等が、我等に肉を與えて食わし

むるは誰ぞや。我等エジプトに居りし時はよかりしに。と云うを聞き

一九たればなり。されば、主は汝等に肉を賜いて食わしめ給うべし、一九しか

二〇も、そは、一日、二日、五日、十日、二十日にあらずして、三〇一箇月の

間にも亘り、遂に肉、汝等の鼻孔より出で、汝等に嘔吐を催さしむるに

至らん。そは、汝等、己等の中に在す主を棄ててその尊前に泣き、な

12) 汝のに似た靈的賜物を彼らにも與えよう、しかしそれによつて汝のが減ずることはない。これがサンヘドリムと稱する長老會最初の設定であつた。その長老すなわち議員の數は七十名或は七十二名であつた。

13) 改心して己を淨めよ(出一九・一〇)。

二一 どて我等エジプトより出で來れる。と云いたればなり。』と。』三二よ
 りてモイゼ云いけるは、¹⁴⁾「この民の中には、歩卒のみにても六十萬あり、しかも汝は曰わく、」我、彼等に肉を與えて、滿一箇月の間食わしめん。』と。』三三然らば、衆くの羊や牛を屠りて、彼等の食に充つべきか。それとも海の魚を集めて、彼等を飽かしむべきか。』¹⁵⁾三三主、之に答え給いけるは、「主の手に能わざる事あらんや。わが言の成就するや否やは、汝、今立處に之を見るべし。』と。¹⁶⁾三四ここに於いて、モイゼ來りて民に主の御言を告げ、イスラエルの老人の中より七十人を集めて、之を幕屋の周圍に立たしめたるに、^{三五}主、雲に包まれて降り彼と語り給い、モイゼの裡にありし靈を分ち取りて、¹⁷⁾かの七十人に與え給えり。かくてその靈彼等の上に留まるや、彼等預言をなし、その後もこれをやむることなかりき。^{二六}さて、かの人々の中なる二人、その名一人はエルダドと云い一人はメダドと云いて、靈その上に留ま

¹⁴⁾モイゼはこゝで主の御言の成就を疑つてゐるのではない、その成就の仕方を尋ねてゐるのである。—¹⁵⁾約六・一〇。—¹⁶⁾賽五九・一。—¹⁷⁾こゝ云つてあるのはそれによつてモイゼの權威が縮少され、他の人々が彼と同等の地位に立つて支配するようになされたのだと思われないたためである。

二七 れる者なりしが、陣中に残りおれり。これ、彼等もその名を
録かきしるされたれども、幕屋まくやに出いで行ゆかさりしなり。18) 二七しかし

て彼等陣中かれらじんちゆうにて、預言よげんをなしおれる時とき、一人ひとりの若者わかものは馳はせ來り

モイゼに告つげて、「エルダドとメダドと、陣中じんちゆうにて預言よげんをな

二八 す」と云いしかば、二八ヌンの子こにしてモイゼの從者じゆうしやたり、數

多たの中うちより選えらまれたるヨズエ、直たに云いけるは、「わが主きみモ

二九 イゼよ、これを禁とめ給たまえ。」19) 二九されど彼かれ云いけるは、「何故なにゆえ

汝なんじはわが爲ために嫉妬ねたむや。願ねがわしきは、民たみみな預言よげんすることを

三〇 得え、主しゆその靈れいを彼等かれらに賜たまわんことにこそ。」と。20) 三〇かくてモ

三一 イゼ、イスラエルの長老等ちゆうろうたちともと共に、陣中じんちゆうに歸かえれり。三二然しかるに

主しゆの御許のみもとより風かぜ吹き出いで、海うみを越こえて鶉うからを吹き上げ吹き來り

之これを陣中じんちゆうに落おしけるが、そは陣じんの周圍まわりのあらゆる方かたに亘わたり、

一いち日路にちじが程ほどの圈あいだ内に及およびぬ。しかしてその空そら飛とぶ高たかさは、地ち

18) なぜ彼らが出てゆかなかつたのかは明らかでない。

モイゼに對する一種の反抗意識のせいでもあるらうか

いずれにせよ彼らは赤誠を持つていたに相違ない。さもなければ天主が彼らに預

言の賜物を與え給う筈がな

いからである。—19) ヨズエは正當の權威擁護に熱中す

る。イエズスの弟子たちが主のため躍氣になつて、或

人が惡魔を遂い拂うのを禁じようとしたこと(可九・

三八)を思い合せよ。20)モイゼはひたすら天主の御榮發揚のみを希つた。

三二 上二クビトなりき。21) 三三 されば民立上りて、その日、その夜そ

の次の日に亘り、鶉を拾い集めしが、最も少き者と雖も十コ

三三) を得、彼等之を陣の周圍に乾しおきぬ。三三 肉なお彼等の齒

の間) ありて、未だその食物を食い盡さざる間に、見よ、主の

御憤怒民に對いて發し、彼甚だ大いなる罰を以て之を撃ち給え

三三) 三三) この故にその場所は、「貪食の墓」²⁴⁾と稱ばれたり、そ

は、貪り食いたる人々をそこに葬りたればなり。かくて彼等、

貪食の墓を去りてハセロトに到り、彼處に住まりぬ。

第十二章

マリアとアーロン、モイゼに對して咄く—マリアは癩病の罰を受け、アーロンは叱責さる。

一 時にマリアとアーロンとは、モイゼの妻がエチオピア人なる

によりて、彼を難じけり。即ち彼等云いけるは、「主の語り

給えるは、たゞモイゼによりてのみならんや。我等にも亦、等

21) 詩七七・二六、二七。

22) 「ホメル」とも云う。

一コルは百エフアすなわ

ち約三百六十四リツトル

23) 天主は人々を罰し給う

ために、屢々その不純な

動機から生じた望をかな

え給ら—詩七七・三〇。

24) ヘブレオ語「キプロト

・ハ・ターワ」

第十二章

1) セフオラは 天主を信じてイスラエルの民の中に數えられていたが、兩人は彼女がイス

三 しく語り給えるにあらずや。」と。²⁾ 然るに、主、之を
 聞き給うや、^三（モイゼは地上に住むすべての人に優
 四 りて、甚だ柔和なる人物なりければ、^四 時を移さず彼
 及びアーロンとマリアとに曰いけるは、「汝等三人の
 五 み、契約の幕屋に出で來れ。」と。よりて彼等出で來
 りしに、^五 主、雲の柱に包まれて降り、幕屋の入口に
 立ちて、アーロンとマリアとを呼び給いぬ。しかして
 六 彼等來るや、^六 之に曰いけるは、「わが言を聽け、もし
 汝等の間に預言者あらば、我、幻示の中に之に現れ、
 七 夢の中に之に語らん。^七 されど、わが家を通じて最も
 八 忠實なる、わが下僕モイゼは然らず。³⁾ 蓋し我の彼と
 語るや、口と口とを以て明白にし、彼の主を見るや、
 謎と形象とに依らざればなり。さるを汝等、何故に畏

ラエルの子孫でないことを口實にし
 て苦情を云つた。しかしモイゼは天
 主の御掟を遵守して、正當の妻を離
 別しなかつた。かくて苦情を云つた
 者は罰せられる。——²⁾ 多分アーロン
 はかの七十人に靈の與えられたこと
 に平らかならず、またマリアはセフ
 オラを嫉んでいたのである。

³⁾ 預言者たちを凌駕しようとした兩
 人を、天主はそのもとの地位に押し
 戻し給うた。預言者はすべて、それ
 ぞれに適した任務を天主から授かつ
 ている。モイゼの任務はイスラエルの
 家全体を包括するものであつた。
 それで天主はどの預言者にも、モイ
 ゼに對するほど完全直接には御顔を
 示し給わない。——來三・二。

九 九 くるる色もなく、わが下僕モイゼを誹謗りたる。」と。4) 九かくて、
 一〇 彼等に對し怒りつつ去り給えり。一〇幕屋の上^{うえ}にありし雲も亦離れ
 去りしが、視よ、マリア癩病^{らいびょう}にて、雪の如く白く見ゆるに至りぬ。
 時にア—ロン、彼女を眺めて、その全身癩^{ぜんしんらい}に覆^おわれたるを見る
 二 や、5) 一モイゼに云いけるは、「わが主よ、願わくは、我等が愚か
 三 にも犯したるこの罪を、我等に負わせ給うことなかれ。一三彼女を
 して、死せる者の如く、また母の胎より流し出されし墮胎兒の如
 くならしめ給わされ。看給え、その肉の半は既に、癩に蝕まれた
 一三 一三ここに於いてモイゼ、主に向かいて呼わり、「天主よ、願
 一四 わくはかの女を癒し給え。」と云いしに、一四主、之に答え給いけ
 るは、「彼女の父、その面に唾したりとするも、彼女はせめて七
 日の間、恥じ居るべきに非ずや。さればかの女を七日の間、陣の
 一五 外に隔離し置きて、6) 然る後之を呼び戻すべし。」と。7) 一五かくて

4) 出三三・一一。
 5) ア—ロンが罰せられないのは、彼の方が罪が軽かつたからで、また彼によつて司祭全体が恥辱を蒙らないためである。一申二四・九。
 6) 癩病者に對して命ぜられた規定へ利一三・四—五と一致する。
 7) 天主がモイゼの祈をお聴き容れになるのはその代願にどれほどの力があるか、また主が審判者としてではなく慈父としてマリアを罰し給うたことをお示しになるため。

マリアは七日の間、陣の外に出し置かれしが、民は彼女の呼び戻さるるまで、その場所より移動まさりき。⁸⁾

第十三章

偵察者十二人を派遣してカナアンの地の様子を窺わしむ。

一 その後民はハセロトより進みて、フアランの荒野に、¹⁾ その天幕を張りぬ。然るに、主、彼處においてモイゼに告げて曰いけるは、三人を遣して、わがイスラエルの裔等に與えんとする、カナアンの地を窺わしめよ、そは、支族毎に、長の一人を出すべきなり。²⁾ 四 モイゼ乃ち主の命じ給える所を爲しフアランの荒野より首長立てる人々を遣しけるが、²⁾ その名は次の如し、³⁾ 五 ルベンの支族よりは、ゼクルの子サムア、^{六)} シメオンの支族よりは、フリの子サファト、^{七)} ユダの支族よりは、イエフォネの子カレブ、^{八)} ハイツサカルの子サカルの支族よりは、ヨ

8) 民がマリアの歸りを待つていたことで、かの女の人の望のほども察せられる。

第十三章 1) カナアンの南部にあるカデス附近にあり

2) 偵察者たちが民と別れたのはフアランの荒野においてであつた。四十日後彼らが歸つて來た時には、民はカデスまで進んでいた(二七節參照)。

3) 申一・二二。九・二三。

一〇九 ゼフの子イガル、^九エフライムの支族よりは、ヌンの子オゼー、^{一〇}ベンヤ
 一二 ミンの支族よりは、ラフの子フアルテイ、^二ザプロンの支族よりはソデ
 二二 イの子ゲツデイエル、^三ヨゼフの支族、即ちマナツセの族^四よりは、ス
 一四三 シの子ガツデイ、^三ダンの支族よりは、ゲマリの子アミエル、^四アセル
 一五 の支族よりは、ミカエルの子ストウール、^五ネフタリの支族よりは、ヴ
 一七六 アプシの子ナハビ、^六ガドの支族よりは、マキの子グエル。^七これ即ち
 一八 モイゼがその地を窺わしめん爲に遣したる人々の名なり。しかして彼は
 一九 ヌンの子オゼーを、ヨズエと稱ぶこととなしぬ。^五一八さて、モイゼ彼等
 二〇 を遣してカナアンの地を窺わしめんとして之に云いけるは、「汝等、南
 二一 の方より上り行きて、山に到りたる時、^九窺うべきは、その地の如何な
 二二 るか、其處に住む民の強きか弱きか、數多きか少きか、^{一〇}その地の佳き
 二三 か悪しきか、市邑は如何なる様なるか、石垣を圍繞らせるか否か、^{一一}そ
 二四 の土地の肥えたるか瘠せたるか、樹あるか否か、など、即ちこれなり。

4) 原語「笏」。

5) ヨズエとは、

「天主は救う者」という意味らしい。改名は、オゼーが天主とモイゼとの特別な庇護を受け、天主から殊に目をかけられていたことを示す。彼は偵察者の長であるが、同様に聖地においては民の長にされるというのである。――來四・八。

勇を鼓して、我等にその地の産物を携え來れ。」と。時恰も、早熟の葡萄の食うに適き頃なりき。ここに於いて彼等上り行くや、シンの荒野より、

エマトに入る途上に在るロホブまでその地を探り檢べたり。かくて彼等、

南の方より上り行きて、ヘブロンに到りしが、ここにはエナクの子なるアキ

マン、シサイ、及びトルマイあり。ヘブロンは即ちエジプトの邑タニスより

も七年前に建てられたるものなり。なお進み行きて葡萄溪に到り、彼等

一房の葡萄の生れる枝を剪取り、二人の者之を竿もて擔いぬ。彼等また

その場所の柘榴と無花果とをも取りしが、その所はネヘレスコル、即ち

葡萄溪と稱ばれたり、そは、イスラエルの裔等、彼處より一房の葡萄を取り

來れるによるなり。さて、その地偵察の者共、あらゆる地方を廻り、四十

日を経て歸り來り、即ちカデスに行き、モイゼとア

ロンと、イスラエルの裔等の全會衆との許に到り、彼等と全會衆とに告げて

之にかの地の産物を示したり。彼等即ち語りて云いけるは、「我等は汝が

の七月の末か八月の始。

7) 書一五

・一四。

8) 葡萄の

房は枝と

と切り取

ると永持

ちする。

9) 竿で擔

うと、葡

萄がいた

まない。

10) 申一

二四。

11) 申一

二四以下

三九 遣し給える地に到りしが、まこと彼處に乳と蜜との流るることは、これらの産物によりても知り得る如し。三九 然れども彼處にはいと強き住民¹²⁾あり

市邑は大きくして石垣を圍繞したり。我等は其處にてエナクの子孫を見き。

三〇 アマレク人は南部に住み、ヘト人、イエブス人は山々に住む、されどカ

三二 ナアン人は海邊とヨルダンの流域とに住む。三三 さるほどにカレブ、モイ

ゼに反感を抱ける民の怨言を静めんとして、云いけるは、「いざ、我等上

り行きて、かの地をわが有とせん、我等、之を攻取るを得べければなり。」

三三 されど彼と共に行きし他の人々は云いぬ、「我等はかの民の所に攻め上

る能わず、彼等は我等よりも強ければなり。」 三三 彼等なおもその偵い來り

し地のことを、イスラエルの裔等の前に貶して曰く、「我等が通り來りし

三三 地は、そこに住む者を滅し盡す。13) 我等が見し民は丈高し。三四 彼處にて我

等、エナクの子にして巨人の種族なる怪物¹⁴⁾ 數人を見しが、彼等に較ぶれ

ば、我等は蝗の如くに見えたり。」と。

12) 原語 cultur

は第一義「農

民」。次の市

邑に對して云

ら。——13) 偵察

者らが「その

地は住む者を

滅し盡す」と

云つたのは、

パレスチナを

ば、健康によ

くない、あら

ゆる危険に曝

されている地

と云う意味。

14) 創六・四。

第十四章

民怨言を發す—天主彼等を滅ぼさんと威嚇し給う—モイゼ御怒りを宥む。

二 一 ことにおいて、民みな聲を擧げ、その夜を泣き明しけるが、イスラエルの裔等、いすれもモイゼとアロンとに對し、呟きて云いけるは、
 三 我等エジプトの國にて死にたらばよかりしに。或はこの廣き荒野にて死なば
 四 よからんに、¹⁾ また主かの地に我等を導き入れ給わすばよからんに。これ、
 五 我等、劍に殞れず、我等の妻子、捕虜となりて引き行かれざらん爲なり。
 六 エジプトに歸るが寧ろよからずや。²⁾ しかして彼等互に、「我等一人の首
 七 長を立てて、エジプトに歸らん。」と云い合ひぬ。³⁾ モイゼとアロン、之
 八 を聞くや、イスラエルの裔等の全會衆の前にて地上に平伏しけり。⁴⁾ 然る
 九 にヌンの子ヨズエ、及びイエフオネの子カレブは、自己等もまたかの地を
 十 偵い來りし者なるが、その衣服を裂き、⁵⁾ セイスラエルの裔等の全會衆に云
 十一 いけるは、「我等が行き巡りし地は甚だ善し。主もし嘉し給わば、我等

第十四章

1) この望はかなえられた。
 2) 聖所の前に
 3) 集四六・九。
 4) 略前二・五五、
 五六。

を彼處に導き入れて、乳と蜜との流るる地を我等に賜わん。主に反逆い奉る

なかれ。また汝等、かの地の民を恐るるなかれ。そは我等、パンの如くに彼等

を食い盡すを得べければなり。4) 祐助は至て彼等を去りたり。主、我等と共に

在す、汝等恐るるなかれ。1) 時に、會衆みな叫び出でて、彼等に石を擲たん

とするや、主の榮光契約の幕屋の上にかかりて、イスラエルのすべての裔等に

顯れたり。2) しかして主モイゼに曰いけるは、「いつまでこの民は我を冒瀆せ

んとするぞ。我、彼等の前に諸々の徴を行いたるに、いつまで彼等、我を信ぜ

んとはせざる。3) されば、我、ペストもて彼等を撃ち、之を滅さん、されど汝

をば之より強き大なる民を統ぶる君主たらしめん。5) 3) モイゼ、乃ち主に云い

ぬ、「汝がこの民をその中より導き出し給いたるエジプト人等、4) 及びこの地

に住める民等、もし聞きて、主よ、汝がこの民の中に在し、之に汝を顔と顔と

合せて仰ぎ見るを許し給い、汝の雲もて之を庇護り、晝は雲の柱に包まれ、夜

は火の柱に包まれ、彼等に先立ち行き給うこと、6) 1) 汝がかくも衆くの人々を、

4) 本一

三・三

三に對

する諷

示。

5) 出三

二・一

〇參照

6) 出一

三・二

一。

一六 さながら一人の如くに殺し給いたることを知らば、彼等は云わん、一六〇 彼はその誓い給いし地に、この民を導き入るるを得給わざりき。さればこそ彼は彼等を荒野にて殺し給いたるなれ。〃と。〇の 一七 故に願わくは、主の御力を大ならしめ、汝が誓いてかく曰える如くになし給わんことを。一八〃主は忍耐あり、憐憫に満ち、不義と悪とを取除き、罪なき者を棄て給わず、父の罪をその子三四代にまで報い給う御者なり。〃の 一九 願わくは、汝の御憐憫の大なるによりて、この民の罪を赦し給え、彼等がエジプトを出でてこの處に到るまで、汝、彼等に恩恵深く在せる如く。二〇 時に主、曰いけるは、一我は汝の言に循いて、赦したり。〇の 二一 我は活く、⁹⁾ 二 全地は主の榮光に充滿さるべし。二三 されど、わが御稜威と、エジプト及び荒野において、わが行いたる徴とを見ながら、既に十度¹¹⁾も我を試み、わが聲に従わざりし人々は、みな、二三 我がその父祖に誓いたりし地を見ざるべく、また我を冒瀆したる人々も一人として、¹²⁾ 二四 わが下僕力

7) 出三二・二八。一の詩一〇二・八。出三四・七。創二〇・五。
 9) これによつても聖人や篤信の人の代禱の効果がわかる。一〇) 誓いの詞。一) まことに「の意。
 11) 利二六・二六の如く、不定數に代用した概略の定數
 12) 申一・三五。

二五 レブは精神全く異にして、我に従いたれば、我、彼が行き巡りしかの地に之を導き到らん。かくてその苗胤之を所有せん。¹³⁾ 二五 谷々には、アマレク人とカナアン人と住みおれば、明日陣營を引拂いて、紅海の道より荒野に歸るべし。^{二六} 主またモイゼとアーロンとに告げて、曰いけるは、^{二七一}この悪しき會衆は、いつまで我に對して呶くや。我はイスラエルの裔等の怨言を聞きたり。^{二八}されば彼等に云え、^{二九}主曰わく、我は活く、わが聞ける所にて汝等が云いしその如く、我、汝等に對いて爲さん。^{三〇} 汝等の屍はこの荒野に横たわるべし。汝等數えられたる二十歳以上の者にして、我に對して呶きたる者は、みな、^{三一}我が汝等をそこに住わしめんと、その上にわが手を擧げたる¹⁴⁾地に入らざるべし。但し、イエフォネの子カレブと、ヌンの子ヨズエとは然らず。^{三二}されど汝等が、敵の捕虜とならんと云いし汝等の子女等は、我、之を導き入れん、これ、彼等が汝等の悦ばざりし地を、見るを得ん爲なり。^{三三}汝等の屍はこの荒野に横たわるべし。^{三三}汝

13) カレブに約束されたことは二つ、「彼は生きながらうべし」と「その地彼の子孫の領分となるべし」と。「書一四・六。14) 本章三節とその註参照。15) 詩一〇五・二六。本二六・六五。三二・一〇以下。16) 誓いたる。17) 申一・三五。

三四 等の子女等¹⁸⁾は四十年の間荒野を彷徨い、その父の屍が荒野に朽つるまで、汝等の不忠¹⁹⁾の罪を負わん。^{三四}汝等がかの地を偵いたりし日數四十日なりしにより、一日を一年と數うべし。されば汝等四十年の間その不義を償い、わが復讐²⁰⁾を知るべし。^{三五}蓋し我は、相率いて我に敵對い立てるこの悪しきすべての會衆に對し、わが言えるが如く、爲すべければなり。彼等はこの荒野にて殞れ死なん。^{三六}かくて、モイゼがかの地を窺わしめんとて遣したる人々にして、歸り來るや、その地を惡しと誹謗りて、彼に對し全會衆を眩かしめし人々いずれも皆、^{三七}主の御眼前に撃たれて死にたり。^{三八}されど、かの地を窺わんとて行きしすべての人々の中、ヌンの子ヨズエとイエフオネの子カレブとは生存えたり。^{三九}さてモイゼ、これらの言を悉くイスラエルのすべての裔等に告げたるに、民、甚く嘆きしが、^{四〇}視よ、彼等朝早く起き出で、山の頂に登り行きて云いけるは、「主の告げ給える地に、

18) 二十歳以上の子等。二九、三一、兩節参照。
 19) 原文「姦淫」。すなわち天主への不從順。天主のイスラエル人との御契約は屢々婚姻に譬えられるので、主から離れることはすべて、イスラエル人の姦淫行爲と稱せられる。
 20) 正當の罰。
 21) 結四・六。詩九四・一〇。
 22) 哥前一〇・一〇。來三・二七。猶五。

四一 我等直に上り行かん。そは、我等罪を犯したればなり。²³⁾

四二 時にモイゼ彼等に云いけるは、「汝等何故主の御言に違

背うや。そは汝等に幸せざるべし。^{四三}主、汝等と共に在さ

ざれば、上り行くことなかれ、これ、汝等その敵の前に殪

れざらんためなり。²⁴⁾ ^{四三}アマレク人とカナアン人と、汝等

の前にあり、その劍に汝等殪るべし、そは汝等主に従うを

肯ぜざるが故にして、主もまた汝等と共に在さざるべし。」

と。^{四四}されど彼等は眼くらみて山の頂に登り行けり、²⁵⁾ 但

し主の證詞の櫃とモイゼとは、陣營を去らざりき。^{四五}かく

て、山に住めるアマレク人とカナアン人とは、下り來りて

彼等を撃破り、之を追いてホルマにまで至りぬ。²⁶⁾

23) 民は自分が不平を鳴らしたこ
と、及び臆病であつたことを後
悔して、その非の償いをしよう
とした。しかし天主が他の道を
歩めと命じ給うたことを顧みな
かつた。それで不従順の最初の
罪に續いて第二の罪を犯すこと
になつた。――24) 申一・四二。
25) 僭越な行動。――20) 二一・三に
よれば生残つた者共は追撃され
てネゲブにある、ホルマという
町にまで至つた。

第十五章

犠牲に關する掟—安息日を破る罪は死に當る—衣服に房を附くる掟。

二 主またモイゼに告げて、曰いけるは、^{のたま}イスラエルの裔等に告げて、汝

之に云うべし、^{これ}汝等、わが汝等に與えんとする汝等の住むべき地に入

り、¹⁾願を果さんとして、もしくは志しの供物として、または汝等の祝祭

の折に牛羊を焼き主に對する馨しき香たらしめんとして、燔祭、或は犠祭

を行い、主に献げをなす時は、^四その犠牲を献ぐる者、いずれも皆、佳き

麥粉一エファの十分の一に、油一ヒン²⁾の四分の一をかけたる素祭の物を

供え、^五また、燔祭にもあれ、犠祭にもあれ、その爲に同量の葡萄酒を

奉りて、灌祭用となすべし。^六羔一頭、及び牡羊一頭に對しては、麥粉

十分の二に油一ヒンの三分の一をかけたるものを素祭となすべく、^七また

同量の三分の一の葡萄酒を灌祭として献げ、主に對する馨しき香たらしむ

べし。^八されど、汝願を果さんとして、もしくは和祭の犠牲として、牡牛を

第十五章

1) 以前、すなわち荒野通行中は、後記の献祭など不能なので、免除されていた
2) 出二九・四〇参照。一ヒンは約六リットル半。

九 燔祭、または犠祭に献ぐる時は、^九牡牛一頭に對し、^{一〇}麥粉十分の三に油一ヒンの半分をかけたるものを奉り、^{一一}また、^{一二}灌祭として同量の葡萄酒を奉り、^{一三}主に對するいとも馨しき香の献物たらしむべし。^{一四}汝がかく爲すべきは、^{一五}牡牛、^{一六}牡羊、^{一七}羔、^{一八}仔山羊各一頭に對してなり。^{一九}本國に生れたる者も、^{二〇}他國の者も、^{二一}同じ典禮に從いて供物を献ぐべし。^{二二}汝等に對しても、^{二三}國の中の在る他國の者に對しても、^{二四}掟と規定とは同一なるべし。^{二五}主またモイゼに告げて、^{二六}曰わく、^{二七}イスラエルの裔等に告げて、^{二八}汝、^{二九}之に云うべし、^{三〇}汝等、^{三一}わが汝等に與えんとする地に到らん時、^{三二}その地のパンを食うに際し、^{三三}初物を主の爲に別ちて、^{三四}汝等の食物の中より献ぐべし。^{三五}汝等、^{三六}打禾場よりその初物を別つ如く、^{三七}また^{三八}搗粉の初物をも、^{三九}主に奉るべし。^{四〇}汝等もし知らずして、^{四一}何事か、^{四二}主がモイゼに告げ給える所を行わず、^{四三}またその命することを始め給いし日より後、^{四四}彼によりて汝等に命じ給いたる所を行わざる時、^{四五}即ち會衆、^{四六}そを爲すを忘れたる時は、^{四七}彼等、^{四八}畜群より精選りたる牡犢一頭を、^{四九}燔祭として献

3) 全會衆の故意ならぬ過失に對する價(二四節—二六節)。

二五 げ、主に對するいとも馨しき香たらしめ、また典禮の求むる所に従い、之にその素祭と權祭とを添え、なお牡山羊一頭を罪祭として獻ぐべし。二五しかしして司祭はイスラエルの裔等の全會衆の爲に祈るべし。さらば彼等はそれを赦されん、そは、故意に罪を犯さざりしが故なり。されど彼等は自身の爲、その罪と過失との爲、主に火祭を獻ぐべし。二六さらば、イスラエルの裔なるすべての民も、また彼等の中に寄留まれる他國の者も、それを赦されん。そは、民皆知らずして犯せる過失なればなり。二七また、或個人、もし知らずして罪を犯さば、その罪の爲に當歳の牝山羊一頭を獻ぐべし。二八しかして彼は知らずして罪を犯したるにより、司祭は之が爲に祈るべし。さらば彼に對する赦免を得べく、かくて彼はそれを赦されん。二九本國人にもあれ、外國人にもあれすべて知らずして罪を犯せる者は、同一の掟によるべし。三〇されど、思い上りての何かの罪を犯す人は、本國人にもあれ、外國人にもあれ、(主に逆いたるなれば)、その民の中より剪除かるべし。三二そは、主の御言を輕んじ、

4) 個人の故意ならぬ過失に對する償い(二七節—二九節)。
 5) すなわち公然天主を蔑する惡意をもつて。
 6) 民としての死。
 すなわちもはや民の一員とせられぬ

三二 その命を無になしたるが故なり。されば彼は剪除かるべく、その不
 義を負うべし。1) 三三 さて、イスラエルの裔等荒野に在りし時、偶
 々安息日に或人の柴を拾い集むるを見しかば、8) 三三 彼等之をモイゼ
 三三 とアーン、及び全會衆の許に連れ來りしが、三四 彼等之を如何にな
 三五 すべきか知らざるにより、9) 牢獄の中に閉込めおきぬ。三五 時に主モ
 三六 イゼに曰いけるは、「かの人は死に處すべし。即ちすべての衆人陣
 三六 の外において、之に石を擲つべし。」と。三六 ここにおいて、彼等之
 三六 を陣の外に引き出し、之に石を擲ちければ、彼は主の命じ給える如
 三七八七 く死せり。三七 主またモイゼに曰いけるは、三八「イスラエルの裔等に
 三九 告げて、汝之に云うべし、〃彼等おのが爲その上衣の裾に總を作り
 三九 なし、之に青き紐をつくべし。〃と。10) 三九 これ、彼等が之を見て、
 四〇 主の諸々の誠命を思い出し、おのが思いと眼とに従いて、さまざま
 四〇 の物に、迷わず、却つて主の誠命を心に留めて11) 之を行い、以て

のその惡、その身に
 とどまりて、いかな
 る献祭にても除くこ
 とを得ざるべし。
 8) 安息日の休みを公
 然破る罪。1) 出三
 一・一四によつて死
 刑に處することは定
 まつていたが、天主
 が赦しを與え給うか
 またはどういふ風に
 死刑を行ふか、それ
 を彼らは知りたかつ
 たのである。10) 申二二・一二。墳
 二三・五。11) 天主
 の御掟を守るべきこ
 とを憶えさせるもの

彼等の天主に對し聖なるものとならん爲なり。

四一 我は主汝等の天主にして、汝等の天主たらん爲
汝等をエジプトの地より導き出したる者なり。」

第十六章

コレとその徒黨の分離—彼等に對する天罰。

一 視よ、時にレヴィの子、カートの子、イサール

の子なるコレ、¹⁾ 及びエリアブの子等なるダタン

とアピロン、並にルベンの子等²⁾ のフェレトの子

なるホン、^三 他にイスラエルの裔等の中、會議の

折名指さるる會衆中の主要てる人々二百五十人

三 起ちてモイゼに逆いぬ。^三 即ち彼等、モイゼとア

ピロンとに起ち逆いて云いけるは、「會衆すべて

聖にして、主その中に在せば、それにて足れり。」

衣服に房を付ける規定は、キリストの時代
まで嚴密に守られていた。キリスト御自身
さえこれに従つておられた(瓊九・二〇)。

第十六章¹⁾以下に再三用いられている「コ
レの徒黨」という語から見て、レヴィ人コ
レが叛亂の主要煽動者であつらしい。六節
及び一一節参照。コレは司祭職がアピロン
とその一族に限られたのに反對して立つた
のであつて、教會上司に反抗する者の典型
である。一²⁾ルベンの子等は、もと諸族中
首位であつた父祖が罪を犯してその位を失
つたので(創四九章参照)、再びそれを回
復したいと思つたのらしい。

四 さるを汝等如何なれば主の民の上に立つや。³⁾ 四 モイゼ、之
 を聞くや、平伏ししが、^五 やがて、コレ及び全會衆に云いけ
 るは、「明朝主は何人が彼のものなるかを示して、聖なる者
 を御許に到らしめ給わん。即ち、その選り給ひし者、彼に近
 づくを得ん。^六 されば斯くなせ、汝コレ、及びそのすべての
 徒黨よ、汝等、各々その香爐を取りて、⁴⁾ 明日その中に火を
 入れ、主の御前において、その上に香を加うべし。⁵⁾ かくて
 彼の選り給わんその人こそ、聖なるべけれ。⁶⁾ 汝等レヴィの
 子等よ、汝等は餘りにも思い上れり。」^八 彼またコレに云いけ
 るは、「汝等レヴィの子等よ、聽け。^九 イスラエルの天主、
 幕屋の祭式の折彼に仕えしめ、民の集える前に立ちて彼に勤
 め行をなさしめんとて、汝等をすべての民より別ちて、御許に
 到らしめ給えり。これ、汝等にとりて小さき事ならんや。」

3) 以後の叛亂の多くがそうであるように、これも、自
 分らの激しい支配欲を、敬
 神的な言葉と平等という口
 實とで偽装している。―集
 四五・二二。哥前一〇・一
 〇。猶一一。―4) コレたち
 レヴィ人は香爐を持つてい
 なかつた。それは司祭達だ
 けが聖所で香をたくことを
 許されていたからである。
 しかし叛徒はアロンとそ
 の子等との罷免後自分らが
 用いるのに、そういうもの
 を用意していた。―5) 香を
 捧げることは司祭最高の仕
 事とされていた。―6) モイ
 ゼは事件を天主の御裁斷に

一〇 彼が汝及び汝の兄弟なるレヴィの子等一同を御許に近づかせ給
いしは、豈、汝等をして司祭の職をも篡奪わしむる爲ならんや。
二 また、豈、汝のすべての徒黨をして、主に起ち逆わしむる爲な
らんや。抑、アロンが如何なる者なればとて、汝等之に對いて
三 咄くぞ。二 次いでモイゼ、人を遣してエリアブの子なるダタン
とアピロンとを召ばしめけるが、彼等は答えぬ、「我等行かじ。」
三 汝が我等の上に君たらんとするは姑く措くも、汝は我等を乳と
蜜との流るる地より導き出して、荒野にて殺さんとしたり、之、
四 汝にとりて、小さき事なりや。一 汝は實に我等を乳と蜜との川の
流るる地に導き入り、我等に田畑や葡萄畑を與えて之を所有し
めたり。しかるになお我等の眼をも抉り取らんとするか。我等行
一五 かじ。」
一五 ここにおいてモイゼ大いに怒り、主に云いけるは、
「彼等の献物を眷顧み給うなかれ。我が彼等より一頭の驢馬をも

一任する。一のアロー
ンは天主が司祭として
任命し給うた者である
されば汝らの咄きは天
主に歸することとなる
8) 不遜な言葉。彼らは
己が答の冒頭と終りと
にこう云つてゐる(一
四節参照)。一の天主の
御約束中のこの語は、
常にカナアンをさすが
(出三・八)、ダタン
とアピロンとはここで
エジプトの意味に轉用
してゐる(皮肉に)。
10) 反抗。同一語の反復

二六 取りしことなく、彼等の何人をも苦しめしことなきは、汝の知り給う所なり。」
 二五 かくてコレに云いけるは、「一方には汝と汝の徒黨すべて、又一方にはア
 二四 ロン、明日主の御前に出ずべし。一七 汝等各々香爐を取りて之に香を盛り、主に
 二三 二百五十の香爐を捧ぐべし。一八 アーロンもまた、その香爐を携うべし。」一八 彼等
 二二 モイゼとアーロンとの立てる所にてかく爲したる時、一九 彼等に抗わしめんと全
 二一 會衆を¹²⁾幕屋の入口に集めおきしが、主の榮光すべての人に現れたり。二〇 さて
 二〇 主、モイゼとアーロンとに告げて曰いけるは、「二一 汝等、この群の中より離れ
 一九 よ、そは我、直に彼等を滅ぼさんとすればなり。13) 二二 彼等平伏して云いけるは
 一八 「最も力ある御者、すべての肉を活かす魂の天主よ、汝の御激怒は、一人の罪
 一七 の爲に萬人に對して發せらるるや。」二三 主乃ちモイゼに曰いけるは、二四「すべて
 一六 の民に命じて、コレとダタンとアピロンとの天幕を離れしめよ。」二五 よりて、
 一五 モイゼ、起ちてダタンとアピロンとの許に到りしが、イスラエルの長老等、之
 一四 に従い行きぬ。二六 彼、民族に向かいて云いけるは、「この悪しき人々の天幕を

11) 幕屋
 の入口
 の前で
 12) その
 代表者
 として
 長老等
 を。
 13) この
 御威嚇
 に動か
 されて
 モイゼ
 は民の
 ために
 代願す
 る。

二七 離れ、彼等の物には一つとして觸るるなかれ、これ、汝等が彼等の罪に連累とならざらん爲なり。」^{二七}かくて彼等、その天幕の周圍を離れし時、ダタンとア

二八 ビロンと出で來りて、その妻子、ならびにすべての徒黨と共に、おのが天幕の入口に佇めり。^{二八}時にモイゼ云いけるは、「汝等が見る所は、悉く主が之を爲

二九 さしめんとて我を遣し給えるにて、我が自己の心より案え出したるにあらざることを、¹⁴⁾ 汝等、之によりて知るべし。^{二九}即ちこの人々、もし普通の人の死す

三〇 るが如くに死し、他の人の見舞われ勝なる災禍に見舞われなば、主は我を遣し給わざりしなり。^{三〇}されど、主もし新しき事をなし給い、地その口を開きて彼

三一 等と彼等に屬するすべての物を呑み、彼等生きながら冥府に下りなば、汝等、彼等が主を濟し奉りしことを知るべし。」^{三一} 彼、語り終うるや、忽ち地、彼等

三二 の足下にて裂け、¹⁵⁾ ^{三二}その口を開きて、彼等とその天幕とすべての所有物とを呑み盡しぬ。^{三三}即ち彼等、生きながら冥府に下り、地、その上を閉鎖せり。

三四 かくて彼等、民の中より滅ぼされしが、^{三四}周圍に立ち居たるイスラエル人は皆

14) 偽預言者の如く。
15) 申一・六。
詩一〇
七、一
八。

三五 滅ぶる者の叫びを聞き、「恐らくは地、我等をも呑み盡さん。」
 と云いつつ逃げ亡せたり。三六 剩え、火、主の御許より出でて、
 香を捧げたる二百五十人を焼き殺しぬ。三六 主、乃ちモイゼに
 三六 告げて曰いけるは、三七「司祭アーロンの子エレアザルに命じて、
 かの燃ゆる猛火の中に在る香爐を取り、その火を此處彼處に撒
 三七 きちらさしめよ。そは、罪人の死によりて、聖とせられたれば
 三八 なり。17) 三六 しかして彼をしてそれを打延べて板となし、祭壇に
 三八 貼らしめよ、そは香をその中に入れて、主に捧げしにより、聖
 とせられたればなり。これ、イスラエルの裔等が之を見て徴と
 三九 なし、思ひ出となさんためなり。」三九 ここにおいて、司祭エレ
 アザル、かの燃ゆる火に焼き殺されたる者共が、中に入れて捧
 四〇 げたる香爐を取り、之を打延べて板となし、祭壇に貼り、
 四〇 四〇その後イスラエルの裔等が自らを戒むる爲のものとなしぬ。

16) この天罰でユレの一族
 全部が滅びたわけではな
 かつた。その子等は容赦
 されたのである(本二六・
 一一、五八)。この一族
 から聖殿の歌手(代上六・
 一七、二二。代下二〇・
 一九。)及び詩篇作者
 (詩四一・一。四三・一
 など)を出している。
 17) 天罰によつてその香爐
 は聖なるものとされたし
 また悪人の手によつてで
 はあつたが、それを用い
 て天主に香が献げられた
 から。18) この板は出三
 八・二に出ている板の上
 に貼る。

四一

これ、他の者、即ちアーロンの胤ならざる者が、近づきて主に香を捧ぐるこ
となからん爲、主のモイゼに告げ給いしままに、コレとそのすべての徒黨と
が罰せられし如く、罰せらるることなからん爲なり。四一 翌日イスラエルの裔

四二

等の全會衆、モイゼとアーロンとに對し、眩きて云いけるは、「汝等は主の
民を殺したり。」と。四二 かくて暴動起り、騷擾募るに及び、四三 モイゼとア

四四

ロンとは、遁れて契約の幕屋に到りしが、彼等その中に入るや、雲之を覆い
主の榮光顯れたり。四四 しかして主モイゼに告げて曰いけるは、四五「この會衆

四六

の中より去れ。我、今直に彼等を滅ぼさんとす。」その時地に平伏しつつ、
四六 モイゼ、アーロンに云いけるは、「香爐を取り、之に祭壇より火を入れて

四七

その上に香を加え、民の許に急ぎ行きて之が爲に祈れ。」²⁰⁾ そは、御憤怒既に
主より出でて、天罰痛烈を極めおればなり。」²¹⁾ 四七 アーロン、乃ち斯く爲して

四八

會衆の中に馳せ行きしに、猛火既に之を焼きつつありしかば、彼、香を捧げ
四八 死せる者と生ける者との間に立ちて、民の爲に祈りたれば、天罰即ち止み

19) 頑迷な民は叛徒に對する

天罰の責任をモイゼとア

ロンとに轉嫁しよ

うとした

20) 償いをするため

に。

21) 智一八・二一。

四九 四九にけり。22) 四九されど殺されたる者の數は、コレの亂に滅びたる者を除きて、一萬四千七百人なりき。

五〇 五〇さてアーロンは、人の死ぬることやみたる後、モイゼの許、契約の幕屋の門口に歸りぬ。

第十七章

杖に花咲く奇蹟によりて司祭職アーロンに確定す。

一 主またモイゼに告げて、曰いけるは、イスラエルの裔等に告げて、彼等よりその血統に従い杖を一本づつ、即ちすべての族長の杖十二本を取り、各人の名をその杖に記せ。1) またアーロンの名は、レヴィ族の杖に記すべし。2) かくて一本の杖はその一族のすべての家を表示すなり。4) 次に、汝これを契約の幕屋の中、わが汝に語らんとする處なる證詞の前

22) 即死者を出した天罰が終熄したのは、天主が民のために立て給うた仲介者たるアーロンが、大司祭の職務を執行したおかげである。

第十七章 1) この聖所に置かれた杖は明らかに各族長の指揮杖で、ずつと前から乾燥していたものに相違ない。2) かようにしてモイゼは、アーロンがレヴィ族の首長であることを示す。

五 五に置き。わが彼等の中より選みたる者の杖は芽を出ださん。かくして、

六 我、イスラエルの裔等が汝等に對して咄く怨言を我より斥けん。」六ここに

おいてモイゼ、イスラエルの裔等に告げしかば、長等皆、一族毎に一本づ

つ、その杖を彼に付したり。さればア—ロンの杖の外に、十二本の杖あり

八七 き。七さて、モイゼは之を證詞の幕屋の中、主の御前に置きしが、翌日再

び行きて見しに、レヴィの家の中なるア—ロンの杖、芽を出し、蕾膨らみ

九 て花を咲かせ、葉を擴げて巴旦杏の形となりぬ。九よりてモイゼその杖を

皆主の御前より取出し、イスラエルの裔等一同の許に到りしが、彼等見て

一〇 各々再その杖を取りたり。一〇時に主モイゼに曰いけるは、「ア—ロンの杖

を證詞の幕屋に持ち歸り、そこに保存しおきてイスラエルの裔等の叛逆の

徴となし、且、彼等の怨言をわが前に黙せしめよ。これ、彼等が死なざら

二 一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇

いて、イスラエルの裔等モイゼに云いけるは、「視よ、我等せん術策盡き

3) ア—ロンの最高司祭たることの再確認

新約におけるア—ロンの眞

の杖は、聖十字架である。これは枯木であるが、諸徳

の立派な花と實とを無限に多く生じて、較べものない美觀を呈した。一四來九

四。

一三
たり、我等皆滅ぶ^〇。一三 主の幕屋に近づく者は
凡て死するなり。我等は一人残らず塵殺にせら
るべきか^〇」

第十八章

司祭の任務ならびにレヴィ人の任務及びその分前―初穂と十分の一とは
レヴィ人及び司祭に歸す。

一 さて、主アーンロンに曰いけるは、「汝なら
びに汝の子等及び汝の父祖の家のもも汝と共に
聖所における罪をその身に負うべし。また、汝
ならびに汝の子等も同時に、司祭職に對する罪
をその身に負うべし。一^〇」二 なお、レヴィの支族な
る汝の兄弟、即ち汝の父祖の笏^〇をも携えて、
彼等をして汝を助け、汝に仕えしむべし。され

〇) 我らは叛逆せしに由りて、死に相當する
者となりたり。一〇) これは自分らのため主
に懇願してもらいたいと、モイゼに頼む言
葉である。

第十八章 一) 故にイスラエルの子等は殺さ
れはしないかと心配しないでほしい(本一
七・一二、一三を見よ)。司祭等の過失で
レヴィ人が非を行つたら、その責任は、司
祭等が負うべきである。一^〇) 子孫。

三 ど汝と汝の子等とは、證詞の幕屋において、勤行をなすべし。³⁾ エレヴィ

人は汝の命令と、幕屋のすべての仕事とを、戒心して守るべし。但し、

聖所の器具と祭壇とには近づくべからず、これ、彼等の死なす、汝等も

また滅びざらんためなり。⁴⁾ 彼等は汝と共にあり、戒心して幕屋の監守

とその諸々の禮式とに當るべし。他の者は汝等の中に加わるべからず。

五 戒心して聖所の監守と祭壇の勤行とに當れ。さらば、御憤怒イスラエ

ルの裔等の上に降ることなからん。⁶⁾ 我はイスラエルの裔等の中より、

汝等の兄弟レヴィ人を汝等に與え、主に献物として奉れり。これ、彼等

が幕屋の職務に仕えんためなり。⁷⁾ されど汝と汝の子等とは、汝等の司

祭の職務を果すべく、祭壇の勤行に關係あること及び幕の内なることは

すべて司祭之を執行うべし。他の者もし近づく時は、殺さるべし。⁸⁾ 主

またアロンに曰いけるは、「視よ、我はわが初物の保管を汝に委ねた

り。⁴⁾ イスラエルの裔等が献聖けたる物は悉く、⁵⁾ 我之を常住の規定

3) 司祭として。

4) 初物は天主の

ものであるが、

天主は燔祭壇の

上で焼き盡すに

及ばぬ物は、司

祭たちに與え給

うた。—5) 「至聖

なる物」と「聖

なる物」とに區

別されている。

「至聖なる献物」

は、素祭や罪祭

愆祭における分

であり(九—一

—)、「聖なる献

物」は、油、果

汁、穀物(一一—

—)

—)

九 によりて、司祭の職務に對し、汝と汝の子等とに與えたり。⁶⁾ 九されば聖別せられ主に獻げられたる物の中、汝が取るべきは是なり。即ち、すべての供物と犠牲、また罪愆の爲、我に獻げられて至聖くなれる物は何にても汝と汝の子等とに歸すべし。¹⁰⁾ 汝之を聖所において食すべし。ただ男子等のみ之を分ち食すべし。そは汝の爲に聖別せられたる物なればなり。⁷⁾

二 二されどイスラエルの裔等が誓ひ獻ぐべき初物は、我之を常住の規定によりて、汝と、汝の息子娘に與えたり。汝の家における潔き者之を食すべし。⁸⁾ 一三すべて油と葡萄酒と穀物との最も佳き物、主に獻ぐる初物は何にても、我之を汝に與えたり。¹¹⁾ 凡て地の生ずる産物の初物にして、主の御許に齎されたるものは、汝の用に供すべし。汝の家における潔き者之を食すべし。¹²⁾ 凡てイスラエルの裔等が、誓願によりて獻ぐる物は、汝の有たるべし。¹³⁾ 凡てあらゆる肉物の初生にして彼等が主に獻ぐるものは、その人たると畜たるとを問わず、汝の權に歸すべし。但し汝、人間の初生子に

の最良のもの
初物(一三)、
誓願の献物
(一四)、人
間及び家畜の
初子(一五)―
一七)、舉搖
された胸と右
肩(一八)で
あつた。
6) 司祭の聖役
に對する報酬
7) 利六・一七、
一八参照。
8) 利二二・一
〇以下参照。

對しては、代價を取るべく、また、あらゆる不淨の畜獸も、之を贖わ

しむべし。9) 一六) しかして之が贖いは、一箇月の後なるべく、聖所の秤

量による銀五シクルと代らべし。一シクルは二十オボルなり。10) 一七) さ

れど、牛と、羊と、山羊との初生仔は、汝、之を贖わしむべからず。

之等は主に獻聖げられたればなり。その血は、汝之をたゞ祭壇の上に

のみ注ぐべく、その脂肪は焚きて主に對するいとも馨しき香たらしむ

べし。一八) 但し肉は汝の用に供すべし、聖別されたる胸と右肩ともまた

汝のものたるべし。11) 一九) イスラエルの裔等が主に獻ぐる聖所の初物は

すべて、我之を常住の規定によりて、汝と汝の息子娘に與えたり。

これ、主の御前における汝と汝の子等とのためなる永久の鹽の契約12)

なり。20) 主またアーンロンに曰いけるは、「汝等彼等13) の地において何

物をも有すべからず、また彼等の中に何の分をも有つべからず。我こ

そはイスラエルの裔等の中において、汝の分14) 汝の遺産15) たるなれ。

9) 出一三・一二、

一三・三四・一九、

二〇。参照。

10) 出三〇・一三。

利二七・二五。本

三・四七。結四五。

一二。11) 出二九。

二八。12) 諺的な

云い方で、變更改

悪すべからざる契

約。鹽は物の悪く

なるのを防ぐため

に用いられるから

常住恒久の契約。

13) イスラエル人の

14) 詩一五・五参照。

15) 書一三・一四參照。

二一 三また我はレヴィの子等に、イスラエルのすべての十分の一を與え、彼等が契約の幕屋において、我に仕うるその聖役に酬いたり。¹⁶⁾ 二三そは、イスラエルの裔等が、最早幕屋に近づきて死を來す罪を犯すことなく、^{二三}ただレヴィ人のみ幕屋において我に仕え、民の罪を負わんが爲なり。¹⁷⁾ 此れ、汝等の代々いつまでも守るべき規定なり。彼等は他に何物をも有すべからず。¹⁸⁾ ^{二四}たゞ我がその用と必要とに充てんとて分ちたる十分の一の奉納物の十分の一を以て満足すべし。^{二五}主またモイゼに告げて曰いけるは、^{二六}レヴィ人に命じて、之に告げよ。汝等、イスラエルの裔等より、わが汝等に與えたる十分の一を受けたらん時は、その初物、即ち十分の一の十分の一を、主に獻げよ。^{二七}そは汝等に、打禾場、ならびに搾槽よりの初の献物の如くに見做されん爲なり。^{二八}されば汝等がその十分の一を受くる物はすべて、その初を主に獻げ、しかして之を司祭アロンに付せ。^{二九}すべて汝等が十分の一の中より獻げ、分ちて主の供物となすは、最も佳き、精選りたる物なるべし。^{三〇}汝また彼等に云うべし、汝等も

16) 利二七・三〇。

17) 一節参照。

18) 申一八・一。

19) 司祭

も物を奉納する義務がある

がある

がある

がある

がある

がある

がある

がある

がある

がある

がある

がある

三二 十分の一の中より、優れて良き物を悉く献ぐる時は、汝等、恰も打禾場及び搾槽より、その初を奉りたるかの如くに見做されん。三三 しかして汝等と汝等の家族とは、その住處のいづくにても之を食うを得べし。そは、汝等が證詞の幕屋において我に仕うるその聖役の報酬なればなり。三三 汝等、最も優れ最も肥えたる所を己が爲に取りおき、この點につきて罪を犯すべからず、これ、汝等がイスラエルの裔等の献物を漬して死なざらんためなり。20)」

第十九章

赤牛の犠牲に關する掟—潔めの水。

三一 主またモイゼとアロンとに告げて、曰いけるは、三 主が命じ給う犠牲の規定は次の如し。イスラエルの裔等に命じて、成年に達せる赤き¹⁾牝牛の、玷なくして、且未だ軛を負いしことなきものを、汝の許に引き來らしめ、三 汝等之を司祭エレアザルに付すべし。彼はまた之を陣の外に引き出し、一同の眼の前にて屠り、²⁾ 其の血に指を浸して、幕屋の門に向かい、七度之を

20) へりの子等の罪 またはカインの罪を思い合せよ。

第十九章

1) 赤は血の色、血はまた生命のしるし。
2) 罪祭に

五 灌ぎ、五その牝牛を一同の眼の前にて焼くべし。その皮も肉も血も糞も、
 六 火焰に投すべきなり。六司祭はまた杉材と、ヒソプと二度染の紅の毛糸
 七 とをも、その牝牛の焼かるる火焰の中に投げ入るべし。七次いで彼は、
 八 その衣服とその身とを洗いたる後、陣の内に入るべし。されど日暮まで
 九 は不浄ならん。八また牝牛を焼きたる者も、その衣服とその身とを洗
 九 べし。されど日暮までは不浄ならん。九さて、潔き人一人、その牝牛の
 一〇 灰を集め、之を陣の外なるいと潔き處に棄つべし。これ、イスラエルの
 一〇 裔等の會衆の爲にそを貯えおきて、潔めの水を作るに用いん爲なり。³⁾
 一〇 蓋し、その牝牛は罪の爲に焼かれたればなり。一〇その牝牛の灰を携え行
 一〇 きたる者は、その衣服を洗うべし。されど日暮までは不浄ならん。イス
 一〇 ラエルの裔等と、その中に住む他國の者とは、⁴⁾ 永代の規定により、之
 一一 を聖なる事となすべし。二人間の屍に觸れて、それにより七日の間不浄
 一二 なる者は、二三日目と七日目とに、この水を身に灌がるべし。さらば潔

献げるこの赤い
 牝牛は、我々が
 罪を潔められる
 もとなつた御
 血を流し給うた
 キリストの御苦
 難の象りであつ
 た。―來一三・
 一一以下。
 3) この灰は穢れ
 ざるよう貯えお
 くべし。―4) 我
 らの主イエズス
 ・キリストがユ
 デア人と異邦人
 とを差別せず潔
 め給うたと同様
 に。

められん。三日目に身に灌がれずば、七日目に潔めらるることを得ず。

二三 凡て人間の屍に觸れながら、この混合物を灌がれざる者は、主の幕屋

を漬すべく、従いてまた、イスラエルの中より除かるべし。彼は潔めの水

を灌がれざるが故に不淨にして、その不淨、身に留まるべし。一人が天幕

の中にて死せる時の掟は次の如し。その天幕に入るすべての人と、其處に

あるすべての器具とは、七日の間不淨なるべし。⁶⁾ 蓋なき、もしくは上

に括るものなき器具は、不淨なるべし。¹⁶⁾ 人もし畑において、殺された

る人の屍、又は自ら死にたる人の屍、もしくははその骨、或は墓に、觸るる

時は七日の間不淨なるべし。¹⁷⁾ かかる時は、罪祭に焼かれたる牲の灰の一

部を取り、器具に入れて之に活ける水を注ぐべし。¹⁸⁾ しかして潔き一人の

人、之にヒソプを浸し、その天幕全體と、その諸々の調度と、かかる物に

觸れて穢れたる人々と之を灌ぎかくべし。¹⁹⁾ かくの如くにして、潔き

者⁷⁾は三日目と七日目に、不淨なる者を潔むべし。しかして七日目に潔

5) 原語 *humb-*

ne animes 「人

の魂」の義。

6) 死骸がその

天幕内にある

間。1) この

灌水は司祭や

レヴィ人でな

くても差支え

なかつた。潔

いと認められ

た、最初に來

たイスラエル

人であればよ

かつた。

二〇 められなば、その人はその身その衣服を洗うべし。されど日暮まで
 は不浄なるべし。二〇人もしかく潔められずば、その人は集會の中よ
 り除かるべし。そは、彼、主の聖所を漬しながら、潔めの水を灌が
 二二 れざればなり。三この規定は、いつまでも守るべき掟たるべし。水
 を灌ぎし者また、その衣服を洗うべし。また潔めの水に觸るる者は
 三三 何人も日暮まで不浄なるべし。三三不浄なる者は、何物に觸るとも、
 凡て之を不浄ならしむ。また何かかかる物に觸るる人も、日暮まで
 不浄となるべし。8)

第二十章

モイゼの姉マリアと兄アロンとの死—民水無きを啣つ—天主
 岩より水を出して彼等に與え給う。

一 さて、イスラエルの裔等、すなわち全會衆、第一月¹⁾ シンの荒
 野²⁾に到りぬ。しかして民、カデスに住まりしが、マリア其處にて

8) 教父たちの説によれば、モイゼは死者による穢れを外部的に潔めることで、罪による穢れを潔めること、及び避けることとの必要なる旨を厳しく教えるつもりであつたと。

第二十章 1) 原文に年は書いてないが、

二 死し、その處に葬られたり。³⁾ニしかるに、民、水無きに苦しむや、相集まりてモイゼとアロンとに逆い、^三暴動を起して云いけるは、「我等も寧ろ主の尊前にて、我等の兄弟等と共に滅びたらば、よかりしならんに。^四汝等如何なれば主の集會をこの荒野に導き出して、我等をも、我等の家畜をも死なしめんとしたるぞ。⁴⁾五 汝等、何故我等をエジプトより上らしめて、この惡しき處に導き入れたるぞ。ここには種も播き得ねば、無花果も葡萄も柘榴も生ぜず、また飲むべき水もなきものを。」^六ここにおいて、モイゼとアロン、會集の許を去り、契約の幕屋に入りて地上に平伏し主に叫びて云いけるは、「主なる天主よ、この民の叫喚を聞き給いて、汝の御寶、即ち活ける水の泉を之に開き、彼等を飽足らしめてその咄くを止め給え。」と。時に主の榮

多分エジプトを出て三年目の。四十年目であつたという人もある。1)このシンの荒野は、出一六・二にあるものとは異り、ジンともいい、パレスチナの南方にある。3)モイゼの幼時之を保護し、天主の偉大な御業を屢々たゞえたマリアは、約束の地を見る希望を紅海で抱いていたが、今や召されて逝き、モイゼは一人になつて、その後の患難にも彼女の協力を得ることができなかつた。彼女には曾て弟モイゼに對して不平を云つたような人間的缺點もあつたが、民は擧つてその死を悼んだ。⁴⁾出一七・三。

七 光彼等の上に顯れたり。セしかして主モイゼに告げて曰
 八 いけるは、⁵⁾汝と汝の兄弟アーロン、杖⁶⁾を取りて民を
 集め、その前にて岩に言え、さらばそは水を出さん。か
 くて汝岩より水を出したる時、全會集も、その家畜も之
 九 を飲むべし。⁹⁾よりてモイゼ、その命じ給える如く、主
 一〇 の尊前にありし杖を取り、¹⁰⁾會集を岩の前に集めて之
 に云いけるは、「汝等反逆う不信の徒よ、聽け。我等、
 汝等の爲に、この岩より水を出すを得んか。」と。¹¹⁾二モ
 イゼ、乃ち手を擧げ、杖もて岩を二度打ちしに、水夥
 三 しく湧き出でければ、⁸⁾民もその家畜も飲みぬ。¹²⁾時に
 主、モイゼとアーロンとに曰いけるは、「汝等、我を信
 ぜずして、イスラエルの裔等の前に我を聖とせざりしに
 より、この民を、わが彼等に與えんとする地に、導き入

5) エジプトで汝が奇蹟を行ふに用いたあの杖。1) 出17・5、六。智10・4。1) この場合モイゼとアーロンとがやや疑惑を抱いた信仰の弱さは彼らの過失であつた但しそれは天主の大能や眞實を疑つたのではなく、逆らう不信の民が奇蹟に値しないと考へたのである。これに對する罰の重さは、兩人の指導者としての卓越した地位及び彼らが不信と反抗とに傾いている民の公然の蹟きとなつたことを考えれば當然である。1) 詩七七・一五、二〇。哥前一〇・四。
 8) この岩はキリストの象りで、また岩から出た水は我らの蒙るあらゆる惠のもととなるその御血の象り

一三 みるを得ざるべし。」と。9) 一三之ぞ抗論の水¹⁰⁾なる。そは之に就きイスラエ

ルの裔等、主に抗論い、主彼等の中にその聖なることを顯示し給いたれば

一四 なり。一四さる程に、モイゼ、カデスよりエドムの王に使者等を遣して云わ

しめけるは、「汝の兄弟¹¹⁾ イスラエルはかく云う、¹²⁾ 汝は我等を襲いし諸

一五 々の艱難を知る。一五即ち、我等の父祖エジプトに下り行きて、我等久しく

彼處に住まり、エジプト人が我等及び我等の父祖を苦しめし次第、一六また

我等主に叫びしに、彼、我等に聽き給いて、一位の天使を遣し給い、その

我等をエジプトより導き出したる次第を知るなり。見よ、我等今や汝の國

一七 境の涯なるカデスの邑に在り、一七汝の國を通過る許可を得んことを、汝に

希求う。我等は田畑をも葡萄畑をも通らじ、また汝の井戸の水をも飲ま

じ、¹²⁾ ただ我等は街道を行きて、汝の國境を通過るまでは、右にも左にも

一八 逸れじ。」と。一八エドム、これに答えるは、「汝、わが許を通過るべから

一九 ず、しからずば、我武器を執り、出でて汝に敵對わん。」と。一九イスラエ

9) 申一・三七。

10) ヘブレオ語

「メリベ」。

11) エドム人の

祖は、イスラ

エル人の祖な

るヤコブの兄

エサウ。

12) 代金を出さ

ずには。井戸

水は、水不足

のその地方で

は滅多にない

ので、他所の

者は高い代金

を拂わなけれ

ばならなかつ

た。

二〇 彼の裔等、乃ち云いぬ、「我等、公道を行かん、また我等並に我等の畜獸、もし汝の水を飲むことあらば、我等汝に然るべき代償を與えん。それを代償うに難きことはあらず。我等はただ速かに通らんとす。」

二一 されど、彼「汝、通るべからず。」と答えて、直に無數の群衆を率い、強き手もて、出でて彼等を激撃ち、三その願を容れて彼等に己が國境の通過を許さんとはせざりき。さればイスラエルは、彼を避けて

二二 他に向かいぬ。13) かくて彼等、カデスより陣營を引拂いて、エドムの國境なるホル山14) に到りしが、二三主、彼處にて、モイゼに告げて、

二四 曰いけるは、「アーロンは逝きて己が民の許に至るべし。15) 蓋し、彼は我がイスラエルの裔等に與えたる地に入らざるべし。そは、彼、

二五 抗論の水の邊にて、わが言を信ぜざりしが故なり。二五 アーロンを、また彼と共にその子16) を引連れ、之を導きてホル山に至れ。17) 二六 しかし

二六 て、汝、父よりその衣服を剥ぎ取りて、之をその子エレアザルに着す

13) エドムの王はセイルの山地を所有していた(申二・四以下)。イスラ

エル人は平野を通つた(申二・二八参照)。

14) ホル山はカデス附近セイル山の西北方にあ

る。15) この語は證據である。

16) エレアザル。

17) 本三三・三八。申三二・五〇。

二七 べし。ア—ロンは加えらるべく、¹⁸⁾ 彼處にて死せん。」^{二七モイ}
 二八 ぜは、主の命じ給える如くに爲しぬ。即ち、彼等、會集一同の
 前にて、ホル山に登れり。二八しかして彼は、ア—ロンよりその
 二九 衣服¹⁹⁾を剃ぎ取りて、之をその子エレアザルに着せたり。^{二九ア}
 一—ロンは山の頂にて死したれば、²⁰⁾ 彼はエレアザルと共に降り
 三〇 ぬ。^{三〇}ここにおいて、會集は皆、ア—ロンの死したるを見、之
 が爲に三十日の間、その家を擧げて嘆き悲しめり。²¹⁾

18) 古聖所にいる父祖の中
 に。—19) 職服。20) 三三・
 三八、三九によれば、ア
 一—ロンはエジプト出發後
 四十年目の第五月一日に
 百二十三歳で死んだ。
 21) ア—ロンへの讚辭は、
 集四五・七以下を見よ。

第二十一章

アラド王征服さる—民眩きて火の蛇を以て罰せられ、青銅の蛇を以て
 癒さる—セホン及びオーグ兩王を征服す。

一 時に、南の方に住めるカナアン人アラド王、イスラエルが
 間者の道より來ると聞き、之と戦いて打ち勝ち、その分捕品を運
 び去りぬ。²⁾ニされどイスラエル、主に誓願を立てて云いけるは

第二十一章 1) ネゲブ。

2) 本三三・四〇。

三 「汝、もしこの民をわが手に付し給わば、我、その市邑を滅ぼさん。」と。三主、乃ちイスラエルの祈禱を聞き容れ、カナアン人を付し給いたれば、彼等之を討ち取り、その市邑を滅ぼしぬ。さればその處の名を、ホルマ、即ち滅亡と呼べり。四かくて彼等ホル山を出で立ち、紅海に到る道を取りて、エドムの國を迂回り行かん。とせしが、民、その旅路と艱難とに倦み始めたり。五よりて彼等、天主とモイゼとに逆らいて云いけるは、「汝、何故我等をエジプトより連れ出して、荒野に死なしめんとしたるぞ。パンもなければ、水もなく、我等の今やこのいと輕き食物⁵⁾を忌み嫌うなり。」と。六この故に、主、民の中に火の蛇⁶⁾を遣し給いに、そは彼等を咬みて、その多數を殺しぬ。七ここにおいて、彼等モイゼの許に到りて云いけるは、「我等は主と汝とに逆らいたるに よりて、罪を犯せり。願わくは、祈りて主をしてこの蛇を我等よ

3) 誓願はただ善事に對してだけ立てることができるのであるから、イスラエル人はこの民を滅ぼすことが天主の御旨に添うものと、確く信じていたのであつた。—4) 利二七・二九。申一三・一二以下參照。
 5) 原文 ANIMA BUJIBI HOSIRA (我らの魂)。—のマンナ。これについては、一一・六でも既に苦情を云つてゐる。—のこれに咬まれると灼けつくような痛みを起す。
 6) 尤八・二五。智一六・五。哥前一〇・九。

八 取り除かしめ給え。」と。よりて、モイゼ民の爲に祈れり。八然

るに主、彼に曰いけるは、「青銅の蛇を作り、之を立てて徴とせ

九 よ。咬まれたる者之を仰ぎ見る時は、すなわち生くべし。」九こ

こにおいて、モイゼ青銅の蛇を作り、立てて以て徴となせしが、

一〇 咬まれたる者之を仰ぎ見るや、すなわち癒やされたり。一〇かくて

二 イスラエルの裔等、進みてオボトに陣を張り、二また其處を去り

て、東の方モアブに面せる荒野にある、イエアバリムに天幕を張

一三 りぬ。一三更に其處より移りて、ザレドの溪流に到り、一三また其處

を去りてアルノンの向いに陣を張りしが、是は荒野に在りて、ア

モル人の境より流れ出るものなり。蓋し、アルノンはモアブの境

一四 にして、モアブ人とアモル人とを分てばなり。一四この故に、主

の戦争の書に云われたり、「紅海において爲し給えるその如く

一五 アルノンの急流においても爲し給わん。一五その急流の岩は傾きて

の青銅の蛇は、信じて十字架を仰ぐ者を悉く罪による死より救い給うイエズス・キリストの前表。主は御自ら御自分を青銅の蛇に譬え給らた（約三・一四以下）。一〇アルノン川は死海の東を流れて、狭いが甚だ深い峡谷に入り死海に注ぐ。一申一、九。士一一・一八、二四。一〇「主の戦争の書」は昔の戦争歌集であるが、それについての詳細なことは一向知られていない。

一六 アルに憩い、¹²⁾ モアブ人の境に横たわらんとす。」と。一六その處を出るや、主
 がモイゼに告げて「民を集めよ、さらば我彼等に水を與えん。」と曰いたる、
 一七 かの井戸見えたり。一七時にイスラエル、この歌を歌えり、曰く「井湧き出でよ
 一八 彼等諸共に¹³⁾ 歌いぬ、一八これぞ王伯等が掘り、民の長等が律法を與えし者によ
 一九 りその杖もて設備えし井なる。」と。かくて荒野よりマツタナに、一九マツタナ
 二〇 よりナハリエルに、ナハリエルよりバモトに到り、二〇更にバモトより、モアブ
 二一 の地にある谷に赴き、荒野に對えるファスガの山頂に到りぬ。二三しかしてイス
 二二 ラエル、アモル人の王セホンに使者を遣して、云わしめけるは、¹⁴⁾ 二三我、汝の
 二三 國を通過る許可を得んことを希求う。我等は道を逸れて田畑にも葡萄畑にも入
 二四 らじ、また井戸の水をも飲まじ、我等は汝の境を通過るまでは、王の大路を行
 二三 かん。」と。二三然るに、彼はその境をイスラエルが通過ることを許さんとせず
 して、却つて軍兵を集め、出でて之を荒野に迎え、ヤサに到りて彼等と戦えり。
 二四 されど、彼は、劍の刃もて彼等に討ち取られ、彼等はアルノンよりイエボク

12) モア
 ブの首
 都アル
 の附近
 に。
 13) 交互
 に。
 14) 申二
 二二六。
 士一一
 一九。

に至るまで、またアンモンの裔等の許に及ぶまで、その地を奪い取りぬ。¹⁵⁾ 蓋し、アンモン人の境は、強き守備隊もて守られたるなり。¹⁰⁾

かくイスラエルはその市邑を悉く取り、アモル人の市邑、即ちへセボン、ならびにその村々に住みたり。¹⁶⁾ へセボンはアモル人の王セホンの

都市なるが、彼はモアブの王と戦いて、その領土たりし地を、アルノンまで悉く奪りしなり。¹⁷⁾ されば民謡にも云われたり、「へセボンに來れ、

セホンの都を建てよ築けよ。¹⁸⁾ へセボンより火出で、セホンの街より焰出でて、モアブ人のアルと、アルノンの高處に住める者とを焼き滅しぬ。

モアブよ、汝は禍なるかな、カモス¹⁷⁾の民よ、汝は滅ぼされたり。彼はその息子等を逃げ走るに委せ、その娘等をアモル人の王セホンの捕

うるに委すなり。¹⁸⁾ 彼等の軛はへセボンよりデイボンまで解かれたり。彼等は疲れ果ててノフェに、またメダバに到りぬ。」と。 かくてイス

ラエルはアモル人の地に住みしが、¹⁹⁾ 三三モイゼなお人を遣してヤゼルを

15) イスラエル人はモアブ人とは戦わなかつた。

その王は通過を許さなかつたが

アモル人の如く

攻め寄せなかつたからである。

16) 詩一三四・一

一。歴二・九。

17) モアブ人の神

18) 士一一・二四。

王上一一・七。

19) この地方は後にルベン族に與

えられた。

三三 探らしめ、彼等その村々を取りて、住民を征服えぬ。三三 次いで、轉じてバザ
 ンの途より上り行きしに、パザン²⁰⁾の王オグその民を悉く率いて、來りて彼
 等に敵對い、エドライにおいて戦わんとしたり。²¹⁾ 三三 時に主、モイゼに曰い
 けるは、「彼を懼るるなかれ。そは、我、彼とそのすべての民とその國とを
 汝の手に付したればなり。されば汝は、へセボンに住みおりしアモル人の王
 セホンに爲せる如く、彼にもなすべし。」と。三五 ことにおいて、彼等、彼と
 その子とそのすべての民とを、一人も遁さず討ち取りて、その地を奪いたり。

第二十二章

モアブの王バラク、イスラエルを呪わんとて二度人を遣して
 パラアムを招く。バラアム途にて天使に責めらる。

一 彼等、また前進みて、ヨルダンの彼方に位するイエリコの向いにあるモア
 ブの平野に陣を張りぬ。リニ²²⁾然るにセフォオルの子バクラは、イスラエルがアモ
 ル人に爲せる一切の事を見、三 又またモアブ人が之を恐ること甚だしく、そ

20) バザン
 はヤルム
 クとヘル
 モン山と
 の間の地
 方。
 21) 申三・
 三。二九
 ・七。

第二十二
 章) イス
 ラエル人
 がアモル

四 の襲撃を支え得ざるを見て、^四マデイアンの長老等に云いけるは、「この民は、牛が慣に根こそぎ草を喰う如く、我等の領内に住む者を、悉く滅ぼさんとす。」

五 と。時に彼はモアブの王たりき。^五ここに於いて彼は、ベオルの子にしてアンモンの裔等の地の河の邊に住める占卜者パラアム^二の許に使者を遣し、之を招かしめて云わしめけるは、「視よ、民ありてエジプトより出て來り、地の面を蓋いて我に對陣せり。^三六されば來りてこの民を呪い給え、そは我より強ければなり。然らば我、或は彼等を撃破りて、之をわが國より追ひ拂うを得んか。そは我、卿の祝する者は祝せられ、卿の呪う者は呪わることを知ればなり。」^四七かくてモアブの年寄等及びマデイアンの長老等、^五占卜の價をそ

人に勝つてから、アルノン河の北方に住むモアブ人は、再び獨立するに至つた。――^二よく知られていない人物。これについてはキリスト紀元の初期から、解釋上の論争が随分あつた。ヨゼフス・フラヴィウス、フィロン、オリジエネス、聖アンブロジオ、聖アウグスチノなどは、彼を全く偽預言者として扱ひ、これに反してテルトウリアノや聖イエロニモなどの説によれば、彼は本當の預言者であつたが、貪慾のために滅びたことになつてゐる。――^三申二三・五。書二四・九。――^四バラクはイスラエル方にも超自然的補助があつたことを認めたので、彼らを撃つに自分もかかる天祐がほしかつた。それでバラアムに頼んだのである。

八の手に携え行き、バラアムの許に到りて、バラクの言を悉く之に告げしに、八 彼答えけるは、「今宵は此處に宿り給え。さらば我、主の我に告げ給う所は、何事も答えん。」と。よりて、彼等バラアムの許に逗留まりおりし程に、天主、來りて彼に曰いけるは、「汝の許に在るこれらの人々は、何をか欲する。」と。一〇 彼は答えぬ、「モアブ人の王、セフォルの子バラク、わが許に遣して、二云わしめけるは、見よ、民ありて、エジプトより出で來り、地の面を蓋いたり。來りて彼等を呪い給え。然らば我、或は彼等と戦いて之を追い拂うを得んか。」と。二三 天主乃ちバラアムに曰いけるは、「汝、彼等と共に往くべからず。またかの民を呪うべからず。そは祝せられたればなり。」二三 彼、朝起き出でてかの長等に云いけるは、「卿等の國に歸り給え。そは主、わが卿等と共に往くを禁め給いたればなり。」と。一四 長等は歸りて、「バラアムは我等と共に來るを肯んぜざりき。」と、バラクに告げぬ。一五 ここにおいて、彼は前に遣したるよりも更に多くの、更に貴き人々を遣しけるが、一六 彼等バラアムの許に到りて云いけるは、「セフォルの子バラクはかく云う、猶豫せず、わが許に來り給え。」一七 我、卿に榮譽を興うる用意あり

一八 卿の欲み給うものは何にても我之を卿に與えん。來りてこの民を呪い給え。』と。一八バラアム答えけるは、「よしやバラ

一八 ク、その家に白銀黄金を充滿して我に與うとも、我は主わが天主の御言を變更えて、大きくも小さくも告ぐるを得ず。』

一九 願わくは卿等、今宵も亦此處に留まり給え、さらば我、主の更に我に答え給うところを知るを得ん。』と。二〇ここに

二〇 いて天主夜にバラアムの許に來り給いて、之に曰いけるは、「この人々、汝を招かんとて來りしならば、起きて彼等と共

二二 に往け。但し、わが汝に命ずる所を行え。』二二バラアム、朝に起き出でて、その驢馬に鞍置き、彼等と共に出で立ちぬ。

二三 されど天主は憤りて在しき。』されば主の御使、⁸⁾バラアムを懲らしめんとて道に立ちたりしが、彼は驢馬に乗りて、

二三 二人の下僕を伴いおりぬ。』⁹⁾ 三三その驢馬、¹⁰⁾御使が劍を抜き

の)本二四・一三。一)以下はバラアムの良心と貪慾との闘争を示す。一)の天主はバラアムがその不當なことは何一つしないという條件の下に、共に往くことを、許し給うた。しかるにバラアムは呪うつもりであつたから、天主がお怒りになつたのである。一)の出一四・一九。書五・一三。などを参照せよ。多分ヘブレオ人を先導して、荒野を通過させた御使と同じである。9)彼後二・一五。一)10)この驢馬は、バラアムを懲らしめてその鼻先を挫かんとし給う天主の道具であつた。

二四 もちて道に立てるを見るや、道より外れて畑に入りしかば、パラアム、之を打ちて道に返さんとする間に、二五 天使、葡萄畑を圍める二つの石垣の間の狭き所に立ちたり。二五 驢馬また之を見て、石垣に身を摺寄せ、騎者の足を壓しつけしが、彼、再び之を打ちぬ。二六 然るに御使、なおも進みて、右にも左にも逸るるに途なき狭き所に到り、立ちて之に對いたり。二七 驢馬、御使を見るや、騎者の足下に倒れ伏ししかば、彼、怒りて更に激しく杖もてその横腹を打てり。二八 ここにおいて、主、驢馬の口を開き給いしかば、そは云いぬ、¹¹⁾「我そも汝に何をか爲せる、何故汝、我を打つや。視よ、今やこれ三度目なるぞ。」二九 パラアム答えけるは、「汝、それに値し、我を愚弄したるが故なり。汝を撃つべき劍我にあらましかば！」三〇 驢馬云いけるは、「我は卿の畜にして、卿が今日の日まで、常に乗り慣れたるものならずや。我嘗て卿にかかるとを爲せる例ありしや、告げ給え。」彼は答えずぬ、「あらず」と。三一 主、忽ちパラアムの眼を開き給いたれば、彼、御使

11) この驢馬は彼後二・一六にある如く、實際に物を言つた。合理主義者らはこれら不可能と云うが、それでもこの驢馬の發言は、主が預言者懲罰のため行い給うた奇蹟として事實あつたのである。

三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八

が劍を抜きもちて道に立てるを見、地に平伏して之に敬禮せり。¹²⁾ 三三時に、天使、彼に云いけるは、「汝、何故に汝の驢馬を、三度も打つや。我は、汝の道の誤りて、我に反けるにより、汝に抗わんとて來れるなり。三三されば、驢馬も途より逸れて、汝に立ち向える我に處を譲らざりせば、我汝を殺して、驢馬を生かしおきしならん。」^{三四}バラアム云いけるは、「我は汝が我に立ち向い給えるを知らずして、罪を犯せり。されど、今、もし汝、わが往くを好み給わすば我は歸らん。」^{三五}御使、云いけるは、「かの人々と共に往け。」¹³⁾ されど注意して、わが汝に命ずるより外の事は語るべからず。」と。よりて彼は長等と共に往きぬ。^{三六}さてバラクは之を聞くや、アルノンの最極の境に位する、モアブ人の町まで出で行きて之を迎えたり。^{三七}しかしてバラアムに云いけるは、「我、使者を遣して、卿を招き奉りしに、卿、何故直にわが許に來り給わざりしか。我が卿の來臨に報い奉る能わずとてか。」^{三八}彼は之に答えぬ、「見らるる如く我來れり。我あに天主がわが口に授け給う所より外の事を語るを得んや。」と。

12) 死が

恐ろし

いあま

り。

13) 本章

二〇節

及び註

七參照

三九 かくて彼等、相共に往き往きて、その王國の最極の境にある市邑に到りたり。四〇 ところにおいてバラク、牛と羊とを屠りて、バラアム及び之と共にありし長等に禮物を贈りしが、
 四一 翌朝彼を伴いて、パールの高き處¹⁴⁾に到りしかば、彼は民の端を見たり。¹⁵⁾

第二十三章

バラアム、イスラエルを呪わんとして能わず、却つて之を祝しその善き事を豫言するのやむなきに至る。

一 時にバラアム、バラクに云いけるは、「我に七つりの祭壇をここに築き、それだけの牡牛と、同数の牡山羊とを用意し給え。」と。二 よりて、彼がバラアムの言の如く爲したる後、彼等相共に、祭壇毎に牡犢一頭と牡羊一頭とを供えたり。
 三 しかしてバラアム、バラクに云いけるは、「わが往きて、

14) パモト・パールとする方が正しい。そこにはモアブ人の祭祀執行場があつた。
 15) 見ないと、呪いの効果を擧げることができないと思つたのである。

第二十三章 1) 古代の民の多くが聖としていた数。

四 主しゆの或あるは我われに來きたり逢あひ給たまわんかを見みるまで、卿おんみは燔祭はんさいの傍かたわらに少時しばらく立たち居い給たまえ。さらば彼かれの命めいじ給たまう所ところは、何なににても我われ之これを卿おんみに告つげん。」^四かくて彼かれ、速すみかに到いたるや²⁾ 天主てんしゆ彼かれに臨のぞみ給たまいしかば、バラアム之これに語かたりて、
 「我われは七ななつの祭壇さいだんを設しつらえ、その各おの々に牡犢こうし一頭とうと牡羊おひつじ一頭とうとを供そなえた
 五 里り。」³⁾と申もうしたるに、五主しゆ、彼かれの口くちに言ことばを授さけ給たまいて、曰のたまいはけるは、「バラク
 六 ラクの許もとに歸かえりて、汝なんじかく告つぐべし。」と。六彼かれ、歸かえりて見みしに、バラク
 七 モアブ人びとの長等おさたち一同どうと、その燔祭はんさいの傍かたわらに立たち居いたり。七彼かれ乃すなわち箴言しんげんを語かた
 八 り出いでて⁴⁾ 云いいはけるは、「モアブ人びとの王おうバラクは、我われをアラムより、東方とうほう
 九 の山やまより招まねきて曰いく、「來きたりてヤコブを呪のろい、急いそぎイスラエルに禍わざわいを望のぞ
 一〇 め。」と。八されど、天主てんしゆの呪のろい給たまわさるものを、我われいかでか呪のろうを得う
 べき。主しゆの禍わざわいを望のぞみ給たまわさるものに、我われいかにしてか禍わざわいを望のぞむを得うべき。
 九 我われ、岩いわの頂たきより之これを見み、丘おかより之これを眺ながめたり、この民たみは別べつに住すむべく
 一〇 諸國しよこくの民たみの中なかに伍ごすることなからん。^{一〇}誰たれかヤコブの塵ちりを計かえ、イス

²⁾ 野外にある丘の上に。—³⁾ 「私
 はあなたのお告
 げを蒙るために
 できるだけの事
 は致しました。」
⁴⁾ 「箴言」の原語
 Parabola は教訓
 を含んだ短い言
 葉をいう。他の
 處に預言を記す
 前にもこれと同
 じ形式が用いら
 れている。
⁵⁾ 創一三・一六
 参照。

一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一
 一七 にかく告ぐべし。」と。彼、歸りて見しに、彼その燔祭の傍に立ちお
 給い、その口に言を授けて曰いけるは、「バラクの許に歸りて、汝、彼
 奉る間、卿、此處に、卿の燔祭の傍に立ち居給え。」⁸⁾ 主また彼に臨み
 頭と牡羊一頭とを供え、一五バラクに云いけるは、「わが行きて彼に調べ
 一四 て彼處より彼等を呪い給え。」^{一四} かくて彼、之を伴いて高き處、ファス
 一三 や。」^{一三} バラク乃ち云いけるは、「卿イスラエルの一部を見るを得んも
 一二 終、彼等に肖らんことを。」^{一三} 二ここに於いて、バラク、バラアムに云い
 けるは、「是はそも卿、何事をか爲し給う。わが卿を招きたるは、わが
 敵を呪わしめん爲なるを、卿は却つて彼等を祝し給う。」と。三彼は之
 一 一に答えぬ、「我、豈、主の命に給う所の外に、何事をか告ぐるを得ん
 二 や。」^{一三} バラク乃ち云いけるは、「卿イスラエルの一部を見るを得んも
 三 そのすべては之を見るを得ざるべき他の所に我と共に來り給え。しかし
 四 て彼處より彼等を呪い給え。」^{一四} かくて彼、之を伴いて高き處、ファス
 五 ガ山の頂に到りしに、バラアム七つの祭壇を築きて、その各々に牡犢一
 六 頭と牡羊一頭とを供え、一五バラクに云いけるは、「わが行きて彼に調べ
 七 奉る間、卿、此處に、卿の燔祭の傍に立ち居給え。」⁸⁾ 主また彼に臨み

の彼はイスラエ
 ル人を呪うこと
 ができない理由
 を、三つあげる
 (一) イスラエ
 ル人は他の民と
 別で、(二) 非
 常に数多く、
 (三) 正義の民
 である。一の私
 の云つたことは
 本當だ。私は主
 が祝し給う時呪
 けらうとすれば、
 卿を欺くことに
 なるだろう。
 8) 本章三節以下
 の通り。

り、モアブ人の長等も彼と共にありしが、バラク彼に云いけるは、

一八 「主は如何に曰いしぞや。」と。 一八 彼すなわち箴言を語り出て云い

けるは、「バラクよ、起ちて耳を傾け給え、セフォルの子よ、聞き

給え。一九 天主は人の如く偽ることなし。また人の子の如く變ること

なし。さらば曰える所は之を爲し給わざらんや。 告げ給える所は、

二〇 之を果し給わざらんや。 二〇 わが連れ來られしは祝せん爲なり、御祝

二二 福は、我之を妨ぐる能わず。 二二 ヤコブの中には偽神なし、またイス

ラエルの中には偽神の像をも見ることなし。 主その天主、之と共

二二 在し、王の勝利を告ぐる喇叭の音、その中にあり。 二三 天主、之を

二三 エジプトより導き出し給えり、その強きこと犀の如し。 10) 二三 ヤコブ

には占トなし、またイスラエルには巫術なし。 11) 天主の爲し給える

二四 所は、その時ヤコブに、またイスラエルに、告げられん。 12) 二四 視よ、

かの民は牝獅子の如く起上り、牡獅子の如く身を起さん。そはその

のヘブレオ語では

「不正なること、從

つてその結果たる禍

なし。」 10) 犀は反

抗する力や強さの象

徴とされていた。 1

本二四・八。

11) イスラエルに占い

や巫術がなかつたの

は、その民がかかる

不確實な方法を必要

としなかつたからで

ある。 12) 時と場合

で必要なら、預言者

達や大司祭が將來に

ついて信頼できる豫

言をするであるらう。

二五 獲物を喰い、その殺しし物の血を飲むまでは、臥すことあらじ。』¹³⁾ 二五こ
 二六 云いしが、¹⁴⁾ 彼云いけるは、「天主の我に命じ給う事は、何にても我之
 二七 を爲さんと、我、卿に告げざりしか。」と。 二七バラク、乃ち彼に云いけ
 二八 るは、「來り給え、我、卿を他の處に伴い行かん。或は天主、卿の彼處
 二九 より彼等を呪うを、嘉し給うこともやあらん。」と。 二八かくて、彼、之
 三〇 を伴いて、荒野に向かえるフオゴル山¹⁵⁾の頂に到りしに、 二九バラアム彼
 三〇 に云いけるは、「我に七つの祭壇をここに築き、それだけの牡犢と、同
 数の牡羊とを用意し給え。」と。 三〇バラクはバラアムの云える如くに爲
 し、祭壇毎に牡犢一頭と牡羊一頭とを供えたり。

第二十四章

バラアムなおもイスラエルを祝福して種々豫言す。

一 さてバラアムは、イスラエルを祝することの主しゆに嘉よみせらるるを見みしかば、前まえに行ゆきし

13) かかる相手とモアブ人が戦つて、果して勝利を期待し得るであらうか？
 14) バラクはもう呪いの依頼はやめたが、今度は、せめて相手を祝し給うたと頼む
 15) フオゴル山はネボ山の附近にあつた。

二 如く行きて託宣を求めず、¹⁾その顔を荒野に向け、²⁾眼を擧げて、

イスラエルがその支族毎に天幕に住めるを見しが、折しも天主の

御靈、彼に臨み給いたれば、³⁾彼、箴言を語り出て云いけるは、

四 「ベオルの子バラアム云う、眼を塞がれたる人云う、⁴⁾天主の御

言を聞きたる者、全能なる御者の幻示を見たる者、倒れてその眼

を開かれたる者云う、⁵⁾ヤコブよ、汝の幕屋は如何に美麗しきぞ

六 イスラエルよ、汝の天幕は如何に美麗しきぞ。⁶⁾そは樹を生い茂

れる谷の如く、河の畔の潤える園の如く、主の建て給える幕屋の

七 如く、水の邊の杉樹の如し。⁷⁾その桶より水流れ出でん、その胤

は豊かなる河水とならん。⁸⁾アガグの爲に、⁴⁾その王は除かるべく

八 その王國は奪われん。⁸⁾天主、之をエジプトより導き出し給えり

九 その強きこと犀の如し。彼等はその敵なる諸國の民を食い盡し、

その骨を碎き、矢もて之を貫かん。⁹⁾そは臥して眠る牡獅子の如

第二十四章 1)バラア

ムは、イスラエルを最

初に祝した後、バラク

の爲にもやはり御祝福

が得られると思つたが

二度目の祝福の後、天

主のたゞイスラエルだ

けを祝し給う思召であ

ることを悟つて、その

御旨に従つた。1)のフ

オゴル山の麓、イスラ

エル陣營のある方へ。

3)脱魂している人。

4)このアガグという名

は、アマレクの諸王に

通有の稱號であつたら

しい。1)本二三・二

二。

幻示を見たる者、倒れてその眼を開かれたる者云う、⁸⁾

一七 我、彼を見ん、されど今に非ず。我、彼を眺めん、さ

れど近くは非ず。⁹⁾ ヤコブより一つの星出でん、イスラ

エルより一つの王笏起り、¹⁰⁾ モアブの長等を打ち、セト

の子等を悉く滅ぼさん。一八 かくてイドウメアは彼の所有

となり、セイルの遺産はその敵に移るべく、イスラエル

は雄々しく振舞わん。一九 統治むべき者、ヤコブより出で

都市¹¹⁾の残れる者を滅し盡さん。二〇 彼、アマレクを見

たる時に、箴言を語り出て云いけるは、「アマレク¹²⁾は

國々の民の最初なり、されどその最終は滅亡ならん。」

二一 彼またキン人を見、箴言を語り出て云いけるは、

「汝の住所は誠に強し、されど、汝、たとひ岩に巢くい

三二 キンの裔より選ばれたりとするも、いつまでか存續う

⁸⁾ 本章四節参照。一の預言者とし

ての先見。一¹⁰⁾ 始めの三つの祝福

の言葉は、イスラエルの現状を告

げるものであるが、四番目のは豫

言的である。ヤコブから出る星と

は、イスラエルから現れ給う救世

主を意味し、王笏はその治世をさ

す。その御國は靈的なもので、こ

れにすべての者がいつか入るべき

國、すなわち教會である。「東方

の三賢人を、キリストの御許に導

いた星は、バラアムが幻示の中に

見た星が實際に現れたのであつた

¹¹⁾ エドム人の首都。一¹²⁾ アマレク

人が一國々の民の最初」と稱せら

れるのは、イスラエルと戦争を起

した最初の民であつたからである

二三 なるを得べき。そは、アツシリア、汝を捕虜となすべければ
 なり。」と。 二三 更にまた箴言を用いて、云いけるは、「あ
 あ、天主が是等の事を爲し給わん時、誰か生くるを得んや。
 二四 二人々船に乗りてイタリア¹³⁾より來り、アツシリア人¹⁴⁾に
 打勝ち、ヘブレオ人¹⁵⁾を滅ぼさん。されど終には彼等もま
 二五 た滅び去らん。」と。¹⁶⁾ 二五 かくてバラアムは、起ちて己が處
 に歸り往きぬ。またバラクも、己が來りし途を歸り往けり。

第二十五章

民、姦淫及び偶像禮拜の罪に陥り、その爲に天罰を蒙る。

一 さて、イスラエルはその頃セティムに住まりおりしが、
 二 民、モアブの娘等と姦淫を行ひぬ。 一) 二 彼女等、彼等を自
 己が犠祭に招きしに、彼等、食し、その神々を禮拜せり。²⁾
 三 かくてイスラエル、ベールフェゴル³⁾に身を獻げしかば

13) ケティム。ケティム人とは狭
 義ではキプロス島の住民、廣義
 では地中海西部の諸島及び沿岸
 の住民。 14) アツスル人。
 15) ヘベル人。 16) 但一一・三〇。

第二十五章 一) 書三・一。

2) 天主の第一誡に背く。 一) 3) ベ
 ールフェゴルとは、モアブ人が
 ペオル即ちフオゴルにおいて、
 いかかわしい祭祀を行ひ崇めて

四 主、怒り給いて、^四モイゼに曰いけるは、「民の長等^五を悉く捕え、之を白晝絞首の架にかけよ。これわが激怒のイスラエルより去らんためなり。」と。^五モイゼ、乃ちイスラエルの士師達に云いけるは、「各人、ベールフェゴルに身を献げたるその近き者を殺せ。」と。^六しかるに、看よ、イスラエルの裔等の一人、その兄弟等の前にて、マデアンの娼婦の許に入りしが、幕屋の門にてモイゼ及びイスラエルの裔等一同、之を見て泣きいたり。^七アローンの子なる司祭エレアザルの子FINEES之を見るや、會衆の中より起ちて^八首を執り、^八そのイスラエル人を追いてかの娼家に入り、兩人を同時に、即ちその男女の陰部を突き通しぬ。ここにおいてか、イスラエルの裔等に對する禍やみたり。^九かくて殺されし者二萬四千人なりき。^{一〇}時に

いた神である。^一書二二・一七。詩一〇五・二八。^一責ある者共。^一申四・三。^一出三二・二七。^一この非行をしたのは、首長の一人で、同時に士師たりし者であつた。しかもそれは、モイゼが士師達に、かかる罪惡に峻嚴な態度を以て臨むべきことを命じた後であつたのである。されば彼の罪は、絞首刑に當る者共よりも更に重かつた。その上彼は契約の幕屋の門口で、天主に禍を止め給わんことを祈願していたモイゼ及びイスラエル人一同の涙をも無視した。^一詩一〇五・三〇。略前二・二六。哥前一〇・八。

二 主、モイゼに曰いけるは、一「アーロンの子なる司祭エレアザルの子ファイネエ
 スは、わが激怒をイスラエルの裔等より去らしめたり。そは彼、我をして自
 らイスラエルの裔等を、わが熱心もて滅ぼすことなからしめんとして、わがた
 め熱心に驅られて彼等を責められたればなり。二三されば彼に云え、〃視よ、我は
 彼にわが契約の平和を與えん。10) 一三即ち司祭職は永久の契約として、彼なら
 びにその胤のものたるべし。そは彼、その天主の爲熱心にして、イスラエル
 の裔等の非行を償いたればなり。〃と。11) 一四さて、かのマデイアンの女と共
 に殺されたるイスラエル人は、名をザンブリと云い、サルの子にして、シメ
 オンが後裔の族の長の一人なりき。一五また、之と共に殺されたるマデイアン
 の女は、コズピと稱し、マデイアン人の中にもいと貴き長の一人なるスル
 の娘なりき。一六主またモイゼに告げて、曰いけるは、一七「マデイアン人に汝
 等を敵と思わしめて、之を撃て。12) 一八そは、彼等もまた、汝等に對して仇敵
 の如く振舞い、狡猾にも偶像ヲオゴルと、彼等の姉妹にして、マデイアンの

10) 集四五
 ・三〇。
 略前二・

五四。

11) 詩一〇

五・三〇

以下。

12) 淫行の

罪に對す

る罰はな

んと重い

ではない

か！—本

三一・二。

長の娘なるコズビ、即ちフオゴルの瀆聖に對する天罰の日に殺されし者とによりて、汝等を欺きたればなり。」

第二十六章

民、再びその族毎に、その家毎に數えらる。

一 罪ある者の血が流されし後、主、モイゼと、アーロンの子なる司祭エレアザルとに、告げて曰いけるは、「イスラエルの裔等の中、二十歳以上にして、戦争に出るに堪うる者の總數を、その家と族とに従いて計えよ。」と。1) 三よりて、モイゼと司祭エレアザルと、ヨルダンの畔にありてイエリコに對えるモアブの平野において、人々に語りしが、^四そは主の命じ給える如く、二十歳以上の者共なりき。さて、彼等の數は次の如し。^五イスラエルの長子ルベン。その子等は、ヘノク人の族の出でたるヘノク、フアル人の族の出でたるフアル、^六ヘスロン人の族の出でたるヘスロン、カルミ人の族の出でたるカルミ、これなり。^七是等はルベンを祖とする諸族にして、その數は四萬三千七百三十人なり。

第二十

第六章

1) 本一

・二、

三。

2) 創四

六・九。

出六。

一四。

代上五

・三。

九八 ること知られたり。ルファアルの子エリアブ。九その子等は、ナムエル、ダタン、アピロン。これはかのコレの亂らんにモイゼとアーロンとに立ち逆さからいたる民の長おさたりしダタンとアピロンなり、かの時ときには彼等主しゆに反逆そむきしに、³⁾一〇地、その口を開ひらきてコレを吞のみ、火ひ、二百五十人を焼やきて、人數多死しせり。されど大おほいなる奇蹟行おこなわれたり、二そはコレは滅ほろびたれども、その子等滅ほろびざりしことなり。二三シメオンの子等こどもをその族やからに従したがいて云いえば、ナムエル、これよりはナムエル人の族出やからいで、ヤミン、これよりはヤミン人の族出やからいで、ヤキン、これよりはヤキン人の族出やからいで、一三ザレ、これよりはザレ人の族出やからいで、サウル、これよりはサウル人の族出やからいでたり。一四是等これらはシメオンを祖そとする諸族しよぞくにして、その總數そうすうは二萬二千二百人なりき。一五ガドの裔等こらをその族やからに従したがいて云いえば、セフオン、これよりはセフオン人の族出やからいで、アギ、これよりはアギ人の族出やからいで、スニ、これよりはスニ人の族出やからいで、一六オズニ、これよりはオズニ人の族出やからいで、ヘル、これよりはヘル人の族出やからいで、一七アロド、これよりはアロド人の族出やからいで、アリエル、こ

3) 本一

六・一、

二。

一八 一八 是等はガドの宗族にして、その總數は四
 九 一九 萬五百人なりき。ユダの子等はヘルとオナンとにして、彼等は兩人ながらカ
 二〇 二〇 ナアンの地にて死せり。さてユダの裔等はその族に従えば次の如し、セラ
 二一 二一 人の族の出でたるセラ、ファレス人の族の出でたるファレス、ザレ人の族の出
 二二 二二 でたるザレ。三 三 なお、ファレスの子等は次の如し、ヘスロン人の族の出でたる
 二三 二三 ヘスロン、ハムル人の族の出でたるハムル。四 四 是等はユダの宗族にして、その
 二四 二四 總數は七萬六千五百人なりき。五 五 イツサカルの裔等をその族に従いて云えば、
 二五 二五 トラ人の族の出でたるトラ、ファ人の族の出でたるファ、六 六 ヤスブ人の族の出
 二六 二六 でたるヤスブ、セムラン人の族の出でたるセムラン。七 七 是等はイツサカルの宗
 二七 二七 族にして、その數は六萬四千三百人なりき。八 八 ザプロンの裔等をその族に従い
 二八 二八 て云えば、サレド人の族の出でたるサレド、エロン人の族の出でたるエロン、
 二九 二九 ヤレル人の族の出でたるヤレル。九 九 是等はザプロンの宗族にして、その數は六
 三〇 三〇 萬五百人なりき。一〇 一〇 ヨゼフの子等はその族に従えば、マナツセとエフライム。

4) 創三
 八・三、
 四。

| | | |
|----|---|-------|
| 二九 | マナツセよりはマキル生れ、之よりマキル人の族出でたり。マキルはガラードを儲け、之よりガラード人の族出でたり。 | 五) |
| 三〇 | ガラードに子等あり、イエゼル人の族の出でたるイエゼル、ヘレク人の族の出でたるヘレク、 | 六) 本二 |
| 三一 | またアスリエル人の族の出でたるアスリエル、セケム人の族の出でたるセケム、 | 七) |
| 三二 | なお、セミダ人の族の出でたるセミダ、ヘフェル人の族の出でたるヘフェル、これなり。 | 七) |
| 三三 | またヘフェルはサルファードの父なるが、サルファードには息子なく | 七) |
| 三四 | ただ娘等ありしのみ。その名、次の如し、マラー、ノア、ヘグラ、メルカ、テ | |
| 三五 | ルサ。 | |
| 三六 | 是等はマナツセの宗族にして、その数は五萬二千七百人なりき。 | |
| 三七 | また、エフライムの裔等はその族に従えば次の如し、スタラ人の族の出でたるスタラ、 | |
| 三八 | ベケル人の族の出でたるベケル、テヘン人の族の出でたるテヘン。また、スタラの子はヘランにして、之よりヘラン人の族出でたり。是等はエフライムの子等の宗族にして、その数は三萬二千五百人なりき。是等はそ | |
| | の族によれるヨゼフの裔等なり。ベンヤミンの子等はそ | |

五) 書一
七・一。
六) 本二
七・一。
七) 本二
七・一。

三九 アヒラム、スファム人の族の出でたるスファム、フファム人の族の出でたるフファム
 四〇 これなり。ベラの子等は、ヘレドとノエマンにして、ヘレドよりはヘレド人の族出で
 四一 ノエマンよりはノエマン人の族出でたり。是等はその族によれるペンヤミンの裔等に
 四二 して、その數は四萬五千六百なりき。ダンの裔等はその族に従えばスハム人の族の
 四三 出でたるスハム。是は家によれるダンの宗族なり。すべてスハム人にして、その數は
 四四 六萬四千四百なりき。アセルの裔等はその族に従えば、イエムナ人の族の出でたる
 四五 イエムナ、イエスイ人の族の出でたるイエスイ、ブリエ人の族の出でたるブリエ、これ
 四六 なり。ブリエの裔等は次の如し、ヘベル人の族の出でたるヘベル、メルキエル人の族
 四七 の出でたるメルキエル。しかして、アセルの娘の名はサラと云えり。是等はアセル
 四八 の裔等の宗族にして、その數は五萬三千四百なりき。ネフタリの裔等は、その族に
 四九 よれば次の如し、イエシエル人の族の出でたるイエシエル、グニ人の族の出でたるグニ
 五〇 イエセル人の族の出でたるイエセル、セレム人の族の出でたるセレム。是等はネフ

五九 ヨカベドを妻に娶りぬ。彼女がその夫アムラムに産みたるは、息子アード
 五八 ムラムを備けしが、アムラムは、レヴィの娘にしてエジプトにて生れし
 五七 ルソン人の族の出でたるメラリ。10) レヴィの宗族は次の如し、ロブニ人の族
 五六 籛を以てせよ。8) 即ち、多き者も、少き者も、凡て籛によりて當れる9)
 五五 所有地を授くべきなり。但し、その地を族及び家々に分ち與うるには、
 五四 を分ち與え、その所有となさしむべし。汝、人數多き族には多く與え、
 五三 少きには少く與うべし。即ち今その數えられたる所に循いて、何人にも皆
 五二 主またモイゼに告げて、曰いけるは、是等の者に名の數に循いて地
 五一 されば、數えられしイスラエルの裔等の總數は、六十萬一千七百二十人。

8) 籛でどの地
 方を取るかき
 め、戦闘に堪
 える者の數で
 廣さをまめた
 土地の分配に
 當つてヨズエ
 は、きめられ
 た地の肥瘦を
 も斟酌勘考し
 た。

9) 場所。
 10) 出六・一六。

六〇 ン、モイゼ、及びその姉妹なるマリアナリ。六〇アーロンよりは、ナダブとア
 六一 ビウと、エレアザルとイタマル、出でたり。六二この中ナダブとアビウとは、
 六二 主の尊前に異火を献げたる時、死せり。11) かくてその數えられし者は、總
 てにて、一箇月以上の男子二萬三千人なりき。蓋し彼等はイスラエルの裔等
 の中に數えられず、また彼等には、他の者の如く、所有地を與えられざるな
 六三 り。六三是ぞヨルダンの畔にありてイエリコに對えるモアブの平野において、
 六四 モイゼと司祭エレアザルとに録されたるイスラエルの裔等の數にして、六四そ
 の中には、前にシナイの荒野において、モイゼとアーロンとに數えられし者
 六五 は、一人もあらざりき。12) 六五そは主、彼等の荒野にて死すべきことを、豫め
 告げおき給いたればなり。かくて彼等の中イエフオネの子カレブと、マンの
 子ヨズエとを除きては、遺れる者一人もあらざりき。13)

11) 利一〇
 ・一。本
 三・四。
 代上二四
 ・二。
 12) 哥前一
 〇・五。
 13) 本一四
 ・二三、
 三四。

第二十七章

相續法—ヨズエ、モイゼの後繼者に任ぜらる。

- 一 時に、ヨゼフの子なるマナッセの子、マキルの子なるガラードの子、ヘフェルの子なるサルファードの娘等來り。その名はマラ、ノア、ヘグラ、メルカ及びテルサと云いしが、¹⁾ 彼等、契約の幕屋の門口にて、モイゼ司祭エレアザル、及び民の長等一同の前に立ちて云いけるは、²⁾ 我等の父は荒野にて死せり。コレの下に、主に對して起されたる一揆に加わりしには非ず、自己の罪²⁾ によりて死にけるが、彼には男の子なかりき。彼に息子あらざりければとて、その名いかでその族の中より除かるべけんや。我等の父の親戚と同列に、我等にも所有地を與え給え。」と。³⁾ 四 モイゼ、乃ち彼等の訴えを主の裁

第二十七章 1) パレスチナにおける土地の分配に關し、最近法律が發布された折に來たのである。この五姉妹の名は、既に本書二六・三三に擧げてある。—本二六・三二以下。本三六・一。書一七・一。2) 彼は天主に不満を抱いた人々の一人であつたから、彼らと同じく荒野で死んだ。また彼らは多分、罪を犯したためでなければ、男の子ができない筈はないと考えていたのである。—3) 本一六・一。

六五 斷に委ね奉りしに、⁴⁾五主、彼に曰いけるは、奇サルファードの娘等が要求む
 るは正しき事なるぞ。彼等の父の親戚と同列に、彼等にも所有地を與え、彼
 等をしてその遺産を繼がしめよ。七また、汝、イスラエルの裔等にかく告ぐ
 べし、^八ハク人もし死して男子あらざる時は、その遺産はその女子に傳うべし。
 一〇九 彼に女子もあらざる時は、彼の兄弟之を嗣ぐべし。一〇もしまた彼に兄弟も
 二 あらざる時は、汝等、彼の父の兄弟に遺産を與うべし。二されど彼にもし父
 方^三の伯叔父もあらざる時は、その最も近き親戚に遺産を與うべし。しかして
 之は主がモイゼに命じ給える如く、いつまでも守るべき掟として、イスラエ
 三 ルの裔等にとりて聖たるべし。一三主またモイゼに曰いけるは、「このアバ
 リム山^四に登りて、彼處より、わがイスラエルの裔等に與えんとする地を眺
 一三 めよ。六) 汝もまた、その見なば、汝の兄弟ア—ロンの逝きし如く、おのが
 一四 民の許に到るべし。一四そは、汝、シンの荒野にて會衆の諍いし折、我に背き
 またかの水の邊にて彼等の前に我を聖とすることを欲せざりしが故なり。こ

4) これは
 先ずマナ
 ツセ族に
 關する非
 常に重要
 な問題に
 ついてで
 あつたが
 これの御
 裁斷はす
 べての族
 にも通用
 するもの
 であつた
 のネボ山
 のこと。
 6) 申三二
 ・四九。

一五 　れ即ち、ジンの荒野のカデスにある抗論の水なり。⁷⁾ 一五 モイゼ之
一六 　に答えけるは、「一、願わくは、主すべての肉物の生命の天主。⁸⁾
一七 　一人の人を定めて、この會衆の上に立たしめ、彼等の前に出入
して、之を導き出し、之を導き入らしめ給え、これ、主の民が牧
者なき羊の如くならざらん爲なり。⁹⁾ 一八 　主、彼に曰いけるは、
「ヌンの子ヨズエという、御靈の宿れる人を取り、その上に汝の
手を按き、¹⁰⁾ 一九 　彼を司祭エレアザルと全會衆の前に立たしめよ。
二〇 　しかしして汝、一同の眼前において之に命令を興え、汝の榮譽¹¹⁾
を之に分ち、イスラエルの裔等の全會衆をして之に聽き従わしむ
べし。三もし何事かを爲さんとする時は、司祭エレアザルが彼の
爲に主に伺いを立つべし。¹²⁾ 彼ならびにイスラエルの裔等一同、
及びその他の會衆も、エレアザルの言に従いて出入すべし。」
二三 　モイゼは主の命じ給える如くに爲しぬ。即ち、ヨズエを取りて

の本二〇・一二。申三
二・五一。一⁸⁾本一六。
二二參照。一⁹⁾王位を
牧者の職に譬えたもの
我らの主イエズス・キ
リストも、イスラエル
の悲しむべき状態を述
べるのに、同じくこの
譬喩を用い給うた(瓊
九・三六など)。一¹⁰⁾申
三・二一。一¹¹⁾汝の権
威。一¹²⁾モイゼは直接
天主にお尋ねしたが、
ヨズエ及びその後繼者
は大司祭及びウリムと
トウミムの仲介を受け
なければならなかつた

二三 司祭エレアザルと、民のすべて集える前に立たしめ、^{二三}その頭に己が手を按きて、¹³⁾主の命じ給える所を悉く繰返し行いたり。

第二十八章

安息日、その他の祭日及び常例の犠牲。

二一 主またモイゼに曰いけるは、^三イスラエルの裔等に命じて、汝、之に云うべし、^六汝等、わが供物と、パンと、いと馨しき香の火祭とを、その時期到らば献ぐべし。^三汝等の献ぐべき犠牲は次の如し。常例の燔祭として日毎當歳さいの玷きずなき羔こひつじを二頭とう。リ、^四その一頭は朝あさに、他の一頭は夕ゆふに献ぐべし。^五また麥粉むぎこ一エファえふあの十分の一ぶん。之これには一ヒンの四分の一ぶんの最もとも純粹じゆんずいなる油あぶらを灌そよぎかくべし。^六これ、汝等がシナイ山さんにおいて、主しゆに對たいするいと馨かんばしき香かほりの火祭かさいとして献さげたる、常例じやうれいの燔祭はんさいなり。^七また灌祭かんさいとして、羔こひつじ一頭とう毎ごとに葡萄酒ぶどうしゆ一ヒンの四分の一ぶんを、主しゆの聖所せいじよに献さぐべし。^八汝等また夕ゆふにも、朝あさの儀ぎ祭さいとその灌祭かんさいとのすべての定式ていしきに從したがい、同どう様に他たの一頭とうの羔こひつじを献さげ、主しゆに對たい

13) 本章一八節。

第二十八章

章

1) 出二九

・三八、

三九。

九 するいとも馨しき香の供物たらしむべし。九また安息日には、汝等、當歳の

玷なき羔二頭と、素祭として油をかけたる麥粉十分の二と、²⁾ 灌祭とを献ぐ

べし、³⁾ 一〇この灌祭は安息日毎に、定めに從いて常例の燔祭の爲に行うべし。

二 二また汝等、月の第一日には、主に燔祭として、畜群より精選りし牡犢二頭

牡羊一頭、當歳の玷なき羔七頭を献げ、¹⁾ 素祭として、犢一頭につきては、

麥粉十分の三に油をかけたるものを、牡羊一頭につきては、麥粉十分の二に

油をかけたるものを献げ、¹⁾ 羔一頭につきては、麥粉十分の一の十分の一に

油をかけたるものを、素祭として献ぐべし。これはいとも馨しき香の燔祭に

して、主に對する火祭なり。一四なお、灌祭として各々の犠牲に注ぐべき葡萄

酒は次の如くなるべし。犢一頭には二分の一ヒン、牡羊一頭には三分の一ヒ

ン羔一頭には四分の一ヒン。これ、毎月の燔祭にして、年中引續き行うべし。

一五 常例の燔祭とその灌祭との外に、罪祭として牡山羊一頭をも献ぐべし。

一六 しかして第一月には、その月の十四日に、主の過越祭を行い、⁴⁾ 一七十五

2) 平日の量の二倍

3) 犢一二・五。

4) 一六節―二五節

は過越の祭日の献

げに對する規定。

―出一二

・一八。

利二三。

五。

一八 日には、盛なる祝典を行らべく、七日の間無酵パンを食すべし。一八その最
 初の日は尊くして聖なるべく、この日には汝等、いかなる労働をも爲す
 べからず。一九また汝等主に火祭、燔祭として、畜群より精選りし牡犢二頭
 二〇 牡羊一頭、當歳の玷なき羔七頭を献げ、二〇各々の素祭として、麥粉に油を
 二 かけたるものを、犢一頭毎に十分の三、牡羊一頭毎に十分の二献げ、二一羔
 一頭毎に、即ち七頭の羔すべてに對してそれぞれ、十分の一の十分の一献
 二二 げ、二三罪祭として、牡山羊一頭を献げ、汝等の爲に贖罪をなすべし。二三是
 二四 等は汝等の常に献ぐべき、朝の燔祭の外なり。二四 汝等七日の間日々かく
 爲して、火祭の料たらしめ、また燔祭とその各々の灌祭とより立騰る、主
 二五 へのいとも馨しき香たらしむべし。二五 七日目もまた汝等にいと莊嚴にして
 二六 聖なるべく、この日にも汝等、いかなる労働をもなすべからず。二六 數週を
 二七 經て、汝等が新しき産物を主に献ぐべき初穂の日も、尊くして聖なるべ
 し。この日にも汝等、いかなる労働をもなすべからず。二七しかして汝等、

5) 原語 opus servile (奴僕の業)。
 6) 過越の小羊は、常例 犠祭とは違うので、ここに記してない。

7) 二六節—三一节は、ペンテコステ祭の献げに對する規定。

二八 燔祭として、畜群より精選りし牡犢二頭、牡羊一頭、當歳の玷なき羔七頭を献げ、主に對するいとも馨しき香たらしめ、二八その素祭として、麥粉に油をかけたるものを、犢一頭毎に十分の三、牡羊一頭毎に十分の二献げ、二九羔は總てにて七頭なるが、その羔の一頭毎に十分の一の十分の一献ぐべし。また牡山羊をも一頭献ぐべし、三〇之は屠りて贖罪となす。是等は常例の燔祭と、その灌祭との外なり。三一汝等、すべて玷なきものを、その灌祭と共に献ぐべし。

第二十九章

第七月の祝典の犠牲。

一 第七月の一日も亦、¹⁾ 汝等に尊くして聖なるべし。汝等この日にはいかなる労働をもなすべからず、そは喇叭を吹鳴らすべき日なればなり。二 しかして汝等燔祭として、畜群より精選りし牡犢一頭、牡羊一頭、當歳の玷なき羔七頭を献げ、主に對するいとも馨しき香たらしめ、三 其の素祭として、麥粉に油をかけたるものを、犢一頭毎に十分の三、牡羊一頭毎に十分の二献げ、

第二十九

章

1) 一節

六節は、

ラツパ祭

五 四 羔は合せて七頭なるが、その羔の一頭毎に十分の一献げ、^五また、牡山羊一頭を罪祭として献ぐべし、これは民の贖罪の爲に献ぐるなり。^六是等は、月の首の日の燔祭とその素祭、及び常例の燔祭とその定め素祭の外となす。汝等、同じ式法によりて^二火祭を献げ、主に對するいとも馨しき香たらしむべし。^七第七月の十日もまた^三汝等に聖にして尊かるべく、汝等、己が身を苦しむべし。^四この日にはいかなる労働をもなすべからず^五ハしかして汝等燔祭として、畜群より精選りし牡犢一頭、牡羊一頭、當歳の玷なき羔七頭を主に献げ、いとも馨しき香たらしめ、^九その素祭として、麥粉に油をかけたるものを、犢一頭につき十分の三、牡羊一頭につき十分の二献げ、^{一〇}羔は總べてにて七頭なるが、その羔一頭につき、十分の一の十分の一献げ、^二また罪祭として、牡山羊一頭を献ぐべし。是等は贖罪の爲罪祭として、また常例の燔祭及びその素祭灌祭として、常に献げらるるものの外なり。^三また第七月の十五日^六も汝等にとり聖にして尊かるべし、汝等この日にいかなる労働

2) 規定通り、正しく。

3) 七節—

一一節は

贖罪祭。

4) 多分斷

食によつ

て。利二

三・二七。

参照。

5) 利一六

・二九。

6) 一二節

—三八節

は幕屋祭

一三 をもなすべからず、七日の間主の爲に祝典を行ふべし。一三しかして汝等、燔祭として、
 畜群より精選りし牡犢十三頭、牡羊二頭、當歳の玷なき羔十四頭を献げ、主に對するい
 とも馨しき香たらしめ、一四その素祭として、麥粉に油をかけたるものを、積合せて十三
 頭あるその積一頭毎に十分の三、牡羊二頭あるその牡羊一頭毎に十分の二献げ、一五羔合
 せて十四頭あるその羔一頭毎に十分の一の十分の一献げ、一六また罪祭として、牡山羊一
 頭を献ぐべし。是等は常例の燔祭及びその素祭灌祭の外なり。一七次日には、汝等、畜
 群より精選りし牡犢十二頭、牡羊二頭、當歳の玷なき羔十四頭を献ぐべし。一八なおその
 犢と牡羊と羔との各一頭に對する素祭及び灌祭は、定法の如くに行ふべし。一九また罪祭
 として、牡山羊一頭を献ぐべし。是等は常例の燔祭及びその素祭灌祭の外なり。二〇三日
 日には、汝等、牡犢十一頭、牡羊二頭、當歳の玷なき羔十四頭を献ぐべし。二一なお、そ
 の犢と牡羊と羔との各一頭に對する、素祭及び灌祭は、定法の如くに行ふべし。二二また
 罪祭として、牡山羊一頭を献ぐべし。是等は常例の燔祭及びその素祭灌祭の外なり。
 二三四日日には、汝等、牡犢十頭、牡羊二頭、當歳の玷なき羔十四頭を献ぐべし。二四なお

二五

その犢と牡羊と羔との各一頭に對する、素祭及び灌祭は、定めさだめの如ごとくに行おこなうべし。二五また罪祭として、牡山羊一頭を獻さぐべし。是等これらは常例じょうれいの燔祭はんさい及びその素祭灌祭そさいかんさいの外ほかなり。

二七六

二六五日目には汝等なんじら、牡犢九頭こうしちゆう、牡羊二頭おひつじちゆう、當歲とうさいの玷きずなき羔十四頭こうじしちゆうを獻さぐべし。二七なおその犢と牡羊と羔との各一頭に對する素祭及び灌祭は、定めさだめの如ごとくに行おこなうべし。二八また罪

二八

祭として、牡山羊一頭を獻さぐべし。是等これらは常例じょうれいの燔祭はんさい及びその素祭灌祭そさいかんさいの外ほかなり。二九六

三〇

日目には、汝等なんじら、牡犢八頭こうしちゆう、牡羊二頭おひつじちゆう、當歲とうさいの玷きずなき羔十四頭こうじしちゆうを獻さぐべし。三〇なおその犢と牡羊と羔との各一頭に對する、素祭及び灌祭は、定めさだめの如ごとくに行おこなうべし。三一また罪

三一

祭として、牡山羊一頭を獻さぐべし。是等これらは常例じょうれいの燔祭はんさい及びその素祭灌祭そさいかんさいの外ほかなり。三三七

三三

日目には、汝等なんじら、牡犢七頭こうしちゆう、牡羊二頭おひつじちゆう、當歲とうさいの玷きずなき羔十四頭こうじしちゆうを獻さぐべし。三三なおその犢と牡羊と羔との各一頭に對する素祭及び灌祭は、定めさだめの如ごとくに行おこなうべし。三四また罪祭

三五

として、牡山羊を一頭獻さぐべし。是等これらは常例じょうれいの燔祭はんさい及びその素祭灌祭そさいかんさいの外ほかなり。三五八日

三六

目はいと莊嚴おごそかなり、汝等なんじらこの目にはいかなる勞働ろうどうをもなすべからず。三六燔祭はんさいとして、牡犢一頭、牡羊一頭、當歲とうさいの玷きずなき羔七頭を獻さぐべし、主しゆに對たいするいと馨かんばしき香かほりたらしむべ

三七 尚、その犢と牡羊と羔との各一頭に對する、素祭及
 三八 び灌祭は、定め如くに行うべし。三八 また罪祭として、牡山
 羊一頭を獻ぐべし。是等は常例の燔祭及びその素祭灌祭の外
 三九 なり。三九 汝等その祝典に當りては、是等の物を主に獻ぐべ
 し。是等は汝等の誓願及び意志による、燔祭、素祭灌祭、
 和祭の獻物の外なり。」

第三十章

誓願及びその責任につきて。

一 一 ことにおいてモイゼ、主の彼に命じ給える事を總べてイス
 二 ラエルの裔等に告げ、イスラエルの裔等の族長たちに云い
 三 けるは、「主の命じ給える御言は次の如し。三男もし主に誓
 願を立て、もしくは誓によりて責を負わば、その言を空しう
 四 せず、約したる所を悉く果すべし。四女、その父の家にあ

の燔祭の主要なる獻物は小
 羊で、これは決して缺くこ
 とができない。これはイエ
 ズス・キリストの前表であ
 る。祝日には、小羊をいつ
 も聖數の七頭か、七頭の二
 倍を獻げた。

第三十章 一 彼らをして御
 命令を民に告げさせるので
 ある。

一〇 するむるならば、¹⁾ 主、その女を赦し給わん。²⁾ 一〇 寡婦、及び離別れ
 たる女は、何によらずその立てたる誓願を果すべし。二 妻、その夫
 の家において、誓願、及び誓により、責任を負わんに、³⁾ 一三 其の夫
 九 ば、その誓願を守り、凡てその約したる所を果すべし。九 されど、
 八 出して誓により責任を負わんに、八 其の夫之を聞ける日に反對せず
 七 出、もし夫ありて、何事か誓願を立て、また一旦口より言を
 六 したる所に責を負うべからず、そは、その父之に反對したればな
 五 約し誓いたる所を、實際に果すべし。六 されど、もし其の父、之を
 四 聞きて直に反對せば、その誓願も誓も無効となるべし、女、その約
 三 したる所に責を負うべからず、そは、その父之に反對したればな
 二 たる女は、何によらずその立てたる誓願を果すべし。二 妻、その夫
 一 の家において、誓願、及び誓により、責任を負わんに、⁴⁾ 一三 其の夫

2) 原文 obligare ani-
 mum suam 己が魂に
 責を負わす。一 3) 父
 は結婚していない子
 らに對し、義務と共
 に權利をも有してい
 る。一 4) 夫は妻に對
 して、父の子に對す
 る如き義務と權利と
 を有している。
 5) ヤーヴエはその女
 に願を果たすことを
 免じて下さるである
 う。これは女が結婚
 前に立てた誓願に該
 當する。一 6) 結婚後
 の誓願に關する規定
 一五節参照。

一三 もし聞きて黙しおり、その誓約を禁むることなくば、凡てその約したる所を果すべし。一三されど彼もし直に（一）それに反対せば、その約束を守る義務なし。そは、その夫反対したるにより、主その女を赦し給えばなり。一四その女、誓願を立て、誓によりて責任を負い、斷食、または他の物を斷ちて己が身を苦しめんとする場合は、之を爲すも爲さざるも、その夫の意志によるべし。一五されど夫もしそれを聞きて、黙しおり、己が意見を述ぶるとを他日に延ばさば、何によらずその誓願を立て約したる所を果すべし、そは彼それを聞きながら、直に言わさりしが故なり。一六されど彼もしそれを知りたる後（二）反対せば、その女の責めを負うべし。一七是等は、主がモイゼに命じ給える所にして、夫と妻との間、及び父となお少女の年頃なる娘（三）もしくはその父の家にある娘との間の律法なり。

のへブレオ語の聖書「それを聞けるその日に」。一の聞いてかなり日がたつてから。のしかし夫は代りの物を納めて願を果たす義務を解いて貰うことができる。

第三十一章

マデイアン人等がイスラエルの民を罪に誘いし罰—鹵獲品の分配。

二一 主またモイゼに告げて、曰いけるは、¹⁾先ずイスラエルの裔等の仇を、マデイアン人に報いよ。然る後汝は己が民の許に至らん。²⁾モイゼ、直に云いけるは、「汝等の中、マデイアン人に主の仇を報い得る男子は、武器を執りて戦闘に備えよ。³⁾」

四 イスラエルの各々の族より、千人宛精選りて、戦争に遣すべし。⁴⁾と。五よりて彼等、各々の族より千人づつ出だしぬ。即ち戦闘の裝備をなせる者、一萬二千人を得たり。⁵⁾六ここに於いてモイゼ、司祭エレアザルの子フィネエス⁶⁾と共に彼等を遣し、彼に聖なる器具と、吹鳴らすべき喇叭とを手渡せり。⁷⁾七かくて彼等、マデイアン人と闘いて之に打勝つや、その男子を鑿殺にし、⁸⁾八またその王なるエヅイ、レセム、ストール、フル、レベと

第三十一章 1) 二五章に述べてあるような不義に對する、マデイアン人の天罰。イスラエル人も罰せられた。同章四、五、兩節參照。 2) 本二五・一七。 3) なぜフィネエスが遣されるか、その理由は二五章を見るとわかる。 4) 軍勢には司祭等も同行して、激勵し、祈禱し、契約の櫃と共に行く場合には、犠牲をも献げた。 5) 嚴密な意味で

九 いうその國民の五人の長を殺したり。なお、ベオルの子なる
 パラアム(1)をも、劍にて殺しぬ。(2)九しかしてその女子供を捕
 え、そのすべての家畜、すべての家財道具を奪い、手に入る
 物を悉く掠め取り、(3)その町々村々、及び城塞をすべて、火
 をもて焼き拂えり。(4)二かくて彼等は鹵獲品、ならびに奪い
 し人と畜とを共に悉く携え行き、(5)之をモイゼと司祭エレア
 ザルとイスラエルの裔等の全會衆の許に引きゆきしが、調度
 の殘餘は、之をヨルダンの畔にありてエリコに對えるモアブ
 の平野なる陣營に運びぬ。(6)時に、モイゼと司祭エレアザル
 と會衆の長等一同とは、陣の外に出でて彼等を迎えしが、
 一四モイゼは戦争より歸り來れる軍の長等、千夫長、百夫長等
 に對し、怒りて一五云いけるは、「汝等、何とて女等を助けお
 きたるや。(7)一六かの、パラアムのすゝめによりてイスラエル

のみなどろしではない。戦
 争に出て捕虜になつた者だ
 けである。一(1)のパラアム
 も、到頭イスラエル人を呪
 うため、陣中に伴われて來
 ていたのである。二(2)
 の書一三・二一以下。
 三(3)マダイアン人に對する天
 罰は極めて嚴しい。イスラ
 エル人のやり方は、一部は
 當時の戦争の習慣により、
 一部は二五章に述べてある
 ような出來事により、説明
 がつく。一(1)のモイゼはこれ
 について別に何も定めてお
 かなかつた。しかし彼らは
 女達にまた誘惑されぬよう
 なすべきことを自分で承知

一七 等ならずや。その爲にこの民も罰せられたるなり。10) 一七 されば男性
 の裔等を惑わし、フオゴルの罪によりて主に違背かしたる者は彼
 なるは、子供等の中に至るまで、皆殺し、また男と交わりて之を
 一八 知れる婦女を殺せ。11) 一八 されど女の子と處女なる婦等とは、汝等の
 一九 爲に助けおくべし。12) 一九 しかして七日の間、陣の外に留まれ。人を
 殺したる者、もしくは殺されし者に觸れし者は、三日目と七日目と
 二〇 に身を潔むべし。二〇 また、すべての鹵獲品は、衣服にもあれ、器具
 にもあれ、山羊の皮や毛、もしくは木にて製れる何かの用品にもあ
 二一 れ、之を潔むべし。13) 二一 司祭エレアザルもまた、戦争に出でし軍人
 等に、かくの如く語りぬ、「主がモイゼに命じ給える律法の定むる
 二二 所は次の如し、14) 二二 金、銀、青銅、鐵、鉛、錫、三 及びすべて火を
 二三 通し得る物は、火によりて潔むべし。されど、火に堪えざる物は、
 二四 潔めの水を以て潔むべし。二四 また、汝等、七日目に己が衣服を洗い

している筈であつた
 10) バラアムはマデイ
 アン人の許に残つて
 いて、これに勸告し、
 兵力ではイスラエル
 人に到底かなわな
 から、偶像禮拜や淫
 行に彼らを誘惑して
 その力をそぎ、戦闘
 に堪えられぬ者とす
 るがよい、と云つた
 のであつた。
 11) 士二一・一一。
 12) 女奴隷あるいは妾
 として。——13) 利一三
 ・五九参照。——14) 利
 六・二八。一一・三
 三。一五・一二。

二六五 潔くなりて然る後陣中に入るべし。』^{三五}主またモイゼに曰いけるは、^{二六}汝と司
 二七 祭エレアザルと民の長等、取りし物は人も畜もその總數を調ぶべし。^{二七}しかし
 二八 て汝、鹵獲品を、戦いたる者戦争に出征たる者と、殘餘の會衆とに、等しく分
 二九 ち、^{二八}戦いたる者戦争に出でたる者より、一部を主の爲に割くべし。即ち、人
 三〇 も、牛も、驢馬も、羊も、五百毎に一を取りて、^{二九}之を司祭エレアザルに與う
 三一 べし。是等は主に献ぐべき初のものなればなり。^{一五}』^{三〇}またイスラエルの裔等の
 三二 分なる一半よりも、人、及び牛、驢馬、羊など、あらゆる生物を五十毎に一つ
 三三 取り、^{一六}戒心して主の幕屋の務に當るレヴィ人等に之を與うべし。』^{三一}より
 三四 てモイゼとエレアザルとは、主の命じ給える如くになしぬ。^{三二}さてその軍勢が
 三五 取りたる獲物は、羊六十七萬五千、^{三三}牛七萬二千、^{三四}驢馬六萬一千、^{三五}また、
 三六 人は未だ男を知らざる女三萬二千なりき。^{三六}ここにおいてその一半を戦争に出
 三七 でたる者に與えたり。即ち羊二十三萬七千五百、^{三七}その中より主の分として數
 三八 えられしは、羊六百七十五。^{三八}また牛三萬六千の中より、牛七十二。^{三九}驢馬三

15) 五分
 の一パ
 一セン
 ト。
 16) 二パ
 一セン
 ト。

四〇 萬五百の中より、驢馬六十一。四〇人一萬六千の中より、主の分となりし者、三
 四一 十二人。四一モイゼ乃ち、命ぜられし如く、主の初ものを、司祭エレアザルに
 四二 付しけるが、四二之は戦争に出でし者の爲に彼が分ちたる、イスラエルの裔等の
 四三 ものなる一半より出したるなり。四三されど殘餘の會衆のものとなれる一半、即
 四四 ち羊三十三萬七千五百、四四牛三萬六千、四四驢馬三萬五百、四六人一萬六千の中よ
 四七 りは、四七モイゼ、主の命じ給える如く、五十毎に一つを取り、戒心して主の幕
 四八 屋の任に當るレヴィ人等に之を與えたり。四八時にその軍勢の長たち、千夫長、
 四九 百夫長等、モイゼの許に來りて云いけるは、四九卿の僕なる我等、おのが配下
 五〇 なりし軍人の數を査べしに、一人も缺けたる者なかりき。五〇この故に、我等
 五一 主に對する禮物として、我等の各々が獲物の中に見出し得る黄金の品、即ち脚
 環、腕環、指輪、腕飾、首飾などを献げ奉る。これ卿が我等に代りて主に祈ら
 五二 れんためなり。」と。五二ここにおいてモイゼと司祭エレアザルと、種々の黄金
 五三 の品を受けしが、五三その重量は一萬六千七百五十シクルにして、之は千夫長、

17) 一万
 二千の
 戦士を
 點呼し
 て一人
 も不足
 してい
 なかつ
 たのは
 たゞ天
 祐によ
 るもの
 とした
 ければ
 説明が
 つかな
 い。

五三 百夫長より出したるなり。五三 人は各人が取りし鹵獲物は、その人のものなればなり。五四 かくて彼等、受けしものを携えて證詞の幕屋に入り、主の御前にイスラエルの裔等の記念とせり。¹⁸⁾

第三十二章

ルベんとガドとの子孫、及びマナツセの子孫の半数、モイゼの許可を得て、ヨルダンの東岸に嗣の地を受く。

一 さて、ルベンの裔等とガドの裔等とは、¹⁾ 羊の群を多く有ち、その家畜の財産は限なきほどなりしが、彼等、ヤゼル及びガラードの地が畜を牧らに適したるを觀るや²⁾ 二 モイゼと司祭エレアザルと、會衆の長等との許に來りて、云いけるは
三 アタロト、デイボン、ヤゼル、ネムラ、ヘセボン、エレアレ、サバン、ネボ、ベオン、^四 即ち、主がイスラエルの裔等

18) 天主がそれをみそなわして彼らを思い出し給うため舊約聖書中にたびく出てくる云い方。

第三十二章 1) この兩族は多年相並んで進み且陣を張つた。それで互に離れたいと思ふのは無理もないことである。
2) 申三・一二。

五 の眼前にて征服え給える地は、地味頗る肥えて畜を牧うによろし。然るに卿の僕なる我等は、家畜甚だ多し。五されば、卿我等に目をかけ給わば、請う、之を卿の僕なる我等に與えて所有せしめ、我等をしてヨルダンを渡らざらしめ給わんことを。」と。六) 六モイゼ、彼等に答えけるは、「汝等の兄弟等が戦いに征かんとする時、汝等はここに坐しおらんとするか。七何故汝等、イスラエルの裔等の心を挫きて、八) 主の彼等に與え給いし所に移るを得ざらしむるや。八汝等の父祖も、我がカデスバルネよりかの地を相に遣したる時、然なしたるにあらずや。九) 即ち彼等は葡萄溪まで來りてその地を相し時、イスラエルの裔等の心を挫きたり、そは彼等をして、主のこれに賜いし地に入らざらしめんためなりき。一〇) 時に、主、怒り誓いて曰いけるは、一) 二) エジプトより出で來れる是等の人人にして、二十歳以上なるは、我がアブラハム、イサーク、ヤコブに誓い約したる地を見ざるべし、そは彼

五) 所望の地區にすぐさま落ちつきたいという願ひ。これはかく願う人達が、いわゆるパレスチナ征服に些かも關與したくないと思つていたことを示す。一) 意氣を沮喪させること 殘餘の民は自軍の兵力が減少したのを見て、征服の辛みに堪える勇氣を失うであらう。二) カナアン。三) 本一三・二四。四) 本一四・二九。

二三 等、我に従うを肯せざりければなり。二三たゞケネズ人イエフオネの子カレブと、ヌンの
 子ヨズエとを除く、彼等はわが意をなしとげたればなり。〃と。二三かく主イスラエルに
 對して怒り給い、彼等を四十年の間、荒野に彷徨わしめ給いたれば、遂にその御眼前に
 惡をなしたる世代の人々、悉く滅び去りぬ。一四然るに見よ、と彼は曰う、一汝等は
 その父に代りて起り、罪人の苗裔、養われたる者として、イスラエルに對する主の御震
 怒を増さんとす。一五汝等もし彼に従い奉らずば、彼はこの民を荒野に棄ておき給うべく
 かくて汝等はすべての人の破滅の因となるべし。一六されど彼等、近づきて云いけるは
 一我等は、家畜の爲に羊の檻や厩舎を造り、我等の子女の爲に堅固なる市邑を建てんと
 す。一七我等自らは戈を取り、武装し、イスラエルの裔等の先頭に立ちて進み、終に彼等
 をその所に導き入れん、我等の子供と、我等が有てるすべての物とは、住民の奇襲を恐
 れて、石垣に圍まれたる市邑におくべし。一八我等は、イスラエルの裔等がその嗣の地を
 獲るまでは、おのが家に歸らじ。一九また我等は、ヨルダンの彼岸に何物をも求めじ。そ
 は、我等には既に、その東の方におのが所有地あればなり。〃と。二〇モイゼ、また彼等

二二 に云いけるは、「汝等、もし約せし事をなさんとせば、主の御前に武装して
 戦争に征き、⁸⁾ 三 壯武夫みな、戈を取りてヨルダンを渡り、主がその敵を滅
 三三 し給い、三三その國の全く之に服し奉るまで然せよ。さらば汝等、主の御前に
 もイスラエルの前にも咎なかるべく、⁹⁾ 主の御前に、汝等が望める地を手に
 入るるを得ん。三三されど汝等、もし云いし事を行わずば、汝等が天主に對し
 二四 て罪を犯すことは疑いなく、從いて汝等、その罪己が身に及ぶと知るべし。
 二四 されば、汝等の子女の爲に市邑を、汝等の羊や駄獸の爲に檻や厩舎を建て
 二五 汝等が約せし事を果せ。」^{二五}時にガドの裔等とルベンの裔等と、モイゼに云
 二六 いけるは、「我等は卿の僕なり。わが君の命じ給う如くになさん。¹⁰⁾ 二六 我等
 二七 はおのが子女と妻と、羊と駄獸とを、ガラードの市邑に遺しおかん、^{二七}され
 二八 ど卿の僕なる我等は、君よ、卿の曰う如く、皆武装して戦争に征かん。」
 二八 ここにおいてモイゼ、司祭エレアザルとヌンの子ヨズエと、イスラエルの
 二九 諸族の家長等とに命じて之に云いけるは、^{二九}「ガドの裔等とルベンの裔等と

8) 主の御前とは、すなわち神政の軍隊においで主を代表する契約の櫃の前。一書一・二四。
 9) 汝らは己が責任を果したものと見られるであらう。
 10) 書四・一二。

三〇 もし主の御前に武装して、汝等と共にヨルダンを渡り、かの地汝等に服せしめられなば、彼等にガラードを與えてその所有地となさしめよ。11) 三〇さ
 三二 れど彼等もし武装して汝等と共にカナアンの地に渡らんとせずば、彼等を
 三二 して汝等の中に住む處を得しむべし。12) 三二ガドの裔等とルベンの裔等と答
 三三 えけるは「主がその僕等に告げ給える如く、我等爲さん。三三我等主の御前
 三三 に武装して、カナアンの地に入り行かん、しかして既にヨルダンの此岸に
 三三 我等の所有地を獲たることを言明す。」三三モイゼ、ここにおいて、ガドの
 三三 裔等とルベンの裔等と、ヨゼフの子なるマナッセの族の半とに12) アモル人
 三四 の王セホンの國と、バサンの王オグの國とを、その國及び周圍の邑々諸共
 三五 與えたり。13) 三四ガドの裔等、乃ちデイボン、アタロト、アレオル、三五エトロ
 三六 ト、ソフアン、ヤゼル、イエグパー、三六ベトネムラ、ベタラン等の堅固な
 三七 る邑々を建て、その家畜の爲に檻を設けぬ。三七またルベンの裔等は、へセボ
 三八 ン、エレアレ、カリアタイム、三八ナボ、パールメオン、(是等の名は改めら

11) 申三・一二。書一三・一八。

二二・四。

12) 前二族だけに、ヨルダンの河のこなたの地を與えたらそれは他の諸族の地に比較してあまりに廣すぎるであらう。13) 書二二・四。

れたり¹⁴⁾及びサバマを建て、自己の建てたる邑々に名を命けたり。

三九 更にマナツセの子なるマキルの裔等は、ガラードに侵入して之を

四〇 蹂躪し、そこに住めるアモル人を討滅せり。15) 四〇よりてモイゼ、ガ

四一 ラードの地をマナツセの子マキルに興えしかば、彼は其處に住みぬ。

四二 なおおマナツセの子ヤイルは行きて、その村々を取り、之をハヴオ

トヤイル、即ちヤイルの村と命名けたり。四二またノベも行きて、カ

ナトとその村々とを取り、自己の名に因みて之をノベと稱びぬ。16)

第三十三章

イスラエル人荒野通過中の宿營地—聖地分配に關す規定。

一 モイゼとア—ロンとに率いられ、それぞれの隊に分れてエジプト

二 を出でたるイスラエルの裔等の宿營地¹⁾は次の如し。即ちこれは

彼等が主の命に従い、その宿營地を更えしままに、モイゼが記録し

三 たるなり。三さてイスラエルの裔等は第一月に、第一月の十五日、

14) ナボ及びバールは異教の神の名であつたから。—15) 三九節—四二節はヨルダン河東方の地を、マナツセ族の半ばにも興えた理由を述ぶ。—

創五〇・二二。

16) 士八・一一参照。

第三十三章 1) 契約

の幕屋が立てられ全陣營の設けられた所の義。

一八七 望の墓に到り、^{一七} 慾望の墓を出發ちてハセロトに陣を張り、^八 一八ハセロ
 トを出發ちてレトマに到り、^九 一九レトマを出發ちてレンモンファレスに陣
 せり。¹⁰ 二〇次いで其處を出發ちてレブナに到り、¹¹ 二レブナより移りてレッ
 サに陣を張りぬ。¹² 三またレッサを出發ちて、ケラタに到り、¹³ 其處より
 移りて、セフェル山に陣を張り、¹⁴ 二四セフェル山を出發ちて、アラダに到り
 二五其處を出發ちて、マケロトに陣を張り、¹⁵ 二六マケロトを出發ちて、タハト
 二七に到り、¹⁶ 二七タハトより移りてタレに陣を張り、¹⁷ 二八其處を出發ちて、メトカ
 二九に天幕を張り、¹⁸ 二九メトカより移りて、ヘスモナに陣を張り、¹⁹ 三〇ヘスモナを
 三一出發ちて、モセロトに到り、²⁰ 三モセロトより移りて、ベネヤーカンに陣を
 三二張り、²¹ 三二ベネヤーカンを出發ちて、ガドガド山に到り、²² 三三其處を出發ち
 三三て、イエテバタに陣を張り、²³ 三四イエテバタより、ヘブロナに到り、²⁴ 三五ヘブ
 三六ロナを出發ちて、アシオンガベルに陣を張り、²⁵ 三六其處を出發ちて、シンの
 三七荒野、²⁶ 即ちカデスに到り、²⁷ 三七カデスを出發ちて、エドムの國の最極の境

7) 出一九・二。
 8) 本一一・三
 四。一の本一
 三・一。一〇) 以
 下十七の宿營
 地は、イスラ
 エル人がカデ
 スを去つて紅
 海の方に赴い
 てから、再び
 カデスに落付
 くまで荒野を
 彷徨した三十
 七年間に陣し
 た處である。
 11) 申一〇・七。
 12) 本二〇・一。

三六 なるホル山に陣を張りぬ。三八しかして司祭アーロン、主の命によりてホル山に登り、彼處にて死せり。イスラエルの裔等がエジプトを出でしより四十年目の第五月にして、その月の一日のことなりき。13) 三九時に彼は百二十三歳なりき。四〇さて、南の方¹⁴⁾に住めるカナアン人の王アラドは、イスラエルの裔等がカナアンの地に来れるを聞けり。四一よりて彼等ホル山を出發ち、サロモナに陣を張り、^{四二}其處を出發ちて、フノンに到り、^{四三}フノンを出發ちて、オポトに陣を張り、^{四四}オポトより、モアブ人の國境にあるイエアバリムに到り、^{四五}イエアバリムを出發ちて、デイボンガドに天幕を張り、^{四六}其處を出でて、ヘルモンデブラタイムに陣を張りぬ。三七更に、ヘルモンデブラタイムを出發ちて、ナボに對えるアバリム山に到り、^{三八}アバリム山を出發ちて、ヨルダンの邊にあり、イエリコに對えるモアブの平野に到り、^{三九}其處にベトシモトよりモアブ人の平野にあるアベルサタイムに至るまで陣を張りたり。四〇彼處にて、主、モイゼに曰いけるは、^{四一}イスラエルの裔等に命じて、之に云え、^{四二}汝等、ヨルダンを渡りて

13) 本二〇・二五。申三二・五〇。
 14) ネゲブ。二一・一を参照

五二 カナアンの地に入りたる時は、^{五二}その地の住民を悉く討滅し、その石
 五三 碑¹⁵⁾を毀ち、その像を粉碎き、その高き處を悉く荒廢し、¹⁶⁾ ^{五三}その地
 を潔めて¹⁷⁾そこに住むべし。そは我、之を汝等に所有地として與えたれ
 五四 ばなり。^{五四}さて、汝等、之を汝等の中に分つは籤によるべし。多きもの
 には大なる所を、少きものには小なる所を與うべし。何人にも、籤の當
 れるままに、その嗣りの地を與うべし。その所有地は、族毎に、家毎に
 五五 之を分つべし。^{五五}されど汝等もしその地の住民を殺すを欲せずば、彼等
 残れる者は汝等にとりて、眼をさす釘、脇腹をさす槍の如くになり、汝
 五六 等の住む地において、汝等に敵對わん。^{五六}なおまた我は、彼等になさん
 と思しし所を、すべて汝等になさん。〃

第三十四章

境界の設定とこれを定むる人々の名。

二 一 主またモイゼに告げて曰いけるは、^二イスラエルの裔等に命じて、汝、之に云うべし

15) 利二六・一に
 よれば、象徴的
 繪畫が一面に描
 いてある石碑か
 それに類似のも
 の。—16) 高き處
 とは、偶像禮拜
 の行われた處。
 —申七・五。士
 二・二。—17) 偶
 像禮拜から。

三 汝等カナアンの地に入り、之が籤によりて汝等の所有となりたる時は、境界を次の如く定むべし。三南の方は、エドムの隣にあるシンの荒野に始まり、鹽海をその東の方の境界とすべし。四その境界は南の方、蠟の坂を²⁾ 圍繞り、かくてセンナを過ぎ、南はカデスバルネにまで達すべし。境界はそこよりアダルと稱ぶ邑に到り、アセモナに及ぶべし。五次いでその境界はアセモナより轉じて、エジプトの河に到り、大海³⁾ の岸に終るべし。六また西の方は、大海より始まりて、大海に終るべし。七更に北の方の境界は、大海より始まり最も高き山に及び、⁴⁾ 八其處よりエマトに至りセダダの邊境にまで達すべし。九次いで境界は、ゼフロナ、及びエナンの村にまで至るべし。北の方における境界はかくの如くなるべし。一〇東の方の境界は、そのエナンの村より、セフアマまでを劃すべし。二またその境界は、セフアマよりダフニムの泉に對

第三十四章 一書一五・
 一。一²⁾この蠟の坂(へブレオ語「アクラツピム」)は、或る人達の説によれば、平均二〇ないし二五メートル、所によつては四〇ないし五〇メートルある石灰石の丘のこと、すなわち死海の盆地をさす。また他の人達の説によれば、頂の高さ四六六メートルある、エスサーファという長い急峻な山坂であるとする方が一層本當らしいと。一³⁾地中海。一⁴⁾リパノン山の南端まで。

二二 えるレブラに下り行き、其處より東の方ケネレトの海に至り、二三 ヨルダンに
 まで及び、終に鹽海^⑤に終るべし。汝等の國の周圍の境界は、かくの如くな
 一三 るべし。〃 一三 ここにおいて、モイゼ、イスラエルの裔等に命じて、云いけ
 るは、「これこそ汝等が籤によりて獲べき地、主が命じて九族と一族の半と
 一四 に與えしめ給う地なれ。一四 蓋し、ルベンの裔等の支族はその家族によりて、
 ガドの裔等の支族もその親族の數によりて、またマナツセの支族の半も、
 一五 即ち二族と一族の半とは、ヨルダンの彼岸、エリコに對える東側に、その
 一七六 分を受けたればなり。一六 主またモイゼに曰いけるは、一七 汝等に地を分つべ
 一八 き人々の名は次の如し。司祭エレアザルとヌンの子ヨズエ、^⑥ 一八 及び各々の
 一九 支族より長一人ずつ。一九 その名は次の如し、ユダの支族よりはイエフオネの
 二一〇 子カレブ、二〇 シメオンの支族よりはアミウドの子サムエル、二一 ベンヤミンの
 二二 支族よりはカセロンの子エリダド、二二 ダンの裔等の支族よりは、ヨグリの子
 二三 ポツキ、二三 ヨゼフの裔等の中、マナツセの支族よりは、エフオドの子ハニエ

⑤ 死海。
 ⑥ 大司祭
 はいつても
 ヨズエの
 前に置か
 れる。ア
 一ロンは
 モイゼに
 對して、
 もちろん
 かような
 優位を有
 していな
 かつた。
 一書一四
 一、二。

二五四 ル、二四エフライムの支族よりは、セフトンの子カムエル、二五ザブロンの支族よりは、フ
 二六 アルナクの子エリサファン、二六イツサカルの支族よりは、オザンの子なる長フアルテイ
 二七 エル、二七アセルの支族よりは、サロミの子アヒウド、二八ネフタリの支族よりは、アミウ
 二九 ドの子フエダエル。二九これぞ主がイスラエルの裔等にカナアンの地を分つことを命じ給
 える人々なる。」

第三十五章

レヴィ人の住む町及び避難の町に關する規定。

一 主はまたヨルダンの邊、イエリコに對えるモアブの平野において、モイ
 二 ゼに次の如く曰いぬ、三イスラエルの裔等に命じて、その所有地の中より
 三 レヴィ人に與えしむべきは、四その住むべき邑々と、その周圍なる郊外地
 四 なり、さらば彼等はその邑々に住み、その郊外地を己が羊や馱獸の爲に用
 五 ろるを得ん。五その郊外地は、市邑の石垣より外に向かいて、いずれの側
 にも一千歩²⁾の幅を保つべし。五東の方には二千クピト、南の方にも同じ

第三十五章

1) 書二一・二一。

2) クピト。一
 千クピトは約
 四八四メートル。

六 六つは分ちて逃亡者の避難場となし、血を流したる者をして、
はその外にあるべし。六しかして汝等がレヴィ人に與うべき邑々の
中、六つは分ちて逃亡者の避難場となし、血を流したる者をして、
之に遁るるを得しむべし。なお、是等の外に又四十二の市邑あるべ
し、³⁾ 即ち郊外地を具えたるもの、合せて四十八あるべし。⁴⁾ ハイ
ラエルの裔等の所有地より出すべき是等の市邑は、多く有てる者よ
りは多く、少く有てる者よりは少く、之を取るべし。各人、その受
九 継ぎたる地の廣さに應じて、レヴィ人に市邑を與うべし。⁵⁾ 主モ
一〇 イゼに曰いけるは、一〇「イスラエルの裔等に告げて、汝之に云うべ
二 二し、汝等、ヨルダンを渡りてカナアンの地に入りたる時は、二
すれの邑を、本意ならずも血を流したる逃亡者の避難所となすべき
三 かを定むべし。⁶⁾ 三 逃亡者その中にある時は、殺されたる者の親戚

3) 出二一・一三。申
四・四一。一九・二。
書二〇・二。一4) 司
の制度によつて、司
祭達レヴィ人等は聖
地にあまねく散在し
天主の律法を教える
その役割を容易に果
すことができた。
5) レヴィ人等はヨズ
エの配下にあつて、
シメオン、ユダ、兩
族から九つ、ネフタ
リ族から三つ、残り
の九族から四つずつ
市邑を貰つた。書二
一・四以下参照。
6) 實際古代の民の多

八七 即ち郊外地を具えたるもの、合せて四十八あるべし。⁴⁾ ハイ
ラエルの裔等の所有地より出すべき是等の市邑は、多く有てる者よ
りは多く、少く有てる者よりは少く、之を取るべし。各人、その受
九 継ぎたる地の廣さに應じて、レヴィ人に市邑を與うべし。⁵⁾ 主モ
一〇 イゼに曰いけるは、一〇「イスラエルの裔等に告げて、汝之に云うべ
二 二し、汝等、ヨルダンを渡りてカナアンの地に入りたる時は、二
すれの邑を、本意ならずも血を流したる逃亡者の避難所となすべき
三 かを定むべし。⁶⁾ 三 逃亡者その中にある時は、殺されたる者の親戚

二 二し、汝等、ヨルダンを渡りてカナアンの地に入りたる時は、二
すれの邑を、本意ならずも血を流したる逃亡者の避難所となすべき
三 かを定むべし。⁶⁾ 三 逃亡者その中にある時は、殺されたる者の親戚

二 二し、汝等、ヨルダンを渡りてカナアンの地に入りたる時は、二
すれの邑を、本意ならずも血を流したる逃亡者の避難所となすべき
三 かを定むべし。⁶⁾ 三 逃亡者その中にある時は、殺されたる者の親戚

二 二し、汝等、ヨルダンを渡りてカナアンの地に入りたる時は、二
すれの邑を、本意ならずも血を流したる逃亡者の避難所となすべき
三 かを定むべし。⁶⁾ 三 逃亡者その中にある時は、殺されたる者の親戚

一三 も、彼が會衆の前に立ちてその事件を審判かるるまではこれを殺すを得ず。一三なお、是等別ちて逃亡者の避難所となす邑の中の一四三つはヨルダンの彼岸に、三つはカナアンの地にあるべし。一五これ、イスラエルの裔等にもあれ、他國人、寄留人にもあれ、本意ならずも血を流したる者の其處に遁るるを得ん爲なり。一六人もし鐵を以て撃ち、撃たれし者死なば、殺人の罪を獲、自らも死に處せらるべし。一七彼もし石を投げ、その當りし者死なば同様に罰せらるべし。一八木を以て撃たれし者もし死なば之を撃ちたる者の血によりて仇を報うべし。一九殺されたる者の親戚は、殺したる者を殺すべし、之を捕うるや直に殺すべし。二〇もし憎惡によりて人を突き、或は惡意より之に物を投げつけ、^一或は敵意より手を以て之を

くにあつた習慣によれば、人が殺されると、その最も近い親戚が、今度はその下手人を殺して復讐する、權利と義務とを負わされるのである。イスラエルの神法は、この復讐の遂行を全くは廢止せず、こゝで殺意の有無を明確に區別し以て濫りに之を行ふを禁じている。申四・四一。書二〇・七、八。R)かかるものを兇器として、隣人を襲撃した者は、殺人者と見なされる。そうでなくて、手で撃つ場合、また遠くから石とか矢などを他人に投げつけると、偶然適中すること多時々あるので、そうした場合、まずその殺意の有無を證據立つべきである。一)の申一九・一。

三三二 打ち、その人死なば、打ちし者は殺人の罪を獲べし。殺されたる人の親戚は
 三三三 彼を見つけ次第殺すべし。三三三されど、時のはずみにして憎悪の念なく、三三三敵
 二四 意なく、是等の事の一をなし、二四且、人々の聞ける處にて、その證立ち、そ
 二五 の事件打ちたる者と、血族との間に落着せば、二五その無罪となれる者を、仇
 討つ人の手より救い、宣告して彼をその遁れ行きたる市邑に返すべし。しか
 二六 して彼は聖油を灌がれたる大司祭の死するまで、其處に住まるべし。10) 二六も
 し人を殺せる者に、追放われし者のために定められたる市邑の境界の外にて
 二七 逢い、二七復讐する人、之を打たば、その人彼を殺すと雖も罪なかるべし。
 二八 蓋し逃亡者は、大司祭の死するまでその市邑の中に留まるべかりしが故な
 二九 り。されどその死したる後は、人を殺したる者、己が國に歸るべし。11) 二九こ
 れ、汝等の住めるすべての處において、いつまでも法として守るべきものな
 三〇 り。三〇人を殺したる者は、證人等の言によりて罰せらるべし。されど一人の
 三二 人の證言によりては、何人をも罪ありと判定むべからず。三二汝等、血の罪あ

10) 大司祭が死んだら、この士師の死と共に、その判決も失効した。
 11) 避難の町の設定は、突然の不當な復讐を防ぐためであつた。

四 族に移り、我等の相續の地は減少せん。かくて歡喜の年、即ち五十年目の免除の年來らば、籤によりてなせる分配も混亂れて、一人の所有地も他の人々に移るに至らん。五モイゼ、イスラエルの裔等に答え、主の命によりて云いけるは、「ヨゼフの子等の一族の云える所は宜なるかな。六サルファードの娘等につきて、主の曰える掟は次の如し、曰く、彼等はその欲する者に婚ぐべし、されど但自己が同族の人々にのみ嫁くべし。七これ、イスラエルの裔等の所有地が、一族より他族に移りて、相混することのなからんためなり。蓋し、人々みな自己が同族親戚の女を娶るべきなり。八また女はみな同族の夫をもつべし、これ、相續の地がその一族に留まるを得て、九支族と支族、互に相混することなく、依然として、一〇主に分たれたるままならんためなり。四」ここにおいて、サルファードの娘等は、命ぜられたる如くに爲しぬ。二即ち、マラー、テルサ、ヘグラ、メルカ、及びノアは、その父方の伯叔父の子等に嫁ぎたり、三そは、ヨゼフの子なる

2) この簡単な制限によつてすべての権が擁護された。

3) 土七・一四。

4) かくして利

二五章が補足

される。相續

人たる女子が

イスラエルの

宗教に歸依し

た他國人と結

婚すると、そ

の夫は妻の族

に加わらなけ

ればならな

つた。

二三
マナツセの一族の者なりき。されば彼等に分ち與えられたる所有地は、その父の族に、
家に、留まれり。二三是等は即ち、ヨルダンのほとり、イエリコに對えるモアブの平野に
おいて、主がモイゼの手により、イスラエルの裔等に命じ給える律法と定則なり。